

『源平盛衰記』全釈（二二―卷四―2）

早川厚一
曾我良成
近藤泉
村井宏栄
橋本正俊
志立正知

¹ 後朱雀院御宇、長暦年中ニ、宇治関白頼通公ノ吹挙ニ²依テ、三井ノ³明尊僧止天台座主ニ⁴被^レ補之時、山門ノ衆徒関白殿ニ⁵訴申刻、衆徒ト軍兵ト忽ニ動乱ニ及ケリ。⁶此事ノ張本ト号シテ、頼寿・良円両僧都⁷罪名ヲ被^レ勘ケル程ニ、主上御惱ノ事アリ。⁸様々御祈有ケルニ、山王⁹託宣シテ云、「吾ハコレ惡靈ニ非ズ、死靈ニ非ズ、根本叡山ノ¹¹主也。¹²内一乗ノ¹³教法ヲ味テ¹⁴寿トシ、¹⁵外ニ三千ノ僧侶ヲ養テ¹⁶子トスル神也。去¹⁷ジ春、山僧等不慮ノ殃ニアヘリ。此事¹⁸訴申サン為ニ、玉体ニ奉¹⁹近付也」トアリケレバ、²⁰即頼寿・良円ガ罪名ヲ被^レ宥ツ、²¹様々ノ御ヲコタリ申サセ給ケリ。²³白川院ハ「賀茂川ノ水、²⁴双六ノ賽、²⁵山法師、是ゾ朕心ニ随ヌ者」ト、常ハ仰ノ有ケルトゾ²⁷申伝タル。²⁸鳥羽院御時、平泉寺ヲ以テ²⁹園城寺ヘ被^レ付由、其聞エ有シニ、山門ノ衆徒騒動シテ、奏状ヲ捧テ³⁰訴申。非³¹擲之乱訴也ケレ共、院宣ニハ「³²依³³不³⁴浅、遂ニ以³⁵非³⁶為³⁷理所被³⁸裁許一也」トゾ被³⁹仰下⁴⁰ケル。

³¹堀川院御宇、寛治四年ニ大蔵卿為房ヲ哀ミサ、ヘ³²「三七」サセ給ケル³³ニ、³⁴江中納言³⁵匡房被^レ申ケルハ、「三千ノ衆徒、七社ノ神輿ヲ³⁶陣頭ニ奉³⁷振³⁸訴申サン時、君ハイカゞ可³⁹有⁴⁰御計」ト奏申レケレバ、「⁴¹実ニ難⁴²黙止⁴³事也」トゾ仰ケル。

【校異】1 〈近〉「ごしゆしやくゐんの」、〈蓬〉「後朱雀院」、〈静〉「後朱雀院」。2 〈近〉「よつて」、〈蓬・静〉「よりて」。3 〈近〉「みやうそん」、〈蓬〉「明尊」、〈静〉「明尊」。4 〈近〉「ふせらるゝの」、〈蓬〉「被^レ補の」、〈静〉「被^レ補の」。5 〈近〉「うたへ申きさみ」、〈蓬〉「訴申きさみ」、〈静〉「訴申きさみ」。6 〈蓬〉「此事張本と」、〈静〉「此事張本と」。7 〈近〉「さいみやうを」。8 〈近〉「やうくの」、〈蓬・静〉「さまく」。9 〈蓬〉

「託宣^{タクセン}して」。10〈蓬・静〉「我は」。11〈近〉「あるしなり」、〈蓬・静〉「主也^{ヌシ}」。12〈近〉「うちには」、〈蓬〉「内に」、〈静〉「内^ニ」。13〈近〉「けうぼうを」、〈蓬・静〉「教法^{アホウホフ}を」。14〈近〉「いのちとし」、〈蓬・静〉「寿とし」。15〈近〉「ほかにほ」。16〈近〉「かみなり」、〈蓬〉「神也^シ」。17〈近〉「さんそうら」、〈蓬〉「山僧等^{サンソウドウ}」。18〈近〉「うたへ申さんために」、〈蓬〉「訴申さんために」。19〈静〉「則^{ソツ}」。20〈近〉「りやうゑんかざいみやうを」、〈蓬〉「良円罪名を」、〈静〉「良円罪名を」。21〈近〉「なためつ」、〈蓬〉「なためられつ」、〈静〉「有られつ^{ナダメ}」。22〈近〉「やうくの」、〈蓬・静〉「さまくの」。23〈蓬〉「白河院は」、〈静〉「白河院は」。24〈近〉「すぐ六の」とし、「く」に横二重線を施す。〈蓬〉「双六^{スゴロク}の」、〈静〉「双六^{スゴ}の」。25〈近〉「やまぼうし」。26〈近〉「ちんが」、〈蓬〉「丸か」、〈静〉「丸か」。27〈蓬〉「つたへたる」。28〈蓬・静〉「園城寺に」。29〈近〉「うたへ申」、〈蓬〉「訴申す」、〈静〉「訴申す」。30〈近〉「あさからさるによて」、〈蓬〉「不浅^{アサカラス}」。31〈蓬〉「堀河院」、〈静〉「堀河院」。32〈近〉「ニ」なし。33〈近〉「江のちうなこん」、〈蓬〉「江中納言^{カウ}」。34〈近〉「きやうぼうう」、〈蓬〉「匡房^{キヤウハウ}の」、〈静〉「匡房^{キヤウハウ}の」。35〈近〉「ちんとうに」とし、「ち」に横二重線を施す。右に「せ」を傍記。36〈近〉「うたへ申さん」、〈蓬〉「訴申さん」、〈静〉「訴申さん」。37〈蓬〉「時は」、〈静〉「ときは」。38〈静〉「點止^{モクシ}かたき」。

【注解】○後朱雀院御宇、長暦年中二、宇治関白頼通公ノ吹挙ニ依テ
： 以下は後朱雀院の御宇、長暦年中に起きた山門強訴の例を具体的に引く。に対して、〈延・長〉では、「願立」説話の中に、江中納言匡房が申したこととして、次のように引用する。〈延〉「宇治殿ノ御時、大衆張本トテ、頼寿、良円等ヲ流サルベキニテ有シニ、山王ノ御託宣^{イタシル}揭焉^{イタシル}カリケレバ、即罪名ヲ有ラレテ、様々ニ御オコトリヲ申サセ給シゾカシ」（卷一八〇ウハ一オ）。〈延・長〉の記事では、頼寿と良円がなぜ流罪されることとなったのが不明。当該説話は、『古今著聞集』卷一八「延暦園城両寺天台座主を争論の事」（旧大系五四、五五頁）の他、『日吉山王利生記』卷三第二・三四段（『神道大系 日吉』、六六八一〜六六四頁）、『日吉山王記』第十八「御託宣事」（『続天台宗全書 神道1』二八〇頁）、『山王絵詞』卷四第四・五段（『続天台宗全書 神道1』四三五〜四三七頁）に見える。これらによれば、後朱雀院の御宇、長暦二年（一〇三八）九月七日に、第二十七代天台座

主慶命が七十四歳で入寂した。この時、次の天台座主の最有力候補が智証門流の明尊であった。明尊は、内蔵頭小野道風の孫、兵庫頭奉時男。慶祚の弟子で勝算・観修等に従って受法灌頂した智証門徒であるから、明尊の師主余慶の天台座主就任事件以後叡山から智証門徒を追放して山上を独占していた慈覚門徒が、強硬に反対することになった。但し、明尊には摂関家の後ろ楯もあった。それは、藤原道長が寺門派に深く帰依し、道長亡き今も、宇治関白頼通の支持を得ていたからである（加納重文一五四〜一五九頁）。また、明尊は天台宗の「第一者」であり、建前上天台教団の分裂は公認されていなかった当時において、明尊が推薦されるのは筋の通ったことであつたともされる（池田陽平二九三〇頁）。なお、日吉関係資料の成立について簡単に整理しておく。『日吉山王利生記』『山王絵詞』、また一部が現存する絵巻『山王靈驗記』は、互いに共通する靈驗譚を多く含む。近藤喜博、小松茂美、田嶋一夫などによりその関係が論じられてきたが、定説を見ない。

『山王絵詞』の成立は、最終話にある正和三年（一一三二）の西園寺公衡の経供養が関係していると見られている。下坂守は、最初に『日吉山王利生記』が存在し、これを編纂する形で『山王靈験記』『山王絵詞』が成立したと想定し、『日吉山王利生記』は巻九に記された源仲兼・仲遠父子もしくはその遺族が関与して文永年中頃に成立したと推定する。一方、橋本正俊は、『日吉山王利生記』に、一二〇〇年前後の説話がまとまって存在することなどから、一三世紀初頭に原『靈験記』が集成され、後に整備されて両書が編纂されたとする。また、『日吉山王記』については、菅原信海が、「撰者は日吉社の社司かと思われる」「成立は、文中に暦応四年（一一三二）・同五年を「当御代」として注記していること、また扉の注記にも「暦応年中撰之歟」とあり、暦応五年頃の成立かと思われる」（『解題七頁』）と指摘する。○衆徒ト軍兵ト忽ニ動乱ニ及ケリ『日吉山王利生記』『山門いきどほりにたへず、同（長暦三年）二月廿八日、大衆数千入祇陀林寺にたなびき下りて、関白へ群参しけるありさま、路中の騒動貴賤色をうしなはずといふことなし』（六六二頁）。『山王絵詞』もほぼ同）。『古今著聞集』によると、長暦二年十月二十七日、明尊が座主に着任するとの噂を聞いて、大衆が下洛して左近の馬場に群集、そして「同（長暦）三年二月十七日、山僧、関白殿の門前へ参てうれへ申けり。十八日にも参て、おめきのゝしる声をびたゝしくぞ侍ける。平直方・同繁資に仰られて、ふせがせられける程に、たがひにきずをかうぶるものおほかりけり」（五四頁）とあり、長暦二年から大衆の下洛があったことがわかる。『天台座主記』も同様。延暦寺の大衆が、関白頼通邸に押し掛けたのは、長暦三年二月十八日のこと。『扶桑略記』『慈覚門徒為座主愁、

僧綱有職并山上老少満山僧徒三千余人集會祇陀林寺。自其引率参向関白左相府高倉第一。然閉門不通過。仍僧徒於其門下、成濫吹事。加制止問、僧向三輩中矢走反。其中惡僧為首定清（世号出雲少院）。擲大僧都教円為質。同車向西坂下。爰出雲少院於隨願寺免恕僧都教円。公家即遣檢非違使追捕定清。下獄考訊之処、有陳申事。仍三月九日、大僧都頼寿・少僧都良円・阿闍利充慶等召仰法家、被勘罪名」（長暦三年二月十八日条）。なお、出雲少院定清が、教円を擲めた理由について、『古今著聞集』は、「山の教円僧都、明尊僧正と同意のきこえありければ、山僧、教円を擲て逃さりにけり。とかく怠状してゆりにけるとかや」（五四頁）と記す。また、早大図書館蔵教林文庫本『山門日吉活套記』も前年からの動向を記す。「長暦二年（六十九代後朱雀院）冬朝議以三井明尊為天台座主十月二十七日慈覚之徒捧状沮之三年廷評已定二月十七日慈覚之徒尽會法成寺南門相議列向相府訴之相門固閉不入衆猶蠢々不散相吏開門告衆曰今日先還明日有議大衆退明朝会祇陀林寺相府使告衆曰天台座主位古来重之故選智行全具者補之不必局慈覚一門智証之門亦多有焉方今明尊僧正德位相宜慈覚徒有相苦者平乞莫拒訴大衆聞之嗔怨呼馳乃走相府々々門堅開大衆呼号扣門至穿門柱下地相大怒使能州刺史平直方率兵射大衆々々中亦有挑戰者定勢有贅力拔太刀撃官兵々々衆徒死傷多十九日定勢付獄」（調査研究報告九、一九八八・三、一三六～一三七頁）。『山王日吉活套記』の成立は未詳であるが、次節の師通事件を記した記事の末尾の本文中に「冥罰可恐可惶具見盛衰記平家物語等」（一三九頁）と、盛衰記や

平家物語の参照を示す叙述がある。故に、『山王日吉活套記』は、特に参照を必要とする時以外は使用しない。 ○此事ノ張本ト号シテ、

頼寿・良円両僧都罪名ヲ被勤ケル程ニ『古今著聞集』『日吉山王記』

同、『日吉山王利生記』『山王絵詞』『上皇逆鱗の余りに、大衆張本と

て三人をぞめされける。法興房大僧都頼寿、三昧僧都良円、池上阿闍

梨皇慶なりけり』（『日吉山王利生記』六六二頁）。但し、皇慶は、乙

護法の守護により罪を逃れたとの説話を付す。この説話は『谷阿闍

梨伝』の挿話（『続天台宗全書 史伝2』三一七頁）をもとにしたも

のであらう。皇慶の名をあげるのは、他に前掲の『扶桑略記』『天台

座主記』。おそらく張本として名前が挙がったが、頼寿・良円とは別

にすぐに赦免されたか。それが独自の乙護法靈験譚を生んだ一方で、

〈盛〉では山王靈験とは無関係ということで、皇慶については取り上

げなかったか。頼寿は、播磨守藤原信理の子（尊卑二二四六二頁）。

『僧歴綜覧』によれば、長元六年（一〇三三）四十六歳で慶円大僧正

に入室、長暦二年（一〇三八）権大僧都、同三年二月依「山相論」

勘罪名」（五十二）」。後朱雀院の護持僧（『護持僧次第』続群書四

上—四〇一頁）。良円は、右大臣藤原実資の子（尊卑二二四四頁）。

『僧歴綜覧』によれば、長元元年（一〇二八）四十六歳で慶円大僧正

に入室、長元六年（一〇三三）権少僧都、長暦三年二月依「山相論

」勘罪名」（五十七）」。後一条院の護持僧（『護持僧次第』続群書四

上—四〇一頁）。 ○主上御悩ノ事アリ 『日吉山王利生記』「かゝる

ほどに主上御不予のこといできさせ給て、群臣さはぎあへりけり」

（六六三頁）。『山王絵詞』はば同、『古今著聞集』「同七月廿四日より、

玉体例ならぬ御事あり」（旧大系五五頁）。『扶桑略記』「自廿三日、

天皇不予」〔廿六日乙卯。大「救天下」〕（長暦三年七月）。 ○吾ハコ

レ惡靈ニ非ズ、死靈ニ非ズ、根本叡山ノ主也：『古今著聞集』「八月

十日、山王の御託宣有て、両僧都をめされけり」（五五頁）。山王が誰

に乗り移ったのかは不明だが、後朱雀天皇に乗り移ったと同様に解す

るのが、『日吉山王利生記』『山王絵詞』。「愛主上勅してのたまはく。

誰人かいまだやすく降伏すべき。われはこれ、外には三千の僧侶を養

て子とし、内には一乗の教法をなめて命とする根本叡岳の王也。更に

惡靈にあらず。たゞ頼寿良円が事を申さむために、宝体につき奉る

ばかりなり」（『日吉山王利生記』六六三頁）。傍線部が〈盛〉に近似

する。〈盛〉の当該記事にはば一致するのが『日吉山王記』。「山王奉

付其託宣云、「吾是非惡靈死靈、根本叡岳主也。嘗一乗法味

為命養三千衆徒為子。依召取愛子頼寿良円、彼等惡々奉付

悩也」云云（二八〇頁）。但し、『日吉山王記』の場合は託宣者が主

上であるかは不明瞭。〈盛〉の「玉体ニ奉近付也」を山王権現が託宣

のために天皇に憑依したと読むか、あるいは訴えるために病をもたら

したと読むかは判断に迷う。なお、この本文に続く「大行事、託于

貴女云、山僧有愁之時者、山王同愁之」の一節は、『山王絵詞』

に「或記云、此時大行事、貴女託して云：」（四六四頁）と引かれて

おり、両本の影響関係がうかがえる。 ○去ジ春、山僧等不慮ノ殃ニ

アヘリ 長暦三年二月に、頼寿と良円等が勅勘を蒙ったことを指す。

○即頼寿・良円ガ罪名ヲ被宥ツ、『古今著聞集』『日吉山王利生記』

『山王絵詞』『日吉山王記』には、「山門の僧綱等を免して、御修法さ

へ有ければ、御悩たちまち平癒し給けり」（『日吉山王利生記』六六三頁）

等とあるが、池田陽平が指摘するように、『春記』長久元年（一〇四〇）

十一月八日条に、「去年被勘罪名、已被処罪科者也」とある。これによれば、頼寿が罪科に処せられたのは、長暦三年（一〇三九）のことになる。○白川院ハ「賀茂川ノ水、双六ノ賽、山法師、是ゾ朕心ニ随又者」ト、常ハ仰ノ有ケルトゾ申伝タル 白河院の三不如意。絶大な権力を誇った白河院でも、賀茂川の水や賽の目と同様に、山門もまた思い通りにはできなかったことを言う。諸本は、この句を、長暦年中の紛争記事の前に置く。この句は、「白河法皇の専制権力の強大さを示すものと考えられてきた」（美川圭、一五二頁）が、ここでは山門が、白河法皇の専制権力を凌ぐほどの力を持つ存在であったことを示す。白河院政期に入ってから、山門を初めとする寺社の騒乱や強訴が急増するが、その要因としては、白河法皇の寺内への人事介入が考えられるという（美川圭、一七一頁）。また、下向井龍彦（一九五〇一九九頁）によれば、十一世紀半以降は、新任の受領は初任檢注¹といって、荘園と公領の確定を行い徴税を行うようになった。その際、国衙側は武力によって荘園側の抵抗を排除しながら財物を押収するなどの暴力的強制執行を行った。一方、荘園側も収公免除の宣旨を掲げ、武装集団を使って国衙の強制執行部隊を追い返し、公領を取り込んだ。こうして「国衙・荘園ともに、実力によって境界を維持・拡張させる方向に向かわせ、荘園公領間の武力紛争が頻発」（一九九頁）するようになった。嘉保二年の美濃守源義綱と延暦寺、安元三年の加賀守藤原師高と湧泉寺（白山）など、この時期の国衙と荘園領主である寺社との紛争はすべてこのような背景のもとに起きている。○鳥羽院御時、平泉寺ヲ以テ園城寺へ被付由、其間工有シニ、山門ノ衆徒騒動シテ、奏状ヲ捧テ訴申 久安三年（一一四七）四月に「越前国白山社」

（越前馬場平泉寺）の支配をめぐって山門・寺門の確執があった。

①「衆徒欲領白山」〈年来、権僧正覚宗、依院宣領之、今夕彼寺僧綱十二人（座主以下）、参院請領之。依所請無理、不許之云々〉（『台記』久安三年四月七日条）

②「今夜延暦寺僧綱已講等依門徒訴群参法皇御所」〈白川北殿〉。尋其由緒、以越前国白山社可為延暦寺末寺之由、可被下宣旨之由、所訴申也。件社当时非叡山末寺。園城寺長吏僧正覚宗所執行社務也。而社領字平清水住僧等依僧正苛酷猥注寄文。始所寄与延暦寺也。仍有此訴云々」（『本朝世紀』久安三年四月十三日条）

③「同（久安）三年（丁卯）四月貫主以下門徒僧綱等列参法皇御所。是依訴申以白山平泉寺可為天台末寺之由也。同廿七日院宣仰覚宗之後以白山平泉寺可為延暦寺末寺之由可被宣下也。乃至御帰依不淺遂以非為理所被裁許也云々」（『天台座主記』続群書四下・六〇一頁）

④「実寛語曰、一日比、顕頼卿奉法皇勅、仰延暦寺以白山可為延暦寺末寺之由。覚宗没後、可宣下者。因之衆徒和平」（『台記』久安三年五月四日条）

⑤「析法皇玉算。已講忠胤為導師。依能説也。是依法皇帰依台山仏法、就中依被許白山訟也。謂有覚宗没後可為延暦寺末寺之由、可被宣下之法皇之仰」（『台記』久安三年六月二十二日条）。

①～⑤によれば、久安三年四月七日、延暦寺の僧綱・已講等が、鳥羽院の御所白川北殿に群参し、園城寺長吏覚宗の越前白山、すなわち平

泉寺の社務執行を取り止め、平泉寺を延暦寺末寺とするよう訴える事件が起きた。院は、覚宗の没後に末寺化の宣下を行うことを約束し、仁平二年（一一五二）九月、覚宗の死にともない平泉寺は延暦寺の末寺となったのである。なお、②の「社領字平清水」については平泉寺のことである可能性が無くはないが、『平安遺文』所収文書中「社領」の用例七十六例を調べてみると「社領」に続くのは「○○荘」および「田○○段」など土地を表すものばかりで、末寺・末社の例は無い。ここは「字」とあるので「平泉寺」ではなく「平清水」という字名とするべき。もちろん、「字平清水」の住民が所属する寺院は「平泉寺」であった。また、②に見るように、社務権を握っていた覚宗の苛政に対する平泉寺住僧の抵抗が、延暦寺末寺化の直接の契機だったようである（竹森靖一〇頁）。なお、浅香年木によれば、ともに園城寺末寺であった平泉寺と白山宮の支配をめぐって山門と寺門との間で確執があり、叡山衆徒の強訴により、仁平二年（一一五二）までには、白山宮の園城寺領から叡山末寺への転換が完了したかという（一九三頁）。これに対して、竹森靖は、平泉寺及び白山宮が延暦寺の末寺となる以前に園城寺の末寺であったのか否かについて、平泉寺は覚宗の支配を受けてはいたが、それは院宣により覚宗がその長官に補任されていたことによるものであって、園城寺との本末関係のうえでのことではなかったとする（一一一～一二頁）。ところで、この間の事件の経緯を記したもう一つの資料が、〈四・延・長〉に収載された山門側から出された書状と院宣である。その書状によれば、応徳の寺牒に任せて、白山平泉寺を延暦寺の末寺とするよう院の片裁を請うものであった。応徳の寺牒とは、詳細は不明だが、書状によれば、応徳元年（一一八四）

(六)

に、白山の僧達が、平泉寺を延暦寺の末寺に寄進したとする。時の延暦寺座主良真は寺牒を発行して平泉寺を延暦寺の末寺としたという。平泉寺の住僧等が、延暦寺の末寺となることを望んだのは、園城寺の長吏覚宗の苛政のためとする。これに対して下された院宣には、このような非道な訴えは聞くべくもないのだが、院の御帰依浅からざるにより、非は有っても道理はないが、裁許されることになったとする。〈延〉「以_レ非_ヲ為_{シテ}道理_ト所_レ被_ル裁許_セ也」(巻一七九オ)の一節は、①や③、特に③の傍線部に一致し、実際の院宣が引用された可能性を示唆するものであろう。但し、今回の訴えのどの点に非があり、道理はないのか、その前に書状を引用するにもかかわらず、必ずしも明確ではない。恐らくは、鳥羽院は、覚宗に社務を執行させることにより、平泉寺を中心とした在地民衆の動きを押さえ込もうとしたのであって（竹森靖一二頁）、鳥羽院としても、山門の主張にやすやすと同意することはできなかったはずである。そこで、覚宗の没後に平泉寺を延暦寺の末寺としようという、一種の結論の引き延ばし策により、ここは、けりを付けようとしたのではないか。○非_レ抛_之乱訴也ケレ共、院宣ニハ「帰依不浅、遂ニ以_レ非_ヲ為_{シテ}理所_レ被_ル裁許也」トゾ被_ル仰下ケル「帰依不浅」以下の一節は、書状や院宣を引用しない〈闕・盛・南・屋・覚・中〉にも、同様に見られる。また、今回の山門の訴えが「乱訴」であるとする点も、院宣中に「為_{シテ}事_ヲ濫訴_ス」(〈延〉巻一七八ウ)と見える。要するに、ここでは、「以_レ非_ヲ為_{シテ}理」裁許が下されたように、帰依浅からざるによって、「以_レ非_ヲ為_{シテ}理」裁許が下されたということが大事なのである。先の白河院の三不如意の記事にも見るように、山門の訴えは、たとえ理が無くても無視しがたいことが明らかとなれば良

いのである。これは前節の「山門ノ訴訟ハ昔ヨリ他ニ異也」の例として対応している文言である。このように考えれば、書状や院宣を引いて、理を尽くした主張が必ずしも展開される必要が無いとも言えよう。

○堀川院御宇、寛治四年二大藏卿為房ヲ哀ミサ、ヘサセ給ケルニ：

この時の匡房の発言が、藤原為房配流にまつわるものであることを記すのは、他に〈闘・南〉（盛）は「寛治四年」〈南〉は「寛和四年」とするが、正しくは寛治六年の誤り。〈南〉も「四年」と誤るように、更に遡る資料の誤りに起因すると考えられる。〈闘〉は年次不記。これに対して、〈四・延・長・屋・覚・中〉は、「昔江中納言匡房ノ被申ケル様ニ、『神輿ヲ陣頭ヘ振奉テ訴申サム時ハ、君イカゞ御計ヒ有ベキ』ト被申タリケルニハ、『ゲニ黙止シガタキ事ナリ』トコソ被仰ケレ」（延）卷一七九ウ）のように記す。但し、〈四〉は、傍線部を欠くため、〈四〉「現ニ難默止之事（モクシノコトナリ）」（卷一四七右）が解しづらい。〈延・長・盛・南・屋・覚・中〉は、匡房の発言に対する院または天皇の発言となる。これに対して、〈四〉と同様に、地の文と解するのが〈闘〉。「昔大藏卿為房可被流罪（ケルニ）之由山門衆徒訴申（ケルニ）頭中納言被申（コト）者神輿ヲ奉振陣頭訴申（サムニ）此時争可（ト）有無（ケルニ）御計被申寔ニ山門ノ訴訟難默止（コト）事也」（卷一上—三三オ）。〈四〉の場合、匡房の発言は、「どのような御計らいがあるべきでしょうか」との質問の形（諸本も同様）であるのに対し、〈闘〉の場合は、「どうして御計らいがなくてすみましようか」と断言する形。その匡房の発言を受けて、山門の訴訟は黙しがたいものであることを確認するのだが、〈闘〉の場合、改変の可能性があろう。今回の、匡房の発言は、これまで記されてきたように、山門の訴訟がいかに無視しがたいものであるかを再確認しよ

うとするものであろう。すなわち、それは、①白河院の三不如意の発言を引き継ぐものであり、それに続くのが②平泉寺事件の折の「以非為理」山門の訴訟であった。そのことを再度確認しようとするのが、③今回の為房の発言に見る寛治六年の山門訴訟ということになる。

つまり、白山事件に対し優柔不断な対応を取る朝廷に対し、①②③と先例を連ねて、山門の訴訟がいかに無視しがたいものであるかを強調しようとするのである。以上の叙述をうけて、さらに、山門の訴訟がいかに恐ろしいものであるかを記す「願立」記事に移る。但し、〈四・延・長〉の場合、白河院の三不如意の発言と、寛治六年の山門訴訟記事との間に、詳細な山門の書状と院宣記事とを挟み込むため、その関係が分かりづらくなっていると言えよう。なお、為房の事件は、前節の注解「大藏卿為房、大宰師季仲卿ハ：」（一一一八七頁）に記したように、寛治六年（一〇九二）九月に、藤原為房や高階仲実等の下人が日吉社庄の神人を殺害したため、日吉神人に訴えられ、二十八日には流罪となっている。この時の強訴の経過は、衣川仁のまとめに見るように、九月十一日に延暦寺大衆の騒動の噂があつて以降、十七日に神人等三千余人が法成寺南近辺に下る、十八日に神人等が高陽院北門下に参集・提訴し、裁許がなければ大衆等が参上すると申上、二十日に神人等が高陽院に参集、追い返されるが、三日以内に裁許がなければ、大衆等が啓参すると申上、二十日に為房停任・下司禁獄の決定下るも、二十二日に罪が軽いことを山僧訴えて、下京との風聞あり、下京禁止の宣旨があり、大衆は下京決議を暫く止める、二十五日裁許なければ下京との噂あり、二十八日に為房・仲実等の解却・配流（二〇五頁）となる。この時は結局大衆の下向はなく、神輿も運び出される事

もなく、大衆の下洛を幾度もほめかしながら、最終的に為房・仲実等の解却・配流で終止符が打たれている。衣川仁は、「中世国家は、強訴において寺院大衆との武力衝突を含めた直接対峙を原則的に回避しながら、一方で強訴への規制を緩和した。彼らを体制的に認知し、その支配を構造の一部とすることによって王法―仏法秩序の貫徹を期待した院政権は、強訴を含む大衆の政治的行為の容認という対応方針を採用する」（二二三頁）とする。○江中納言匡房被申ケルハ

源健一郎は、匡房によるこうした言説は、山門の立場に寄り添いながらも、山門と王（院）との関係を対立から融和へと導くために働くものであるとして、『延暦寺護国縁起』（佐藤真人①）によれば、延慶三年（一二二〇）撰述と結論づけている）に、匡房が「依・山門訴訟・輕朝威者、聖台明時嘉例也云々」と進言したために、為房の配流が定まったと記すことに對し、発言のニュアンスは平家物語のそれとは異なる

【引用研究文献】

- * 浅香年木「平安期における手取扇状地の開発と領主」『加賀三浦遺跡の研究』石川考古学研究会一九六七・3。『古代地域史の研究 北陸の古代と中世1』法政大学出版局一九七八・3再録。引用は後者による
- * 池田陽平「天台座主の任命原則と園城寺戒壇問題（Ⅱ）」（政治経済史学五三六、二〇一一・6）
- * 加納重文「藤原資房―春記―」（古代文化二八―三・四、一九七六・3、4。『明月片雲無し 公家日記の世界』風間書房二〇〇二・11再録。引用は後者による）
- * 衣川仁「強訴考」（史林八五―五、二〇〇二・5。『中世寺院勢力論』吉川弘文館二〇〇七・11再録。引用は後者による）
- * 小松茂美「『山王靈驗記』「地蔵菩薩靈驗記」―靈驗記絵巻の流行」（『続日本の絵巻23 山王靈驗記 地蔵菩薩靈驗記』中央公論社一九九二・11）
- * 近藤喜博「山王靈驗記とその成立年代」（国華八五―六／七、一九五六・6／7）
- * 佐藤真人①「『延暦寺護国縁起』の考察―成立事情および記家との関係を中心に―」（季刊日本思想史六四、二〇〇三・9）
- * 佐藤真人②「再び山王七社の成立について」（大倉山論集二三、一九八八・3）

ものの、山門と王とのあるべき関係を訴える点で通じているとする（二八頁）。また、その背景には、白河院が匡房を「近古の名臣」として高く評価していたこと（『古事談』一一八〇、一一九九）があろう。白河院が匡房の独り言を聞いて人事を改めたという説話もある（『続古事談』二一三八）。なお、〈盛〉「七社ノ神興ヲ陣頭ニ奉振」とあるのは、寛治四年（一〇九〇）という事件発生の時期からすると不審。佐藤真人②は、『殿暦』天仁元年（一一〇八）八月十二日条に記された、摂政忠実による日吉社への奉幣記事に「幣筥五、五所祈也。各人金一枚・銀一枚也」とあるのに着目、この奉幣の時点では、日吉社には五社のみが存在し、未だ七社の体制にはなっていなかったと推察されるのである」（二六七頁）と指摘する。〈四・闕・延・長・屋・覚・中〉は、いずれも〈延〉「神興ヲ陣頭へ振奉テ」（巻一―七九ウ）のように、「七社」の記載はない。

*下坂守『山王靈驗記』の成立と改変(学叢二一、一九八九・3。『描かれた日本の中世』法蔵館、二〇〇三・11再録)

*下向井龍彦『武士の成長と院政』(日本の歴史第07巻、講談社二〇〇一・5)

*菅原信海「解題 日吉山王記」(『統天台宗全書 神道I』春秋社、一九九・7)

*竹森靖「中世白山宮の成立と支配構造」(北陸史学三二、一九八二・11)

*田嶋一夫「山王利生記成立考」(説話の講座『説話集の世界II—中世—』勉誠社一九九三・4)

*橋本正俊「山王靈驗記」形成の一端—宝地房証真を中心として—(『説話文学研究四三二、二〇〇八・7)

*美川圭『白河法皇 中世をひらいた帝王』(NHKブックス、二〇〇三・6)

*源健一郎「聖地復興と〈匡房〉の言説—熊野における花山院伝承の背景として—」(日本文学二〇〇八・7)

¹ 同帝御宇、嘉保二年ニ²伊予入道³源頼義ガ子ニ美濃守⁴義綱朝臣、当国ノ⁵新立ノ庄ヲ倒シケル故ニ事出来テ、⁶山門ノ久往者円応被⁷殺害⁸ケリ。此事⁹訴申サン¹⁰為ニ、同十月廿四日、山門ノ衆徒社司寺官等ヲ以テ¹¹捧¹²解状¹³、卅余人下洛之由風聞アリ。武士ヲ¹⁴川原ヘ¹⁵被¹⁶差向¹⁷テ¹⁸禦ケレ共、¹⁹押破テ陣頭ヘ²⁰参。中宮²¹大夫師忠ガ申状ニ依テ、時ノ関白師通²²後二条殿²³、中務丞頼治ト云侍ヲ召テ、「只法ニ任テ²⁴可²⁵禦也」ト仰含²⁶三²⁷メラレケレバ、頼治²⁸承テ興有事ニ思²⁹、散々ニ禦ク。疵ヲ蒙³⁰ル³¹神民六人、死スル者二人、彌宜友実ガ³²背ニ³³矢立ケル上ハ、社司モ寺官モ³⁴四方ニ³⁵逃失ニケリ。神慮誠難³⁶測ゾ覺ケル。猶子細ヲ³⁷為³⁸奏聞³⁹トテ、⁴⁰一山ノ⁴¹僧綱等下洛シケレ共、武士ヲ西坂本ヘ差遣シテ被⁴²禦シカバ、空ク⁴³帰登。同廿五日ニ大衆大講堂ノ庭ニ会合⁴⁴僉議シテ云、「我山ハ是⁴⁵日本⁴⁶無双ノ靈地、国家守護ノ道場也。而子細奏聞ノ使ヲバ⁴⁷被⁴⁸追返⁴⁹、寺官社司ハ被⁵⁰射殺⁵¹ス。此上ハ当山ニ跡ヲ止⁵²テ⁵³何ニカセン。中堂講堂⁵⁴已⁵⁵下ノ諸堂、大宮二宮以下ノ⁵⁶諸社灰燼ト成テ各有縁ノ方ヘ赴ベシ」トテ三千ノ⁵⁷柩ヲ閉、修学ノ窓ヲ⁵⁸塞、離山シケルガ、⁵⁹三山ノ参詣ヲ⁶⁰遂、⁶¹伽藍ノ⁶²御前ニ⁶³跪テハ、⁶⁴叡慮ノ恨シキ事ヲ申、横川ノ御廟ニ⁶⁵参テハ、離山ノ⁶⁶袖ヲゾ絞ケル。角テ⁶⁷三千衆徒、⁶⁸東坂本ニ下、⁶⁹七社ノ宝前ニシテ、⁷⁰信説ノ大般若アリ。社々ニテ申上有ケル内、八王子ノ⁷¹御前ニテ、仲胤法印イマダ供奉ニテ⁷²御座ケルガ、⁷³啓白ノ導師トシテ高座ニ⁷⁴上リ説法シテ、教化ノ詞ニ云、「⁷⁵菜種ノ⁷⁶竹馬ノ昔ヨリ、⁷⁷生立タル友実ト知ナガラ、⁷⁸蒸物ニ⁷⁹合テ腰絡シ給殿ニ、⁸⁰鎗矢一放給ヘ。太八王子権現」トゾ申ケル。其上彌宜友実ヲ⁸¹八王子ノ御神殿ヨリ入テ、社官⁸²神女等手ヲ扣声ヲ挙テ、関白殿ヲ⁸³呪咀シケルコソ、聞モ身ノ毛豎ケレ。山王⁸⁴礎ニ聞食入サセ給⁸⁵ニコソトテ、離山ヲ⁸⁶止テ七社ノ神輿ヲ⁸⁷莊奉テ、⁸⁸鎗箭鳴出テ、王城ヲ指テ鳴行トゾ諸人ノ耳ニ聞エケル。係ケレバ、大衆ハ「神明モ力ヲ⁸⁹合⁹⁰給ニコソトテ、離山ヲ⁹¹止テ七社ノ神輿ヲ⁹²莊奉テ、⁹³根本中堂ニ振上奉リ、関白殿ヲ⁹⁴呪咀シケルコソ恐ロシケレ。神輿ノ御動座是ゾ始也ケル。

【校異】1 〈近〉「おなしきみかとの」〈蓬〉「同帝」〈静〉「同帝」。2 〈近〉「いよのにうたう」〈蓬〉「伊予入道」。3 〈近〉「みなもとのらいぎか」

蓬静「源頼義か」。4 近「よしつなあそん」蓬「義綱朝臣」。5 近「しんりうのしやうをたをしける」蓬「新立庄たをける」静
 「新立庄倒ける」。6 近「さんもんのくぢうしや」蓬「山門久住者」静「山門久住者」。なお、静は「山門」の右に「根本中堂」を傍記。
 7 近「うたへ申さん」蓬「訴申さん」静「訴申さん」。8 近「ためにに」とし、後の「に」に横「重線」を施す。9 近「さゝけ」蓬静「さゝ
 けて」。10 蓬「河原へ」静「河原へ」。11 近「さしむけて」。12 近「ふせぎけれども」蓬「禦けれとも」静「禦けれとも」。13 近
 「をしやぶつて」蓬・静「をし破て」。14 近「まいる」蓬「参す」静「参す」。15 近「たゆふ」蓬「大夫」静「大夫」。16 蓬・
 静「禦へしと」。17 近「うけたまはつて」蓬「承て」静「承りて」。18 近「しんにん」蓬・静「神民」。19 近「うしろに」
 蓬「背に」静「背に」。20 蓬・静「前」。21 近「四はうへ」。22 近「にけにけり」。23 近「そうもんせんとて」蓬「奏聞のため
 にとて」静「奏聞のためとて」。24 近「二さんの」蓬「一山の」。25 近「そうかうら」蓬「僧綱等」静「僧綱等」。26 蓬・静
 「返りのほる」。27 近「につほん」蓬「日本」。28 近「ぶさうの」蓬「無双の」。29 近「をひかへされ」蓬「追かへさる」静
 「をひかへさる」。30 近「なにか」。31 蓬「以下の」。32 近「しよしやをくわいちんと」蓬「諸社灰燼と」静「諸社灰燼と」。33 近
 「とほそを」蓬「柩を」静「柩を」。34 近「とち」蓬・静「ふさき」。35 近「とげり」蓬「遂」静「遂」。36 蓬・静「伽藍
 の」。37 近「御まへに」蓬「御前に」。38 近「ひさまつては」蓬「跪ては」静「跪ては」。39 近「まいつては」蓬・静「ま
 いりては」。40 近「そうをそ」とし「う」の右に「てい」を異本注記。41 近「三千しゆと」蓬「三千の衆徒」静「三千衆徒」。42 近
 「ひんかしさかもとに」蓬「東坂本に」。43 近「御まへにて」蓬「御前にて」。44 近「おはしましけるか」蓬「御座けるか」静
 「御座けるか」。45 近「なたねの」蓬「菜種の」静「菜種の」。46 近「ふたはの」。47 近「おふしたてたる」。48 近「あふて」蓬・静
 「あひて」。49 静「八王寺の」。50 近「しんちよとう」蓬「神女等」静「神女等」。51 蓬・静「呪祖しけるこそ」。52 近「かふら矢」
 蓬「かふらや」静「鐙矢」。53 近「とくめて」蓬・静「やめて」。54 近「かさりたてまつて」蓬「かさり奉りて」静「かさり
 奉て」。55 近「ごんぼんちうたうに」。56 静「呪祖しけるこそ」。

【注解】○同帝御宇、嘉保二年ニ 堀河天皇御宇、嘉保二年（一〇九五）
 十月の事件。嘉保二年の御輿振事件がここに取り上げられるのは、御
 輿振の最初であったことによると考えられる。この事件は、日吉社の
 神威の偉大さを物語る出来事として、以後、延暦寺の御輿振の歴史の
 第一頁に位置づけられることとなった（下坂守①八〇九頁、下坂守②
 一二七頁）。④は「嘉保二年」延・長・中は「嘉保元年」閏・盛・南・

屋・寛は「嘉保二年」のこととする。事の詳細は、『中右記』嘉保
 二年十月二十三日条に、次のようにある。「大衆乱発元者、天台下僧
 等下向美乃国、沙汰庄園、事體以非道為宗。爱国司源義綱朝
 臣、依非理事経奏聞。仍被問本寺。而本寺不知案内由申上
 之处、可追討。由被下宣旨先了、義綱朝臣欲追捕处、惡僧等合戦。
 或被射殺、或以搦取。此中中堂久住者、円心験者云々」被殺害也。

所「擲進數輩僧等、依逢非常赦已被原免了、今大衆等依被殺久住者円応、可被流罪義綱朝臣由、一日進奏狀。雖然依宣旨追捕之間、為流矢被射殺。義綱朝臣更無過怠。何況事已赦前也。不可有左右。仍返彼奏狀、不可有裁許之由一日被仰下也、而大衆等偏稱可有罪過、今大乱発也」。事の起りには、山門の下僧が、寺領莊園の「沙汰」（＝管理）のために美濃国に下った。しかしその方法が「非道」であったため、国司源義綱が朝廷に訴えた。寺僧による管理が寺領の範囲内で収まっていれば、どんなに過酷であろうと国司の関知することではない。国司が朝廷に訴えたということは、莊園管理の一環として近隣公領への侵害を始めたのである。朝廷から延暦寺に事情説明が求められたが、延暦寺側は「案内を知らざる由」つまり関与していないということを返答した。これで、美濃国の寺僧の行為は公領に対する私的な侵害行為とみなされ、追討宣旨が出された。この宣旨に基づき国司義綱は悪僧等の追捕をはかり、抵抗する悪僧たちは、あるものは逮捕され、あるものは殺害された。このなかに円応もいた。逮捕された悪僧たちはその後の非常赦に依って放免された。大衆たちは今になって円応を殺害した義綱を流罪にすることを求めてきた。朝廷は、宣旨に基づく追捕行為の中で、流れ矢に当たって死んだのだから、義綱に罪は無い、あったとしても非常赦以前のことである（から罪は既に赦免されている扱いである）というもので、大衆等の訴えは却下された。にもかかわらず大衆たちは、罪があると勝手に称して、このような騒動を起こしているというのである。なお、源義綱が美濃守に補任された嘉保二年正月以降の「赦」としては、「依御業也」という理由で行われた「非常

赦」（『中右記』嘉保二年九月二十一日条）がある。「伊勢太神宮訴者并八幡宮訴者、非免限」とあるが、延暦寺関係は除外されていないので、九月以前の事件は、もし国守側に非があったとしても、悪僧と同様に「非常赦」で赦免されたことになるので、訴状は受理されないということになる。なお、本話の類似記事としては、『日吉山王利生記』第五卷（『神道大系 日吉』）、『山王絵詞』第六卷（『続天台宗全書 神道1』）、日枝神社蔵『山王靈驗記』（続日本の絵巻二三）に見られる。○伊予入道源頼義が子二美濃守義綱朝臣 義綱は、源頼義の次男、義家の弟。源義綱が従四位上になったのは「有臨時叙位」、従四位上源朝臣義綱」とあるように嘉保元年（一〇九四）三月八日（『中右記』同日条）である。美濃守については、『魚魯愚鈔』（『魚魯愚鈔』は、除目に関する申文や大問書などの資料や『清涼記』・『西宮記』などの除目関係記事を集めた有職故実書。著者は太政大臣洞院公賢）七諸掾受領掾「一挙書様」に「美濃 義綱（略）嘉保二年案也」とあり、嘉保二年であったことがわかる。この年受領掾を含む除目が行われたのは、『中右記』嘉保二年正月二十八日条に「除目入眼也」とあり、肥後守や陸奥守任命の記事がある。美濃守についての記事は『中右記』にないが、受領掾が行われたのは正月二十八日であると確定できる。故に、源義綱が美濃守に任命されたのは、嘉保二年正月二十八日の除目であったこととなる。なお、義綱は、在位中の白河に近侍していたし、娘を白河の皇女郁芳門院に女房として送り込んでいた。しかし、郁芳門院は、永長元年（一〇九六）に死去したため、師通の側近として活躍していた義綱は、師通死去後に、白河に接近するのは困難であった。しかも、その白河には義綱と対立

する義家が近侍していた（元木泰雄①九四頁）。○当国ノ新立ノ庄ヲ倒シケル故ニ事出来テ、山門ノ久住者円応被殺害ケリ 新しい山門領として作られた新立の庄を、義綱が没倒したとする点、〈四・闕・延・長・南・屋・覚・中〉同。『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈驗記』は、新立の庄没倒の件を記さず、円応殺害の件のみを記す。なお、「久住者」は「久住者」が正しいが、底本以外に〈蓬・静〉も「久住者」と表記する。○同十月廿四日、山門ノ衆徒社司寺官等ヲ以テ捧解状、卅余人下洛之由風聞アリ 十月廿四日の日付、〈延〉『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈驗記』同。三十余人下洛の件、〈四・闕・延・長・南・屋・覚・中〉同。『中右記』「辰時許、先日吉社神民并諸司之下僧六七人許参洛」（嘉保二年十月二十四日条）。『中右記』によれば、下洛したのは日吉社の神民と諸司の下僧六七人余りであった。〈盛〉は「山門ノ衆徒社司寺官」、「山門日吉活套記」は「大衆」が三十余人下洛したとするが、ここは、〈延〉「寺官神官ヲ先トシテ、大衆下洛スル由、風聞」（巻一八〇オ）はあったものの、実際に下洛したのは社司や寺官であったとあるのが良い。○武士ヲ河原へ被差向テ禦ケレ共、押破テ陣頭へ参 〈延〉は、「武士ヲ河原へ差遣テ被防」。然ニ寺官等三十余人捧申文、押破テ陣頭へ参上セムトシケルヲ：猶大内へ入ラムトスル間」（巻一八〇オ）と、河原周辺での攻防を記す。『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈驗記』は河原での攻防とする。これに対し、〈四・闕・延・長・盛〉は、河原の防衛線を破って、陣頭まで押し寄せたとし、〈南・屋・覚・中〉は、河原での攻防を記さず、陣頭へ寄せたとする。『中右記』に「於河原 武士等相禦不令入之間」（嘉保二年十月二十四日条）とあるように、攻防は河原を中心に展開されたと考えられる。○中

宮大夫師忠ガ申状ニ依テ 師忠は、源師房の四男、姉の麗子は、関白師通の母。この後に「御母儀北政所」として登場する。〈尊卑〉（三四九四〜四九六頁）、〈補任〉によれば、寛治七年（一〇九三）二月二十二日任中宮大夫。嘉保二年（一〇九五）当時、権大納言兼中宮大夫。なお、師忠の申状によるとする点、〈延〉『日吉山王利生記』『山王絵詞』同。〈四・闕・長・南・屋・覚・中〉『山王靈驗記』は欠く。○時ノ関白師通（後二条殿） 摂政藤原師実の嫡男。寛治八年（一〇九四）父師実の関白辞任に伴い、三月九日任関白。関白就任後の師通は、堀河天皇と組んで政治の刷新を図った。『今鏡』によれば、師通は「おりの帝の門に車立つるやうやはある」（全訳注『今鏡』上二四五頁）といって、白河院の御所の前で下車しようとせず、院に公然と反抗したという。また、『愚管抄』にも、「後二条殿又事ノホカニ引ハリタル人ニテ、世ノマツリコト、太上天皇ニモ大殿ニモ、イトモ申サデセラル、事モマジリタリケルニヤトゾ申スメル」（旧大系二〇四頁）との逸話も記されている（美川圭四八〜五〇頁）。なお、師通は、康和元年（一〇九九）に三十八歳で急死した。それ故、願立話のような説話が喧伝されることとなったのであろう。願立話は、山門衆徒の呪詛によるとするのだが、師通の死は白河院の呪詛によるとする伝もある。それは、小野・広沢両流の口伝から編述された『小野類秘鈔』に「仙院以権僧正（一）令修給之間、後二条関白薨給云々」（『真言宗全書』三六、真言宗全書刊行会一九三四・一二、一八頁）と見える他、『覚禪鈔』転法輪法』には、「勤修先跡」として、「康和二年八月比、範俊僧正行_{（二）}之。〈有法験〉後二条関白薨云々」とある。この資料を紹介した上川通夫は、後二条師通呪詛という記事が無根拠とは言い切れないとする

(二九—三〇頁)。なお、師通死後、摂関家の後退と対照的に白河院の政治的発言力は大幅に伸長し、院が重大事件の最終的な判断に関与する事例が増加していくことになる(元木泰雄②一〇二頁)。○中務丞頼治ト云侍 源頼俊の子、頼風の弟、宇野冠者、中務丞。大和源氏。孫に保元の乱の折、崇徳院方についた宇野七郎親治がいる。○「只法三任テ可禦也」ト仰含メラレケレバ 法令に任せて防げとの師通の言葉を記すのは、〈延〉『日吉山王利生記』『山王絵詞』同、〈四・闘・長・南・屋・覚・中〉『山王靈驗記』欠く。○頼治承テ興有事二思、散々ニ禦ク「興有事二思」とする点は、〈盛〉の独自異文。師通の言葉を切っ掛けにして、頼治は山僧に遠慮することなく矢を放ったため、多くの死傷者を出すことになったとする。○疵ヲ蒙ル神民六人、死スル者二人 〈四・闘・長〉は、頼治の郎等八騎が射たとするが、死傷者の数は諸本により様々である。〈闘〉死者二人、負傷者一人。『山王靈驗記』負傷者五人、死者「神人を殺害し侍りし事こそ浅ましけれ」とあり数は不明。『日吉山王利生記』『山王絵詞』は負傷者五人、死者一人。〈延〉は負傷者八人、死者一人。「矢にあたるもの八人、しぬるもの二人」(〈長〉1—八七頁)とする〈四・長・南・屋〉は、矢に当たる者八人で、その内死者は二人と解すれば、〈延〉に同じ。〈覚〉は死者八人、負傷者十余人。〈中〉は負傷者八人、死者四人。『中右記』は「源頼治郎從等已射神民等」、僧三人、彌宜一人中、矢已被_レ疵者」(嘉保二年十月二十四日条)と負傷者のみ記す。『中右記』によれば、死者はいなかったことになる(〈延全注釈〉卷一—四六〇頁)。なお、『愚管抄』には、「サテホリカハノ院ノ御時、山ノ大衆ウタヘシテ日吉ノ御コシヲフリクダシタリケル。返くキクハイナリトテ、後二條殿サタシ

テ射チラシテ神興ニヤタチナドシテアリケリ」(旧大系二〇五頁)と、この時神興が振り出され、矢が射立てられたとされるがこれは誤り。『中右記』嘉保二年十月二十三日の記事に神祇官に下された宣旨が転写されているが、それによれば、神興入洛の風聞があったことは確かだが、『平家物語』諸本も記すように、神興はこの後根本中堂に振り上げられる。神興に矢が立つという事件は、安元三年(一一七七)四月十三日、師高・師経による比叡山末社白山鎮焼打事件の際の下洛強訴の時から初めてであった(名波弘彰一〇頁)。○彌宜友実ガ背ニ矢立ケル上ハ 〈延〉「八王子ノ彌宜友実ニ矢立タリケルコソ」(卷一—八〇オ)とする他は、諸本不記。『日吉山王利生記』「中にも彌宜が背に箭立などしけるこそおそろしけれ」(六七一頁。『山王絵詞』同)。『愚管抄』友実トイフ彌宜キズヲカフムリナンドシタリケレバ」(旧大系二〇五頁)。前項に引用した『中右記』に「彌宜一人中、矢已被_レ疵」とあり。他に友実の名は、『台記』久安六年(一一五〇)六月二十五日条「著_二日吉、即於_一大宮玉前、奉_二白妙幣_一。神主友実申_レ祝」の他、『耀天記』に「希遠」頼永(彌宜惣官)「頼基(権祝)」「実永(小比叡神主)」「友実(彌宜惣官)」「(神道大系 日吉 六三頁)、『日吉神道秘密記』の社務中系図(群書一九三頁)に見える(渡辺晴美二八頁)。『日吉社司祝部氏系図』には、実永の息に「第十四彌宜」友実(従四位下)と見える(西田長男二七一頁)。名波弘彰は、『日吉社祝部氏系図』や『凡河内宿禰(系図)』をもとに、友実(延)の記す「八王子ノ彌宜」ではなく、大宮の彌宜であったとする(一四頁)。先に引いた『台記』の記事によってもこの点は確認できる。名波弘彰は、〈延〉が、「八王子ノ彌宜」とする点について、〈延〉の説話は、八王子講という語り

の場に規制されて八王子権現の神威談で覆われていったと考え、後次の要素と見る（二五頁）。○神慮誠難測ゾ覚ケル〈延〉「誠ニ山王神襟イカバカリカ思食ラムトゾ見ケル」〔卷一―八〇オ〕。〈四・闕・長・南・屋・覚・中〉欠く。○猶子細ヲ為奏聞トテ、一山ノ僧綱等下洛シケレ共、武士ヲ西坂本へ差遣シテ被禦シカバ、空ク帰登〈四・闕・長・南・屋・覚・中〉同、〈延〉欠く。その内、〈覚〉は「山門の上綱等」とし、〈南・屋〉は「門徒ノ大衆」が下洛しようとしたが、関白殿（師通）の指図によりこれを拒んだとする。〈南〉「又門徒ノ大衆子細ヲ奏聞ノ為下洛スト聞ヘシカバ、関白殿、又武士ヲ西坂本へ指遣シテ入ラセズ」〔上―二四―二五頁〕。『中右記』嘉保二年（一〇九五）十月二十四日条には、僧三人と禰宜一人が矢に当たって傷を受けたとする記事に続けて、「仍人々参集於殿下御直廬方、有僉議、残悪僧等走脱、或隱東山路、或入祇園林、衆口嗷々不能委記、終日沙汰已入夜陰」とあるのみで、僧綱等が下洛しようとしたが、武士が西坂本に遣わされたため、やむなく帰山したとの記事は見られない。『日吉山王利生記』等にも見られないが、『山門日吉活套記』に「然而山門大雷動而一山大衆夥下洛所又数多軍兵西坂本被指向堅禦之間大衆忿怒帰山」〔三三九頁〕とある。「一山大衆」とする点、〈南・屋〉に近似する。○同廿五日ニ大衆大講堂ノ庭ニ会合僉議シテ云当該記事から、関白師通発病までの諸本ごとの記事を示せば次のようになる。一番詳細な〈盛〉の記事をもとにして示す。

〈盛〉A二十五日、大衆大講堂の庭で僉議↓B名残を惜しみ三山から横川を廻る↓C真説の大般若あり（七社の宝前）↓D忠胤導師となる（八王子の御前）↓E教化の言葉（菜種の竹馬の昔より、…関白

に矢を放て」あり）↓F禰宜友実を八王子の拝殿に昇き入れて関白呪詛↓G八王子の神殿より鎬矢鳴り出て王城に向かう↓Hこれを見て大衆、離山を止める↓I七社の神輿を根本中堂に振り上げ、関白を呪詛↓J匡房、讒臣国を乱す様を歎く↓K関白比叡の大岳崩れ身にかかる夢を見る。東坂本の方より鎬矢来て御殿に立つ↓L関白の髪際に患瘡できる

〈四・闕〉I（日吉の神輿）↓L

〈延〉I（二十五日、神輿）↓F↓E↓D（八王子）↓J↓①長曆二年明尊任座主の折の山門強訴（〈盛〉前出）↓G↓②櫓一枝、関白殿の御所に立つ↓L

〈長〉I↓J（讒臣国を乱す件不記）↓①↓C（八王子）↓D（八王子）↓E（菜種の竹馬の昔より、…なし）↓③ある人、八王子で通夜の折、兵主大明神の射る矢、関白の御所に立つ夢を見る↓②↓L

〈南・覚〉I↓C（根本中堂）↓D（根本中堂）↓E↓G↓②↓L

〈屋〉I↓C（根本中堂）↓D（根本中堂）↓E（菜種の竹馬の昔より、…なし）↓G↓②↓L

〈中〉I↓C（八王子権現）↓D（八王子）↓E↓G↓②↓L

〈四・闕〉が、I↓Lと最も簡略な形。〈四・闕・延・長・南・屋・覚・中〉は、いずれもIから始める。その場合、〈延・長・中〉では神輿（＝御神体）がすでに山上へ動座しているにもかかわらず、東坂本の八王子社で呪詛がなされていることになる。また、〈南・屋・覚〉は呪詛・大般若経真説・忠胤の教化のすべてが、根本中堂で行われたことになるが、その表白の言葉に八王子権現に対する祈誓が含まれるのは、違和感がある（〈覚〉「後二条の関白殿に、鎬箭一はなちあて給へ、大

八王子権現」。これに対して、〈盛〉は、A二十五日の大講堂の僉議の場面から始め、続いてB離山を覚悟した大衆は、三山を始め横川を廻り、C東坂本に下り、七社の宝前で大般若を読み、さらにD八王子の御前で忠胤を導師としてE説法、F禰宜友実を八王子の拝殿に昇き入れて関白を呪詛した結果、G八王子の神殿より鎬矢が王城に飛ぶのをH大衆は見えて離山を止め、I七社の神輿を根本中堂に振り上げ、関白を呪詛したとする。このように、〈盛〉のみが、A B H Kの記事を挟み込み、Iに至るまでに相当の日数を要する形で、関白呪詛への必死の覚悟とその行動を書くのは、後出形態と考えられよう。神輿を振り上げたという記事と、八王子権現に祈誓するという記事とを並存させようとするために、これらの違いが生じているのだろう。なお、『日吉山王利生記』以下は、次のとおり。

『日吉山王利生記』『山王絵詞』I→F→E→J→①→L

『山王靈驗記』は当該部分虫食いが多く不明だが、I→E→①→Lか。

また、日吉関係資料の中で最も古い形を留めると指摘される『日吉山王利生記』が〈延〉に近い記事配列を有している点、一般的には『山王靈驗記』と『山王絵詞』が近いとされているにもかかわらず、この関係記事では『日吉山王利生記』と『山王絵詞』が近い関係にある点に注目する必要がある。〈延〉「同廿五日神輿ヲ中堂へ振上奉り、禰宜ヲ八王子ノ拝殿ニ昇入テ、静信、定学二人ヲ以テ関白殿ヲ呪詛シ奉ル」(巻一―八〇オウ八〇ウ)、『日吉山王利生記』「同廿五日神輿を中堂にあげ奉。禰宜をば八王子の拝殿に入て、関白殿を呪詛しけり。則以静信定額為導師」(六七一頁)と、導師の名前を含め両本はほぼ同文。〈四評釈〉佐伯考察は、武久堅、渡辺晴美の検討を受けて、〈延〉

の『日吉山王利生記』撰取について「師通を呪う祈禱の場面で『利生記』の言う「静信定額」「定額」は僧の官位」を、〈延〉が「静信定学」「人」と誤ることからも明らかである……〈延・長・盛〉の『利生記』との直接関係が各々異なった部分に見出だされることは、一応これらが各々別個に『利生記』に拠ったことによると見るのが穏当だろうが、可能性のみを言えば、依拠資料が果たして現存『利生記』そのままであったかどうかとも疑えなくはない」(三一七―四頁)と指摘する。

○我山ハ是日本無双ノ靈地、国家守護ノ道場也 〈盛〉では、同文記事が、澄憲の言葉(1―二五〇―二五一頁)や、祐慶の言葉(1―三〇三頁)の中にも見られる。〈屋〉では、後者の記事は、「当山ハ日本無双ノ靈地鎮護国家之道場」(一〇八頁)と記される。「我山」は、我々が住むこの山はの意ではなく、比叡山の異称として用いられている(水原一)。また、山本真吾は、〈延〉に用いられる比叡山の呼称を次の四類に分類した。「A類」「我」字を構成要素に持つもの……「我山」・「我タツ杣」、「B類」「叡」字を構成要素に持つもの……「比叡山」・「叡山」・「叡岳」、「C類」「四明」字を構成要素に持つもの……「四明山」、「D類」「台」字を構成要素に持つもの……「天台山」。その内、A類は、総て会話文において天台山門の僧が自宗を言うのに用いているとする(一〇三四―一〇三九頁)。○而子細奏聞ノ使ヲバ被追返 先の記事、「猶子細ヲ為奏聞トテ、一山ノ僧綱等下洛シケレ共、武士ヲ西坂本へ差遣シテ被饗シカバ、空ク帰登」を指す。○各有縁ノ方へ赴ベシ 根本中堂や講堂以下の諸堂や、大宮・二宮以下の諸社を焼き尽くして、皆それぞれ仏菩薩の機縁のある方へ向かおうと言っている意か。〈盛〉「末代ノ作法ニヤ、悪者ハ強善人ハ弱ナリテ、行

ヒ人ハ強シテ、智者ノ謀モ不及シテ、有縁ノ方ニ行別テ、人ナキ山ニ成ニケリ」（2—18頁）。○三山ノ參詣 「三山」は、東塔・西塔・横川の「三塔」の意だろう。〈長〉「一には、東坂もとより西坂もとへくはいらうをたて、山そらが三の山の参けいの時、霜雪雨露をしのがためなり」（1—189頁）。『慈鎮和尚自歌合』一八七「みつ山のにちりしく法の花みればわがちからぞとしたひきにけり」。○横川ノ御廟 元三大師御廟。「四季講堂の北、香芳尾にあり、東塔東谷の天梯権現峰・横川飯室谷の慈忍和尚靈廟と共に、比叡山三大魔所の一つに数えられている。浄土院にある伝教大師の廟墓を御廟ごびやうというのに対し、慈恵大師のそれは、御廟みみやうと読み違えて両者を区別している」（武覚超、一五〇頁）。○角テ三千衆徒、東坂本二下、七社ノ宝前ニシテ、信読ノ大般若アリ 「同廿五日ニ大衆大講堂ノ庭ニ会合僉議シテ云」項で指摘したように、大般若の読誦が行なわれた場所については諸本で異同がある。〈長〉は八王子、〈南・屋・覚〉は根本中堂前とし、〈四・闕・延〉は読誦については記さない。〈盛〉は七社すべてで読誦を行った際、特に八王子で友実を拝殿に担ぎ入れ呪詛があったとする。また、『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈驗記』は大般若読誦を記さない。○八王子ノ御前ニテ、仲胤法印イマダ供奉ニテ御座ケルガ 八王子でのこととする点、〈延・長・中〉同、〈南・屋・覚〉は、根本中堂でのこととする。〈覚〉「山門には、御裁断遅々のあひだ、七社の神輿を根本中堂に振りあげ奉り、其御前にて、信読の大般若を七日よふで、関白殿を呪詛し奉る。結願の導師には、仲胤法印、其比はいまだ仲胤供奉と申しが」（上—152頁）。「同廿五日ニ大衆」の項で指摘した、〈延・長・中〉のような問題を解消するため

の操作か。〈四・闕〉も呪詛が根本中堂で行なわれたように読める。八王子で呪詛する設定が形成された一方で、欄宜友実が登場せず、さらに神輿を根本中堂に振り上げたとなると、そのまま根本中堂で呪詛を行う方が自然な展開とされたのだろう。仲胤は、生没年未詳。権中納言藤原季仲の子。母は賀茂神主成助女（尊卑 二—16頁）。『台記』『法皇法華十講、朝座講師権律師忠胤、説法優美満座感嘆、多落涙之人』（久安四年六月十九日条）、『兵範記』『殿下知足院御仏事、御導師権律師仲胤、説法之終頭上下流涙、仲胤堪能得而不可称者歟』（久寿二年八月十五日条）。仲胤は、単に能説というより、秀句のことば遊びのワザによって（高座から楽屋裏まで）一座の興を成就する、飄逸にして不羈な、嗚呼なるヲカシを体现する人物であった（阿部泰郎三〇頁）。なお、『平家物語研究事典』では、この時「仲胤が導師を勤めたか明白でない。説法の名手をもって仮託されたのではなからうか」（大曾根章介執筆三三三頁）とするように、仲胤の活躍期は、『中右記』長治元年（一一〇四）五月二十二日条に、最勝講結願の日の夕座の問者に「延暦寺忠胤、初参」として見える以降のことで、嘉保二年（一一九五）の時点では、仲胤は年若く事実譚とは考えにくい（『日本伝奇伝説大事典』松本寧至執筆五九七頁）。○教化ノ詞ニ云、「菜種ノ竹馬ノ昔ヨリ：「教化ノ詞、〈中〉『日吉山王利生記』同、〈延〉「教化」をミセケチとし、「啓白詞」。〈南〉「啓白ノ詞」（上—125頁）、〈屋・覚〉「表白の詞」（〈覚〉上—152頁）。秀句を読んだのは、〈延〉「静信、定学一人」（卷一—18〇ウ）、『日吉山王利生記』『静信定額』（六八〇頁）、仲胤とするのが、〈長・盛・南・屋・覚・中〉。なお、〈延〉では、呪詛を行なったのを「静信、定学一人」としながら、「其啓白詞」の「申

上ノ導師」として「忠胤」の名を挙げており、文脈に混乱が見られる。静信は、〈延全注釈〉（巻一―四六―一―四六二頁）が記すように、『水左記』承暦元年（二〇七七）十二月二十一日条で阿闍梨に任ぜられたとされ、『永昌記』嘉承元年（一一〇六）九月二日条で大威徳護摩法を百日間行ったとされる人物に該当しよう。それを、〈長・盛・南・屋・寛・中〉は、秀句の読み手としてふさわしい仲胤に差し替えたと考えられる。現存の〈延〉は、応永までの間に仲胤とする諸本の言説を取り込んだために混乱が生じたか。なお、「菜種ノ竹馬」〈延〉「菁種ノ二葉」〈竹馬〉をミセケチにして「二葉」。巻一―八〇ウ、〈長〉「けしの竹馬」（一―八八頁）〈南・寛・中〉「なたねの二葉」〈寛〉上―五二頁。『日吉山王利生記』「なたねのちく葉」（六七―一頁）、『山王靈驗記』「菜種の二葉」（一〇二頁）。〈盛〉異本の内、〈近〉「なたねのふたは」。〈延〉のミセケチ部については、櫻井陽子が指摘するように、〈寛〉本文により訂正されたものであり、〈長・盛〉や『日吉山王利生記』の「竹馬」が本来の姿を留めていると考えられよう（二八―二九頁）。〈校注盛〉が、「竹馬の竹と鎗矢と縁語になり」（一―二二六頁）と指摘するように、「竹馬」の方が、秀句としての趣をより一層發揮することになるろう。

○生立タル友実ト知ナガラ 〈延・長・南・寛〉は、幼い頃より我々を養い育て下さった神に呼びかける形。〈延〉「オ、シ立タマフ七ノ社ノ神達、左右シカノ耳フリ立テ聞給へ」（巻一―八〇ウ）。これに対して、〈盛〉の場合は、幼い頃より養い育てた友実と知りながらという、特異な形。〈延〉と同様、友実を拝殿に担ぎ入れている呪詛のため、「菜種ノ竹馬ノ昔ヨリ、生立タル」が友実を修飾していると解釈しているのだろう。

○蒸物ニ合テ腰絡シ給殿ニ 抵抗できない者に対して威

嚇を加える意。本全釈八の注解「ムシ物ニアヒテ、腰ガラミ」（八一―八二頁）参照。「殿」は、後二条関白殿師通を指す。なお、〈校注盛〉は、「蒸物は蕪を材料とするから、鎗矢、菜種と縁語となるか」（一―二二六頁）と秀句たるその理由の一端を示す。○鎗矢一放給へ。大八王子権現 小峯和明によれば、一連の御輿振りの話題に登場するのは八王子と十禅師・客人宮が中心で、特に八王子はその神体山と神輿との同定から重視され、呪詛の神として機能し、物語は八王子の法華講の由来譚にもなっているとする（八王子講の由来という点では、〈集成〉（上―九八頁）に指摘あり）。さらに鎌倉後期の『延暦寺護国縁起』上巻七では、建保六年（一二二八）の強訴事件がもとで時の八条左府良輔と右大臣実朝が八王子の祟りで天折したとされる。実朝の場合は八王子の内陣から唐童子が出現、東方に向かって矢を放ち、右手の指を折り阿弥陀を二度唱えて神殿に入ったという（八三頁）。○其上禰宜友実ヲ八王子ノ拝殿ニ昇入テ： 〈延〉『日吉山王利生記』同。〈延〉は、「八王子ノ禰宜友実」（巻一―八〇オ）とするが、〈盛〉の場合も、友実を八王子の拝殿に昇き入れているように、八王子の禰宜と解しているのであろう。○王城ヲ指テ鳴行トゾ諸人ノ耳ニ聞エケル 人の耳に鎗矢の飛ぶ音が聞こえたとするのが、〈盛・南・中〉。人の夢に見えたとするのが〈延・屋・寛〉（〈屋〉は大衆の夢に見えたとする）。〈長〉は、ある人が、八王子で通夜の折、兵主大明神の射る矢が、関白の御所に立つ夢を見たとする。○係ケレバ、大衆ハ「神明モ力ヲ合給ニコン」トテ、離山ヲ止テ 〈盛〉の独自異文。八王子の神殿より、鎗矢が鳴り響いて王城を指して飛んでいくのを聞いて、大衆は、神明の所願成就を確信し、離山を止めたとする。○七社ノ神輿ヲ莊奉テ、

根本中堂二振上奉り「七社ノ神輿」、〈南・屋・覚・中〉同、〈延〉「神輿」（巻一八〇オ）、〈長〉「日よしの神よ」（一八七頁）。この時の神輿の数は不明。御輿振りではまず八王子・客人・十禪師の三基の神輿が根本中堂まで動座し、残り的大宮・聖真子・二宮・三宮の神輿は、その後少し時間をおいて動座するのが通例となっていた。下坂守①によれば、嘉保二年（一〇九五）から元弘元年（一二三二）まで二三年間余りの間に実施された三十回に及ぶ御輿振りによれば、根本中堂に三基の神輿が動座した時点で衆徒の要求が叶えられ噺訴が終了する場合が少なくなく、京都への御輿振りも時として三基だけで実施され

ていたことが知られるとする（五〇一頁）。なお、佐藤眞人は、天仁元年（一一〇八）にはまだ七社体制は完成していなかった可能性が高く（先述）、『耀天記』にあるように、十禪師は天仁二年（一一〇九）四月、三宮は永久三年（一一一五）四月二十一日に神輿が造進されたと考えられる」（一七四頁）と指摘する。○神輿ノ御動座はソ始也ケル 嘉保二年の御輿振りは、神輿動座の初例であった。（四・闕・長・中）同、〈延・南・屋・覚〉『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈驗記』欠く。

【引用研究文献】

- * 阿部泰郎「唱導—唱導説話考—」（説話の講座3『説話の場—唱導—注釈—』勉誠社一九九三・2）
- * 上川通夫「中世聖教史料論の試み」（史林七九—三、一九九六・5。『日本中世仏教史料論』吉川弘文館二〇〇八・2再録。引用は後者による）
- * 小峯和明「山王信仰と文芸」（国文学解釈と鑑賞一九九三・3）
- * 櫻井陽子「延慶本平家物語（応永書写本）の本文改編についての一考察—願立説話より—」（国語と国文学二〇〇二・2）
- * 佐藤眞人「再び山王七社の成立について」（大倉山論集二三、一九八八・3）
- * 下坂守①『京を支配する山法師たち 中世延暦寺の富と力』（吉川弘文館二〇一一・5）
- * 下坂守②「堅田大責と坂本の馬借」（『中世社会と一向一揆』吉川弘文館一九八八・2。『中世寺院社会と民衆—衆徒と馬借・神人・河原者—』思文閣出版二〇一四・11再録。引用は後者による）
- * 武覚超『比叡山三塔諸堂沿革史』（叡山学院一九九三・3）
- * 武久堅「願立」説話の展開—延慶本平家物語と「日吉山王利生記」（日本文芸研究三四—三、一九七六・3。『平家物語成立過程考』桜風社一九八六・10所収）
- * 名波弘彰「師通願立説話と日吉神社」（寺小屋語学・文化研究所論叢三、一九八四・12）
- * 西田長男「『日吉社司祝部氏系図』の新出古写本」（『日本神道史研究九 神社編下』講談社一九七八・10）
- * 美川圭『白河法皇 中世をひらいた帝王』（日本放送出版協会二〇〇三・6）

* 水原一「わが山」考（解釈三一、一九五七・二）

* 元木泰雄①『河内源氏 頼朝を生んだ武士本流』（中央公論新社二〇一一・9）

* 元木泰雄②「治天の君の成立」（『院政期政治史研究』思文閣出版一九九六・2）

* 山本真吾「平家物語に於ける日本漢詩文の影響について——「比叡山」の呼称をめぐる——」（『古代語の構造と展開〈継承と展開1〉』和泉書院一九九二・1。『平安鎌倉時代に於ける表白・願文の文体の研究』汲古書院二〇〇六・1再録。引用は後者による）

* 渡辺晴美「平家物語卷一「願立」説話の構造について」（『国語国文研究』六六、一九八一・7）

権中納言¹匡房ハ、和漢ノ才幹世ニユルサレ、廉直ノ²政理ニ私ナキ人也。此事大ニ歎申給ヘリ。「師忠³悪様ニ⁴執申サズハ、関白御憤アラシヤ。関白頼治ニ下知シ給ハズハ、神明御恥ニ及給フベシヤ。讒臣⁵乱国トイヘリ。為世為人⁶、哀亡国ノ基カナ」トゾ宣ケル。去程ニ関白殿御夢御覽ジケルコソ恐シケレ。比叡大岳^{たけくれば}額割テ御身ニ係ル⁷ト覺エ、打驚給テ浅増ト思召⁸。処ニ、又ウツ、ニ⁷東坂本ノ方ヨリ鎗矢ノ鳴来テ、御殿ノ上ニ慥ニ立トゾ被^{たつ}聞召⁹ケル。即⁸青侍ヲ以テ被^み見セ¹⁰ケレバ、寢殿ノ狐戸ニ、シデノ付タル、青柳一本立タリケルコソ不思議ナレ。関白殿ハ夢モ現モ、山王ノ御崇恐^{たたり}ロシク被^み思召¹¹ケル程ニ、御髮際ニ¹⁰悪瘡出来サセ給ヘリト披露アリ。牛馬巷ニ馳達^{はせちがひ}、輿車門前ニ多シ。

【校異】 1〈近〉「きやうはうは」〈蓬・静〉「匡房は」。2〈近〉「まつりことに」。〈蓬〉「ニ」なし。3〈近〉「あしきさまに」。〈蓬・静〉「あしきさまに」。4〈蓬・静〉「取申さすは」。5〈近〉「くにをみたすと」。〈蓬〉「国を乱と」、〈静〉「乱国と」。6〈静〉「処」。7〈近〉「ひんかしさかもとのかたより」、〈蓬・静〉「ノ方」なし。なお、〈蓬〉「ひかし坂本より」、〈静〉「ひかし坂本より」。8〈近〉「せいじを」、〈蓬〉「青侍を」。9〈近〉「あをさかき」、〈蓬〉「青柳」、〈静〉「あを柳」。10〈近〉「御ぐしのきはに」、〈蓬・静〉「御髪きはに」。11〈近〉「あしきかさ」、〈蓬・静〉「あしき瘡」。12〈近〉「こしくるま」、〈蓬〉「輿車」。

【注解】 ○権中納言匡房ハ、和漢ノ才幹世ニユルサレ、廉直ノ政理ニ私ナキ人也 匡房が、今回の件を聞き批判したとするのは、〈延・長〉同。但し、「江中納言匡房申サレケルハ、『師忠ガ申状、甚ダ神明ノ恥辱ニ及ブ。哀レ、亡国ノ基哉』（〈延〉卷一—八〇ウ。〈長〉傍線部を欠く）として、次に〈盛〉では先に引く長暦年中に関白頼通の推挙により、三井寺の明尊が天台座主に補せられた折の山門騒動を引き、その折にも「様々ニ御オコタリヲ申サセ給シゾカシ。サレバ此事イカゞ

アラズラム」と、匡房は「疑申サレケリ」とする。『江納言暮年詩記』『予四歳始読書。八歳通史漢。十一賦詩。世謂之神童』（『国史大系』『朝野群載』六三頁）。こうした大江匡房の一連の事蹟については、小峯和明の「大江匡房論」に詳しい。『日吉山王利生記』「其時権中納言匡房とて、和漢才名世にゆるされ、廉直の政理共にはざりける人申けるは」（六七—頁。『山王絵詞』同。「廉直ノ政理ニ私ナキ人也」とは、心正しく政治を執行するに私心なくの意。○師忠悪様

ニ執申サズハ、関白御憤アラシヤ。関白頼治ニ下知シ給ハズハ、神明御恥ニ及給フベシヤ。讒臣乱国トイヘリ。為世為人、哀亡国ノ基カナ

〈延・長〉の当該本文、前項注解参照。『日吉山王利生記』は〈延〉

に近似。「師忠卿あしざまに申すは、神明の恥辱に及べしや。あは

れ□国の基かな」（六七頁）。なお、『日吉山王利生記』には、この後、

師通逝去後に、「師忠奸邪の詞をのべずば、かゝる大事やはいでくべき。

讒臣在中主之蠹也。奸人在国□之残也」と云はことほりかな」（六七三

頁。傍線部、『山王絵詞』は、「奸臣在朝国之残也」（四四二頁）と類似

の句が見られる。遠藤光正によれば、この句の出典は、『史記』の「奸

臣在朝、国之残也。讒臣在中、主之蠹也」か、『帝範』「讒佞之徒国之

蠹賊也」かとする（一六頁）。『史記』の場合、「姦臣が朝廷にいるのは、

国の害であり、讒臣が宮中にいるのは、君主の禍である」の意であり、

『史記』卷四十三趙世家の句。遠藤も指摘するように『管蠡抄』第一・

怕讒佞にも引かれている。『典範』の句と比べ、『史記』の句がより酷

似しており、また『史記』の方がはるかに影響力の大きな書であるこ

とから考えると、『史記』が出典と考えて良いかと思われる。こうし

た匡房の言説について、源健一郎は「山門の立場に寄り添いながらも、

山門と王（院）との関係を対立から融和へと導くために働くものと言

えよう。注意すべきは、こうした〈匡房〉のあり方が、山門の縁起的

歴史叙述にも見いだされることである」（一八頁）、「中世山門が、地

主神日吉山王の靈験を説くために編纂した縁起的歴史叙述のなかに、

〈匡房〉は呼び出され、王法仏法のあるべき姿を説くのである」（一九頁）

と指摘する。なお、『山家要略記』『日吉山王秘伝記』など資料の日吉

関係記事に、康和元年正月十一日記とされる「匡房奉勅撰神祇宣令文」

が引かれるのも、日吉側が匡房という權威をひとつの拠所としていることをうかがわせる。○去程ニ関白殿御夢御覽ジケルコソ恐シケレ

：「シデノ付タル青神一本立タリケルコソ不思議ナレ」まで、〈四・闕・

延・長・南・屋・覺・中〉なし。〈延〉「八王子ノ御殿ヨリ鎗矢ノ声出

テ、王城ヲサシテ鳴リテ行トゾ人ノ夢ニハ見タリケル」（卷一—八一オ）

とし、朝に格子を上げると「只今山ヨリ取テ来タル様ニ露ニヌレタル

櫓一枝立タリケルコソオソロシケレ」などとする。八王子より鎗矢が

飛ぶことが、「人ノ夢」であつたり「大衆ノ耳ニハ聞ヘケル」（〈南〉）

といった形で知られる。他方、日吉の靈験記類では、『日吉山王利生記』

「かゝらんとての御夢には、叡山の方よりかぶら箭のなりて、御身に

かゝるとぞ御覧じたりける。さてしでのつきたる櫓一本ぞ、うつゝに

寢殿の妻戸に立たりける。いと不思議なりけり」（六七頁。傍線部、『山

王絵詞』「狐戸」、『山王靈験記』「叡山の方より鎗矢鳴りて、御身に

崇れると、御夢に御覧ぜられける。□□四手付きたる櫓、寢殿の狐

戸に立ちたりけり」（一〇二頁）となっている。〈盛〉は他の平家物

語諸本と異なり、鎗矢の飛来を師通の夢としていることが、『日吉山

王利生記』『山王絵詞』『山王靈験記』と類似している。箭の出所も、

〈盛〉は諸本のように八王子と特定せず、東坂本の方から飛んできた

とする。日吉社（八王子社）の方から飛んできたとするのであるう。

これについても『日吉山王利生記』他が「叡山の方より」とするように、

師通にはその出所が特定できていないことになる。あるいは、次々節

で見ると、この後、師通の母が日吉社に参籠し、十禅師で託宣を

得る展開となるため、ここで八王子に特定することを避けているか。

「狐戸」は、「格子の裏に板を張った戸。主に建物の屋根の妻に取り付

けて飾りとする」(『古語大鑑』)。「比叡大岳」は、比叡山の最高峰大比叡のこと。

○御髮際二惡瘡出来サセ給ヘリト披露アリ (四・闘・延・南・屋・覺・中)は、重病を受けたとするのに対し、〈長〉「ひだりの御かほさきに、御かぶれ出て」(一・一八九頁)、『日吉山王利生記』

『山王絵詞』『山王靈驗記』「中二年ありける承徳三年六月廿一日、関白殿のかみぎわにあしき瘡いでさせ給たりとての、しりあへり」(『日吉山王利生記』六七二頁。なお、『山王靈驗記』は、傍線部承徳二年)。

『平家物語』では、直後の発病として読めるのに対し、『日吉山王利生記』等では、嘉保二年(一〇九五)から四年後の承徳三年(一〇九九)に発病したとする。呪咀から師通発病・死去までの期間の問題は、師

【引用研究文献】

* 遠藤光正『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠(二)(大東文化大学東洋研究七七、一九八六・一)

* 小峯和明『大江匡房論』(『院政期文学論』笠間書院二〇〇六・一)

* 源健一郎「聖地復興と〈匡房〉の言説―熊野における花山院伝承の背景として―」(日本文学二〇〇八・七)

父ノ大殿、¹御母儀北政所ノ御歎²不^レ斜、カタク御祈始³ラル。⁴一⁵探手半ノ⁶薬師如来像、⁷延命菩薩像、各⁸一体、又⁹等身薬師¹⁰一体、造立供養アリ。¹¹日吉社ニシテ千僧供養アリ。又¹²同社壇ニテ十箇日ノ¹³千座千僧ノ仁王講被¹⁴行。又¹⁵一切経并¹⁶金泥ノ¹⁷法華経書写供養アリ。澄¹⁸禅法印ヲ以テ被¹⁹啓白。又根本中堂ニシテ、薬師経転読アリ。其外諸寺諸社ニシテ、²⁰貴僧高僧ニ仰²¹テ²²様々御祈有ケル上ニ、²³驛驢²⁴・驛驢ノ²⁵金銀幣帛ノ²⁶貢り、²⁷神仏公寺ニ被²⁸送進²⁹ケレ共、³⁰御心地イヨク重クナラセ給ケレバ、又丈六ノ³¹薬師七尊、³²阿弥陀如来一体造立アリ。除病³³延命ノ御祈ハ、御志ヲ³⁴尽シ御座ケレ共、更ニ御験ナシ。父³⁵京極ノ大殿、³⁶憑³⁷ナキ御有様ヲ御覧ジテ、二紙ノ³⁸願書ヲアソバシテ、³⁹日吉社ニテ⁴⁰可⁴¹被⁴²啓白⁴³之由⁴⁴仰⁴⁵テ、天台座主ヘ⁴⁶被⁴⁷送進⁴⁸。其願書ニ云、「日吉社ニ臨時ノ祭⁴⁹居、⁵⁰百番ノ御子ノ渡物、⁵¹百番ノ一物、⁵²百番ノ⁵³流鏑馬、⁵⁴百番ノ競馬、⁵⁵百番ノ相⁵⁶撲、⁵⁷廊ノ御神楽、⁵⁸三千人ノ衆徒ニ、⁵⁹毎年ノ⁶⁰冬衣食ノ二事⁶¹十箇年連テ⁶²可⁶³送⁶⁴ト也。サレ共イヨク重ラセ給ケレバ、御母儀北政所忍テ御参社有テ、七箇日御参籠アリ。⁶⁵是ヲ⁶⁶バ人知ザリケリ。出羽ノ⁶⁷羽黒ヨリ上タル身古ト云童御子ノ⁶⁸籠タリケルガ、十禅師ノ御前ニテ俄ニ⁶⁹狂出テ舞⁷⁰乙デケルガ、⁷¹暫有テ⁷²死入ケリ。何者ゾ、門外ヘ⁷³昇出セ」ト云ケルニ、「事ノ⁷⁴様ヲ見ヨ」ト

通が発病後に母である北政所の祈願によって一時的に延命が認められて回復、数年後に再度発病・死去したとする〈延・盛・南・屋・覺・中〉の構成と密接に関わる。『日吉山王利生記』(のようなテキスト)から平家物語へとという方向性を認めるのであれば、平家物語諸本は、呪咀から発病までの三年間という不自然さを解消するために、直後の発病、北政所の祈願による一時的な平癒・延命、再発・死去という展開を設定したのであろう。同時に、この展開は、北政所の祈願の功德を延命とするか死後の救済(師通が死後に盤石の下で苦吟するとい逸話)とするかという問題とも関連する。これについては後述。

テ大庭ニ昇居テ守之。ヤ、在テ走出テ舞乙。

【校異】1 〈近〉「御ぼぎきたのまんところの御なけき」〈蓬〉「御母儀北政所御歎」〈静〉「御母儀北政所御歎」2 〈近〉「なのめならず」〈蓬〉「斜ならず」〈静〉「斜ならず」3 〈静〉「二撰手半の」4 〈近〉「やくしによらいのざう」〈蓬〉「薬師如来の像」〈静〉「やくし如来の像」5 〈近〉「あんみやうばさつのざう」〈蓬〉「延命菩薩の像」〈静〉「延命菩薩の像」6 〈近〉「とうしんの」〈蓬〉「等身の」〈静〉「等身」7 〈近〉「一だい」8 〈近〉「ひよしのやしるにして」〈蓬〉「日吉社にして」9 〈近〉「おなしき」〈蓬・静〉「おなし」10 〈近〉「千座せんぞうの」11 〈近〉「ほつべきやう」〈蓬〉「法花経」12 〈近〉「シテ」なし13 〈近〉「貴僧高僧ニ」なし14 〈近〉「やうくの」〈蓬・静〉「さまく」15 〈静〉「驪」字に左訓「カケ」あり16 〈静〉「驪」字に左訓「アヲサキ」あり17 〈蓬〉「金銀幣帛の」18 〈近〉「をくりまいらせらるれとも」〈蓬〉「をくり進せられれとも」〈静〉「をくり進せられれとも」19 〈近〉「御ころ」20 〈近〉「あんめの」とし、「め」の後に補入符あり21 〈近〉「つくしおはしましけれとも」〈蓬〉「つくし御座けれとも」22 〈静〉「京極大殿」23 〈静〉「頼なき」24 〈近〉「けいびやくせらるへきの」〈蓬〉「啓白せらるへきと」〈静〉「啓白せられへきの」25 〈蓬・静〉「由」なし26 〈近〉「おほせられて」〈蓬〉「仰て」27 〈近〉「をくりしんせらる」〈蓬〉「をくり進せらる」28 〈近〉「すへ」〈蓬〉「居て」〈静〉「居て」29 〈近〉「百ぼんのしゝのわたりもの」〈蓬〉「百番御子渡物」30 〈蓬〉「百番一物」31 〈蓬〉「流鎗馬」32 〈蓬〉「百番競馬」33 〈近〉「百ぼんのすまふ」〈蓬〉「百番相撲」〈静〉「百番相撲」34 〈近〉「ひさしの」〈蓬・静〉「廊」35 〈蓬〉「三千人衆徒」36 〈蓬〉「ニ」なし37 〈近〉「まいねんの」〈蓬〉「毎年の」38 〈近〉「ふゆいしよくの二事」〈蓬〉「冬衣食二事」〈静〉「冬衣食二事」39 〈蓬〉「十箇年」40 〈近〉「をくるへしとなり」〈蓬〉「送るへきと也」〈静〉「をくるへきと也」41 〈近〉「三つの」42 〈近〉「しはし」〈蓬・静〉「暫」43 〈近〉「あつて」〈蓬・静〉「ありて」44 〈近〉「しにいりけり」〈蓬〉「死入にけり」〈静〉「死入にけり」44 〈近〉「やうを」〈蓬〉「様を」45 〈近〉「あて」〈蓬〉「ありて」〈静〉「有て」46 〈蓬〉「走立て」〈静〉「走立て」。

【注解】○父ノ大殿、御母儀北政所ノ御歎 大殿は父の師実。〈盛〉では、①祈祷を始め、様々の供養あり（父師実・母北政所）、②天台座主へ願書を送る（父師実）、③日吉社へ参籠し誓願する（母北政所）と展開する。このうち②願書を送ったとするのは〈盛〉のみ。〈闘〉は祈祷記事を欠き、〈屋〉は極めて簡略。〈四〉は①②なく、③（父師実・母北政所）と読める。〈中〉は①（主格なし）と③（母北政所）、〈延・覚〉は、①②③が合体した形で、母北政所が参籠して、①②に

類似する内容の供養をし、③の誓願をしたとする。〈長・南〉は③のみ。〈盛〉は、「御心地イヨく重クナラセ給ケレバ」「更ニ御験ナシ」などの句を挟みながら、①②③の順に両親による供養、誓願が段階を追って描かれることになる。これに類似するのが霊験記類である。『日吉山王利生記』『山王霊験記』『山王絵詞』は、いずれも①②③の順に進み、〈盛〉に一致する表現も多い（ただし①の主格を欠き、③では参籠したと明示されない。『山王霊験記』は供養の内容が簡略。○一

撰手半ノ薬師如来像、延命菩薩像各一体、又等身薬師一体、造立供養アリ。〈闕・屋〉『山王靈驗記』不記、〈四・長・南〉も、③しか記さないため、同様に不記。〈延・覚〉「一撰手半ノ薬師百駄、等身ノ薬師一駄、并釈迦阿弥陀ノ像、各造立供養セラレケリ」(〈延〉巻一八ウ)、〈中〉「とうしんのやくしのざう七たい、一ちやくしゆはんのやくしのざう百たい、しやか、あみだ、一ちやくしゆはんのざう、をのく百たい、ざうりうくやうしたてまつらる」(上―五五―五六頁)。

『日吉山王利生記』同廿三日「撰手半薬師如来像、延命菩薩像各一百駄、又等身の薬師一駄をぞつくり供養せられける」(六七頁)、『山王絵詞』同。〈盛〉の「各一体」は、『日吉山王利生記』等に見るように、「各一百駄」の誤りだろう。○日吉社ニシテ千僧供養アリ…又根本中堂ニシテ、薬師経転読アリ。『日吉山王利生記』「又日吉にして千僧供養あり。廿六日より同社壇にて、十ヶ日の間、千僧の仁王講をおこなはる。同日より一切経并金泥法華経を供養せらる。御導師は澄禅僧都也。又廿七日よりは、中堂にして千僧の薬師経転読あり」(六七―六七頁)、『山王絵詞』同。『日吉山王利生記』『山王絵詞』は、先に六月二十三日には造立供養をし、当該記事でも、二十六日に十日間にわたる千僧の仁王講と一切経と金泥法華経供養、二十七日からは根本中堂での薬師経転読と言うように、日付を記す。『日吉山王利生記』『山王絵詞』が克明に日付を記すのは、師通の発病まですでに年月が経っているという設定であり、この後早くも六月二十八日に、師通が死去したと記すことと関わりう(次節注解参照)。一方、〈盛〉では、父や母の懸命の祈願により、この後三年の猶予が与えられ、日吉神の怒りも一旦は収束することとなり、日付表記は特に必要とはされていない

ないと考えられる。三年の延命について記すのは他に〈延・南・屋・覚・中〉。〈校注盛〉は、澄禅について、〈尊卑〉(4―六九頁)を引き、菅原在氏の子、道明寺別当と呼ばれた人物を同一人物とするが、世代的に合わない。『中右記』長承元年(一一三二)二月二十八日条の法成寺兩塔供養の折に、「錫杖廿人〈頭澄禅、実真〉なる人物が見えるが、当該人物かは不明。○驍驪・驍驪ノ類、金銀幣帛ノ貢り、神社仏寺二被送進ケレ共、御心地イヨ／＼重クナラセ給ケレバ、又丈六ノ薬師七軀、阿弥陀如来一体造立アリ。近似本文『日吉山王利生記』にあり。「然而廿八日の夜半より御心地いよくおもく成せ給ければ、驍驪驍驪ノ類、金銀幣帛の□、諸社におくられけり。あまさへ二紙の願書をあそばされて、天台座主仁覚僧正にぞたてまつられける。重又丈六薬師七軀、阿弥陀如来一駄つくり始められけり」(六七頁)、『山王絵詞』同。虫食い部、『山王絵詞』「費」。「仁覚僧正」欠く。傍線部については、〈盛〉は後出する。「驍驪・驍驪ノ類」とは、良馬の類の意。驍驪・驍驪は、名馬の名。いずれも周の穆王の八頭の駿馬のうちの一頭。周の穆王が天下を周遊した際に馬車を引かせたことで知られる。驍驪は、驍耳・緑耳とも。「驍驪・驍驪・驍驪・古之良馬也。」(『古今事文類聚』後集卷三十八毛蟲部馬、に引く荀子)「王大悦。不恤国事、不乐臣妾、肆意遠游。命駕八駿之乘、右服驍驪而左緑耳、右驂赤驥而左白鰲」(列子・周穆王第三)。「明衡往来」其衣則齐纨越布之奇麗。其騎則驍驪驍驪之半漢」(群書九―三九五頁)。「明衡往来」では、稲荷祭の折の馬長の来ている衣服や乗る馬が素晴らしいことを記す中に引用する。○父京極ノ大殿、憑ナキ御有様ヲ御覧ジテ、二紙ノ願書ヲアソバシテ、日吉社ニテ可被啓白之由仰テ、

天台座主へ被送進 前項に見るように、『日吉山王利生記』では、死当日の二十八日のこととして、最後の祈願の一つとして記される。『日吉山王利生記』の場合も、父師実の願書とするのであろう。『日吉山王利生記』が記す座主仁寛は、『天台座主記』によれば、第三十七代座主。右大臣源師房の三男、寛治七年（一〇九三）九月十一日任座主（四十九歳）。嘉保二年（一〇九五）御輿振の折の座主であった。○其願書三云 『日吉山王利生記』では、願書が天台座主に送られたことを記すのみだが、『盛』では、その文面が詳細に記される。〈盛〉独自の趣向。○日吉社ニ臨時ノ祭ヲ居、百番ノ御子ノ渡物、百番ノ一物、百番ノ流鏑馬、百番ノ競馬、百番ノ相撲、廊ノ御神楽、三千人ノ衆徒ニ、毎年ノ冬衣食ノ二事十箇年連テ可送 〈延・覚〉には、母上大殿の北政所の「頭ハレテノ御祈」として記される「百番ノ芝田楽、百番ノ一ツ物、競馬、矢鏑馬、相撲、各百番、百座ノ仁王講、百座ノ薬師講」（〈延〉巻一八—ウ）に近似する。また、「毎年ノ冬衣食」については、同じく大殿の北政所の心中の祈願の二つ目「三千人ノ衆徒ニ毎年ノ冬小袖一着セン」（巻一八—ウ）に一致する。〈盛〉は、それを、父京極の大殿が天台座主に送った時の祈願として記す。なお、〈新定盛〉（一一—〇九頁）は、「百番ノ御子ノ渡物」について、「巫女の遊行巡幸の行事の演目を百番盛大に行う事」とし、「廊ノ御神楽」について、「寺社の廂の間で神楽を演じて奉納する事とする。ここには、日吉社に所属した巫覡集団である廊御子の活動が背景にあるか。廊御子については、山本ひろ子、佐藤真人①②に詳しく、『廊御子記』『賽之時、廊ノ御子之役ハ、調拍子・鈴・笛・太鼓・ツヅミニテ役ヲ勤申候事』（『神道大系 天台（下）』六二〇頁）のように、祭祀において

神楽や芸能を担っていた。また、『耀天記』には「一、霜月御祭事」として、「八人女勤之」（中略）アヅマアソビヲシテ、二宮ヨリ大宮ニイタル（中略）乱舞等在之」（『神道大系 日吉』五七頁）として八乙女の芸能も窺える。なお、福原敏男によれば、「一物」は、「その時代に流行している風流がひとつ物と称された。『平家物語』に記される百番の一つ物に関しては、十一世紀初頭よりの朝廷藏人所を中心として調進されていた馬長の姿が語り物に反映しているものと考えられ、『平家物語』成立期には、既に馬長より一つ物の時代になっていたので、百番の馬長ではなく一つ物となったのであろうとする（七一頁）。○出羽ノ羽黒ヨリ上タル身吉ト云童御子「出羽ノ羽黒」の身吉（三吉・三善）とするのは、〈四・長・南〉。〈長〉は、「出羽のくにはぐろより、月山の三吉と申けるわらは御子」（一—九〇頁）とする。羽黒は、修験道の道場として著名。〈延・覚・中〉は、「ミチノ国」「陸奥」「あふしう」より上落した童神子（みこ）とする。『日吉山王利生記』等に該当句は見られない。○十禅師ノ御前ニテ俄ニ狂出テ 〈盛〉の場合、童御子は、十禅師にいたと考えられよう。〈四・長・南・中〉は「御社」に参籠とするが、前後の文脈によれば、〈四・長・南〉は十禅師に、〈中〉は八王子と読める。また、〈延・覚〉は、八王子に参籠と読める。但し、〈延全注釈〉は、〈延・長〉では憑依した神が「山王」とあり、とすれば、大宮か二宮となる一方で、八王子に参籠していたのを問題としつつ、「場面設定が、古くは曖昧であった可能性もあるか」とする（四七四—四七五頁）。また、〈中〉も、託宣の最後に「山王」とあるのが問題とする。ここでの「山王」は、必ずしも大宮や二宮に限定するのではなく、漠然と山王神をイメージしていると捉え

ておいてよいだろう。次節以降で詳細に比較する。

【引用研究文献】

* 佐藤真人①「中世日吉社の巫覡について」(國學院雜誌八五—八、一九八四・8)

* 佐藤真人②「日吉社の巫女・廊御子・木守」『巫覡・盲僧の伝承世界第二集』三弥井書店、二〇〇三・3)

* 福原敏男「一つ物研究のはじまり―馬長研究との交差―」(芸能史研究一八三、二〇〇八・10)

* 山本ひろこ「中世日吉社の十禪師信仰と担い手集団―叡山・靈童・巫覡の三層構造をめぐる―」(寺子屋語子文化研究所論叢三、一九八四・12)

人奇特ノ思ヲ成処ニ、汗押拭申ケルハ、「衆生等慥ニキケ。我ニハ¹十禪師權現乗居サセ給ヘリ。我御前ニハ²撰祿ノ³御母儀、大殿ノ北政所、七箇日御參籠⁴有テ、心中ニ⁵三ノ御願アリ。撰祿山王ノ御トガメトテ、親ニ⁶先立テ世ヲ⁷早シ給ハントス。今度ノ命ヲ助サセ給候ハ、一ニハ八王子ノ御前ヨリ⁸宮樓門マデ、渡廊造連テ⁹可レ進。大衆參社之時、雨露之難ヲ除カントメ也。二ニハ五人ノ姫君ニ、御前ニテ芝田衆躍セテ可レ奉レ見ト也。此事コソ哀ニ思食セ。女御后ニモツイツキカシヅキ、玉ノ簾錦ノ茵ニ勞奉テ、アダニモ出入給ハヌ姫君達ヲ、一人ノ子ノ悲サニ角思召コソ糸惜ケレ。三ニハ自都ノ住居ヲ捨テ、御輿ノ下殿ニ候宮籠¹³ニ相交テ、唐崎ヨリ¹⁴白砂ヲ千日運テ進セント也。太政大臣家ノ北政所トシテ、此態¹⁶已ニ命ヲ捨給程ノ御事也。此三ノ御願ハ、七¹⁵社權現ノ外ニ人不知之¹⁷。貞ニ¹⁸争カ知ベキ。親子ノ¹⁹昵、恩愛ノ情コソ神慮モ悲ク思食」トテ、左右ノ袖ヲ顔ニ当テハラクトコソ泣タリケレ。暫有テ、「母ノ子ヲ思フ志、助バヤト思召ドモ、世ニ安カリシ訴詔ヲ大事ニ成、所司・社司射殺サレ、山上山下叫ブ声、我身ノ上ノ歎也。彌宜友実ガ頼治ニ被射タリシ疵ハ、我身ニ立タル也。血出シテ見セン」トテ、²³肩ヲ脱タリケレバ、²⁴背ノ中ニ疵アリ。疵ノ中ヨリ血ノ出事夥シ。「此上ハイカニ²⁵祈申サセ給共、²⁶助奉ラントハ²⁷エ申サジ」トテ、如レ元舞²⁸乙ヅ。參詣ノ道俗男女御子宮司、身ノ毛豎テゾ覺ケル。北政所モ忍テ御身ヲヤツシ、宮籠ノ中ニ³⁰御坐ケルガ、ツクト聞³¹之³²悶絶シテ、³³天地ニ³⁴倒モダヘ³⁵焼給ケリ。何習ハセ給タル御事ニアラネ共、³⁶責ノ³⁷御子ノ悲サニ、徒跣ニテ御足ノ欠損ズルヲモ顧サセ給ハズ、御參有ケルニ、³⁸角聞召ケン御心中³⁹被⁴⁰推量⁴¹哀也。心地觀經ニ、「⁴²悲母恩深如大海」ト⁴³説給ヘルモ、今コソ被⁴⁴思知⁴⁵ケレ。北政所ハ泣々又御心中ニ、一ノ願ヲ立サセ給ケリ。良久⁴⁶有テ彼⁴⁷童神子申ケルハ、「既ニ⁴⁸上ラセ給ハントシツルニ、北政所重テ御心ノ底ニ一ノ願ヲ発給ヘリ。長命マデコソ叶ハズ共、⁴⁹半年⁵⁰一年也共、今度ノ命ヲ助給ヘ。八王子ノ御前ニテ毎日法花講行テ、法樂ニ備ヘント也。此⁵¹間⁵²様々ノ御願有トイヘ共、一乗ノ法味ハ飽思召事ナシ。聞ドモ⁵³弥⁵⁴メヅラ也。何ノ願ヨリ⁵⁵モ目出ケレバ、三年ノ命ヲ奉ル。其後ハ我ヲ恨ト思召ナ。必死決定」トテ、權現⁵⁶上セ給ニケリ。北政所、御所ニ歸入セ給テ此御物語有ケレバ、上下⁵⁷万人身ノ毛⁵⁸立テゾ覺ケル。⁵⁹御託宣聊モタガハセ給ハズ、⁶⁰御腫物イヘサセ給テ、御心地⁶¹本復セサセ給ケレバ、⁶²紀伊國田中庄ハ殿下ノ渡庄也ケレ共、八王子ニ⁶³御寄附アリ。依⁶⁴之問答講トテ、今ニ退

転ナシ。

【校異】 1 〈蓬〉「十禪寺権現」。2 〈近〉「せつろくの、蓬」。「撰録の、静」。「撰録の」。3 〈近〉「御ぼぎ、蓬」。「御母儀」。4 〈近〉「あつて、蓬・静」。「ありて」。5 〈近〉「せつろく、蓬」。「撰録、静」。「撰録」。6 〈近〉「さきたて、蓬」。「さき立て」。7 〈近〉「はやう、蓬・静」。「早く」。8 〈近〉「わたとの、蓬」。「渡り廊を、静」。「渡り廊」。9 〈近〉「まいらすへし、蓬」。「しんすへし、静」。「進すへし」。10 〈近〉「うろの、蓬」。「雨露の」。11 〈近〉「すまゐを、蓬」。「住居を」。12 〈近・静」。「すて、蓬」。「すて」。13 〈近」。「ニ」なし。14 〈近」。「しらすを、蓬・静」。「白砂を」。15 〈近」。「大しやう大じんけの」。16 〈近・蓬・静」。「すてに、底」。「已」を改める。17 〈蓬」。「誠に、静」。「誠に」。18 〈蓬」。「争か」。19 〈近・蓬」。「むつひ、静」。「むつみ」。20 〈近」。「なきたりける」。21 〈近」。「さんじやうさんげに」。22 〈近」。「ちをいたして、蓬」。「血出して、静」。「血出して」。23 〈蓬・静」。「肩脱たりければ」。24 〈近」。「うしろの、蓬」。「背の、静」。「背の」。25 〈蓬」。「析らせ給とも、静」。「いのらせ給ふとも」。26 〈近」。「たすけたてまつらんとは」とし、「は」(字母「盤」)に縦線を施し、右に「は」(字母「八」)を傍記。27 〈近」。「え申さじ」とし、「え」に縦線を施す。右に「ゑ」を傍記。28 〈蓬」。「乙」。29 〈近」。「よだてそ、蓬」。「堅てそ、静」。「堅てそ」。30 〈近」。「おはしけるか、蓬」。「御座けるか、静」。「御座けるか」。31 〈近」。「たふれ、蓬」。「倒れ、静」。「倒れ」。32 〈蓬」。「御子の」。33 〈近」。「をしはられて」とし、「は」の右下に「か」を傍記。34 〈近」。「あけれなり」とし、「け」の右に「わ」を傍記。35 〈近」。「ひばをんじんによ大かいと、蓬」。「悲母の恩深如大海と、静」。「悲母恩深深如大海と」。36 〈蓬・静」。「説給へる事」。37 〈近」。「あて、蓬・静」。「ありて」。38 〈近」。「はらはみこ、蓬・静」。「童御子」。39 〈近」。「のほらせ給はんと、蓬・静」。「あからせ給はんと」。40 〈近」。「はんねん、蓬」。「半年」。41 〈静」。「一年」なし。42 〈近」。「あひた、蓬」。「間」。43 〈近」。「やうくの、蓬・静」。「さまくの」。44 〈近」。「いよく、蓬・静」。「いや」。45 〈近」。「めつらかなり、蓬」。「めつらか也」。46 〈近」。「なにの」。47 〈近」。「ひつしけちぢやうとて、蓬・静」。「必死決定とて」。48 〈近」。「のほらせ給ひにけり、蓬・静」。「あからせ給にけり」。49 〈近」。「万人、蓬」。「万人」。50 〈近」。「よたちてそ、蓬」。「堅てそ、静」。「堅てそ」。51 〈蓬・静」。「御託宣」。「本に復せさせ給ひければ」。54 〈近」。「きのくに、蓬」。「紀伊国、静」。「紀伊国」。55 〈蓬」。「御寄附」。56 〈近」。「これによつて、蓬」。「依之」。

【本に復せさせ給ひければ】。54 〈近」。「きのくに、蓬」。「紀伊国、静」。「紀伊国」。55 〈蓬」。「御寄附」。56 〈近」。「これによつて、蓬」。「依之」。

【注解】 ○我二十禪師権現乗居サセ給へり 以下、童神子に憑依した託宣神の語りについては、諸本間で異同が大きい(闘・屋)は託宣の場面が省略されている。童子に憑依した託宣神については諸本で異なる。これを十禪師と明記するのは(四・盛)。山王(権現)とするのが(延・長・寛)、八王子とするのが(中)、ただ「権現」と

のみ記すのが(南)。これを北の政所が参籠した場所と、童神子に神が憑いた場所との関係で整理すると、次の表のようになる。なお、平家物語に近似した願立説話を引く山王側の資料として、『日吉山王利生記』(『神道大系 日吉』)、『山王絵詞』(『続天台宗全書 神道1』、四四〇～四四三頁)がある。両書の成立の諸説については、本全釈冒

頭の注解「後朱雀院御宇、長暦年中ニ、宇治関白頼通公ノ吹笙ニ依テ」を参照のこと。なお、同じく願立説話で一巻を構成する、静岡日枝神社蔵『山王靈驗記』絵巻（続日本の絵巻二三）が存するが（十三世紀末写）、右の両書に比べて聊か簡略である。これについては必要に依じて触れる。

	〈盛〉	〈四〉	〈延〉	〈長〉	〈南〉	〈寛〉	〈中〉	『利生記』 〔絵詞〕
童御子に託宣 が降りた場所	十禪師 （十禪師）	八王子	十禪師 （十禪師）	御社 （十禪師）	八王子	八王子	八王子	明記せず
託宣神	十禪師 十禪師	山王	山王	権現	山王	八王子 権現	明記せず	

* 〈四・南〉は、明記はされていないが文脈的に十禪師と判断し（一）とした。

このように、〈四・盛〉では、十禪師が中心的役割を担っているのに対して、〈延・寛・中〉では十禪師は登場せず、八王子がその役割を担っている。このうち、まず〈延〉の記述に注目してみる。〈延〉では、北の政所が参籠したのは「日吉ノ社」（巻一八二ウ）と記されるが、神降しを受ける童神子について、「八王子ノ御社ニイクラム並居タルマイリ人ノ中ニ、ミチノ国ヨリハルハト上リタリケル童神子」（巻一八二ウ）とあり、こちらは八王子社の社前であることを思わせる。童神子に憑依した神が「関白ノ北ノ政所、我が御前ニ七日籠ラセ給テ」（巻一八二オ）と語るので、託宣神は一見八王子かとも思われるが、「山王下リサセ給テ」（八二オ）「山王上ラセ給ケリ」（八三ウ）と、これが日吉明神、すなわち二宮（小比叡）ないしは大宮（大比叡）であることが示されている。この不整合については、〈延全注釈〉で指摘される（巻一四七四頁）。名波弘彰①は、〈延〉で憑依したのが八王子権現であるとした上で、回廊設置の場所をめぐる叙述に「此砌」

とある点に注目、〈長〉との比較などから、「延慶本の「此砌」も文脈的にいって明らかに「十禪師の御前」と解されるはずである。とすれば、「此」という近称の指示語を使う託宣神は、四部本・長門本のように十禪師権現とする方がふさわしいであろう。つまり延慶本の託宣神も本来は十禪師権現であった」と考え、その上で「八王子講という語りの場に規制されて八王子権現の神威談で覆われていった」（一五頁）と指摘する。これに対し、〈延全注釈〉は「呪咀は諸本で八王子の神前でなされた」とあり、また〈集成〉も指摘するように、「この物語がそもそもは八王子講の由来談の性格をもった説話だったと考えられる」（上一九八頁）ことから、「本話に八王子の占める位置は、本来大きかったと考えることも可能であろう。『利生記』が具体的場面設定をしていないことを勘案すれば、場面設定が、古くは曖昧であった可能性もあろうか」（巻一四七四～四七五頁）と指摘する。〈延全注釈〉も指摘するように、『日吉山王利生記』では参籠場所や託宣神については明記されていないばかりか、「北の政所の御歎ことほりにもすぐるほどなりければ、たぐひなき御願どもをぞ立られる」と参籠したことさえ記述されないし、この後三つの誓願に対して、「御託宣云」とあるだけで、童神子も登場しない（六七二頁）。『山王絵詞』もほぼ同文。また『山王靈驗記』では「北政所、御嘆きの余りに、御願を多く立てさせ給ひけるに」（一〇二頁）とし、誓願に対して託宣ではなく「その夜の御夢に」としている。本来は具体的な場面設定がなかったところに、八王子や十禪師が当てられたと考えられよう。〈延・長・寛〉の「山王」は必ずしも大宮・二宮といった限定した神格を想定しているわけではなく、漠然と山王神を指すとも言える。そこに具体的

に八王子や十禪師の神格を当てたために、〈延・長・寛〉のような記述になったと思われる（〈延〉と〈寛〉は、「サテモ不思議ナリシニハ」（〈延〉八一オ）から「衆生等タシカニ承ハレ」（八二オ）までがほぼ同文）。但し、平家物語諸本の多数、及び『日吉山王利生記』『山王絵詞』や『山王靈驗記』でも共通していることは、大衆は八王子に関白呪詛を祈願していること、願立説話が八王子法華講の由来譚となっていること、さらに一部では、死後も関白は八王子山の盤石で責め苦に遭うことであり、この説話が八王子の神の神威・靈驗を説くものとして機能するべく形成されていたことは確かであろう。久保勇も「当説話の主題は恐らく、当初の段階において八王子の社における法花問答講の功德を説くものであり、それは他ならぬ山門の内部で生成され、山門内部での信仰の浄化作用（日吉山王の権威の強化・八王子講の功德）を主眼とした」（二三頁）としている。なお、日吉社の神々は、大宮系と二宮系に分別される。山王七社で言えば、八王子山を中心として形成される在来の神々（二宮・十禪師・八王子・三宮）が二宮系であり、後に他所から勧請された神々（大宮・聖真子・客人）が大宮系となる。本説話は、この後の誓願の内容からも、明らかに八王子山を信仰の中心とする二宮系で伝承された説話であると言える。そこに託宣神として二宮系の十禪師、もしくは八王子が当てられたことには、名波弘彰①の言葉を借りれば、「十禪師の託宣、八王子の祟りという神威の分掌性」（二〇頁）という二神それぞれの性格があったからだろう。八王子については、名波が『延暦寺護国縁起』を引きつつ「祟咎靈的側面」（二〇頁）を指摘している。一方、〈盛〉が取り上げる十禪師の性格については、以下のとおり指摘される。山本ひろ子は、記家など

では『山家最略記』の「一児二山王事」のような、最澄が比叡山で山王神に先立って邂逅した靈童が十禪師であるとの説が行なわれていた（三八頁）ことから、この十禪師は託宣をする神であり、それには〈憑依託宣型〉と〈夢中示現型〉の二パターンがあり、前者については『廊御子記』に見られるような巫覡集団が存在したのではないかと論じている（四七～五三頁）。この『廊御子記』に着目した佐藤真人は、「一般に十禪師の神が託宣の神・靈告の神として信仰されていたこと」について、『山王絵詞』の説話中において、十禪師が託宣・靈告を行なう事例は、日吉社の主神である大宮の神はもとより、所謂「山王三聖」（大宮・二宮・聖真子）の神の事例の総計の二倍近くに達し、特に託宣のみに例を限れば、山王三聖の神は皆無であるのに対し、十禪師に関しては十数例を指摘することができるのである（五一頁）と述べる。このように、十禪師＝託宣神という認識が固定化されていく中で、〈四・盛〉では、八王子の神威と八王子講の由来を説く説話に対して、空間・託宣神ともに十禪師に統一していったと考えられよう。○撰録ノ御母儀、大殿ノ北政所「撰録」といった場合、一般には「撰政」を意味するが、『拾芥抄』中、官位唐名部に「撰政関白（執政・執柄・撰籙・博陸・輔佐）」とあるように、撰政・関白の双方に用いる。この時師通は関白内大臣であった。大殿は関白師通の父師実。その北の方で忠通母は土御門右大臣と号された源師房（具平親王の子・村上源氏の祖）の女麗子。権大納言藤原信家の養子となって永承八年（一〇五二）師実と結婚、康平五年（一〇六二）に師通を生んでいる。興福寺の大僧正になった男子も麗子の所生である他、白河天皇中宮となった賢子（実兄源頼房の女）を養女としている。○七箇日御参籠有テ、心中

三三ノ御願アリ 七日間参籠の件は、〈四・延・長・南・覚・中〉同。〈闕・屋〉は、北の方の参籠場面を欠く。託宣の中で明かされる北の政所の祈願については、諸本で異同が大きい。〈延〉では御願は五つ、第一は八王子社より「此砌」まで回廊をつくること、第二は毎年三千人の衆徒に冬小袖一着ずつをあつらえること、第三は「一期ノ間」宮籠とともに宮仕えをすること、第四は五人の娘に芝田楽を舞わせること、第五は八王子社で毎日法花問答講をおこなうことである。〈長〉の御願は計八つ、東坂本から西坂本までの回廊、八王子から八町坂の回廊（十禅師までの回廊を意味するか）、衆徒への冬小袖寄進、一期の間の参籠、長日の法華八講、廊の御神楽および七社権現への御百度、大燈籠寄進、五人の娘による田楽奉納、を記す。これに対して〈四〉は八王子から十禅師までの回廊建立、衆徒への冬小袖の寄進、一期の間の参籠の三つを、〈覚〉は一千日間の参籠、大宮波止土濃より八王子社までの回廊建立、八王子社における法花問答講の三つを、〈中〉は、大鳥居より八王子までの回廊建立、千日間の参籠、八王子社における法花問答講の三つを挙げる。〈屋〉は、北の方の参籠場面が省略されている。これに対して〈南〉は、A 一期の参籠、B 八王子から十禅師までの回廊、C 衆徒への小袖寄進の三つに、追加として法花問答講を挙げる。但し、この前に記される北の方の心中の願では、BCA の順に記され、法華問答講の件は記されない。また、『日吉山王利生記』『山王絵詞』や『山王靈験記』は、いずれも回廊建立・北の政所の参籠・法花問答講をあげている。以上を簡単にまとめると、次の表のようになる。記述のあるものには○数字で誓願の順番を示し、ないものには×で示す。なお、「回廊建立」の場所は本によって異なる。「芝田楽」

は単に「田楽」とするものもある。「法花問答講」は「法花講」「八王子八講」など名称が異なる。

	回廊建立	小袖の寄進	北の政所の参籠	芝田楽奉納	法花講※1
〈盛〉	①	×	③	②	④※2
〈四〉	①	②	③	×	×
〈延〉	①	②	③	④	⑤
〈長〉※3	①②※4	③	④	⑧	⑤
〈南〉	①	②	③	×	④※5
〈覚〉	②	×	①	×	③
〈中〉	①	×	②	×	③
山王靈験記	①	×	②	×	③
山王利生・山王絵詞	①	×	②	×	③
山王靈験記	①	×	②	×	③※6

※1 諸本によって「法花問答講」「法華八講」「八王子八講」等の異同があるが、ここでは同一のものを指すと見なして「法華講」として一括した。

※2 〈盛〉は、北の方が最初の三つの御願で師通の助命が叶わないと知って、新たに法花問答講の御願を立てることで、三年間の延命を得たとする。

※3 〈長〉は「回廊建立」が二種類、さらに、⑥「廊の御神楽」、⑦「大燈籠寄進」を独自に加えて、全部で八つの誓願をあげる。ただし、託宣の回答では、②⑧④⑤の順に取り上げられるのみで、〈盛〉に類似している。

※4 ①「東坂本から西坂本にいたる回廊」と②「八王子より十禅師までの回廊」二つの誓願をあげる。

※5 〈南〉は、①②③の誓願に対して、託宣で三つの御願を挙げた上で、助命が叶わないことを語りつつ、中ニモ法花問答講余ニアラマホシク思食間ニ三年ガ分ヲバ延テ奉ルベシ（上―二九頁）と④を加えて、三年の延命を認める。但し、法花問答講の件は、北の方の心中の願には見られず、唐突に記される。

※6 「永代」「講」とあり、「」部破損。「法花講」とあったか。

平家物語諸本に共通しているのが八王子からの回廊建立（どこまでかは諸本によって異なる）、北の政所の参籠のみで、〈四〉には法華問答講がない（三年の延命も記されない）。ただし、これについては佐伯

真一が〈四〉の本文が改編されたものであり、「その改編は少なくとも三年延命（もしくは後生の救済）の件の省略を含んでいる」（〈四評釈〉三二七五頁）と指摘するように、法華講についての記事がある本文から省略されたものである可能性が高い。とすれば、この「願立」説話においては、回廊建立・北の政所の参籠・法華講の三つが本来的に共通するものであったと考えられよう。それらは『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈験記』に共通するものであった。なお、北の政所の御願の提示の仕方については、諸本で大きくは、①心中に密かに御願を立てたところ、託宣によってその内容が明かされるパターン、②最初に心中の御願が記され、ついでそれが託宣によって再度明らかにされるパターン、③最初に心中の御願が記され、託宣では密かに御願がなされたのみ披露されるパターンが見られる。①にあたるのは〈延・盛・覚・中〉。②は〈長・南〉で、〈長〉の場合、御願中八つ中の四つ（八王子から十禅師までの回廊建立・田楽奉納・北の政所の参籠・法花八講）のみが託宣で披露される。〈南〉の場合は最初に提示される御願が三つ（回廊建立・小袖寄進・北の政所の参籠）であるのに対し、託宣では先の注記*5に見るように、唐突に四番目の法花問答講が明らかにされる。服部幸造は〈南〉の「願立」の中心部分は〈四〉の本文であったが、御託宣の最後の部分では斯道本・平松家本の本文を参照したための混雑現象と見る（三四―三五頁）。③は〈四〉で、最初に三つの御願の内容が記され、託宣中では「御心中に有^リとて三^ツの御願」（四九左）とのみ語られる。〇二ニハ八王子ノ御前ヨリニ宮樓門マデ、渡廊造連テ可進 回廊の設置場所については、諸本に異なる。〈延〉は「八王子ノ社ヨリ此砌マデ」（巻一―八二オ）と記すが、

そもそも北の方が参籠し、童神子に山王がおりたのが八王子社を思わせることと矛盾する。〈延全注釈〉は「師通母が参籠したのが日吉社（八一ウ1・八四オ3）であり、この後、憑依した神が山王（八二オ1）なので、託宣の舞台は大宮か二宮であるはずだが、童神子が参籠していたのが八王子であるのは問題か。この後、「八王子ノ社ヨリ此砌マデ」（八二オ9）云々ともあるので、以下の託宣の舞台は八王子ではあり得ない。あるいは、八王子社から「遙^ニカキ出シテ」大宮などに運んだとする解釈もあるかもしれないが、苦しい」（巻一―四七四頁）と指摘する。〈四・長・南〉は北の方参籠の場所を十禅師とする。回廊設置を八王子から十禅師までとし、〈延〉と同じく託宣場所を八王子とする。〈覚・中〉では、回廊設置場所を〈覚〉は「大宮の波止土濃」（一五五四頁）より八王子まで、〈中〉は大鳥居より八王子まで（「やしろく^{ハシド}のほうぜん、八王子にいたるまで」上―五六頁）とする。なお、『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈験記』は回廊設置場所を八王子から二宮の門楼までとしている。願立説話をめぐっては、諸本と『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈験記』などの関係が大きな問題となってくる。小林美和は「願立説話」が『愚管抄』巻四や『日吉山王利生記』に見られること、それらには直接的書承関係がないことを指摘する（二〇〇頁）。これに対して渡辺晴美は〈延〉が『日吉山王利生記』の本文を書承的に引き写していることを指摘、武久堅も『日吉山王利生記』から〈延〉への影響を指摘する。桜井陽子も「延慶書写段階の願立説話とは、『利生記』の展開に即したものである一方、現存の〈延〉は応永書写段階で「覚一本の本文に柔軟に接し、選り入れ」たものであるとする（二一九―三〇頁）。願立

説話が二宮系で形成された靈驗譚であったことを考えると、回廊の設置場所も、本来は『日吉山王利生記』にあるように「八王子神殿より二宮の門楼」(六七二頁)であったと考えるのが妥当であろう。他はそういった背景が忘れられた結果によるものと見られる。なお、〈延・長〉は、「此願誠ニ難有」として、その理由を記す。〈延〉「サレドモ吾山ノ僧侶、三ノ山ノ参籠ノ間、霜雪雨露ニウタル、ヲ以テ、行者ノ功ヲ哀テ、和光同塵ノ結縁トシテ、此所ヲトメテ我ニチカヅク者ヲ哀ントナリ」(巻一―八二ウ。傍線部を〈長〉は欠く)。〇二二八五人ノ姫君ニ、御前ニテ芝田楽躍セテ可奉見ト也「芝田楽」は「祈願などのため、神社の前庭で舞台を作らず芝草などの上で演ずる田楽」(日国大)。五人の娘達による芝田楽奉納を記すのは〈延・長・盛〉。ただし、五人の姫君については確認できない。〈尊卑〉で確認される師実の娘は、白河天皇中宮賢子、堀河天皇中宮篤子、藤原基隆室忠頼母、藤原資康室能光母の四人。賢子の実父は源顕房で、忠実の養女として東宮であった貞仁親王妃となるが、事件発生以前の応徳元年(二〇八四)に逝去している。篤子の実父は後三条天皇で、忠実の養女として事件発生以前の寛治五年(一〇九一)に堀河天皇に入内している。〈延全注釈〉は「御娘五人」は、師実女と待遇される女性が数名存在したという事実に基づく面もあるかもしれないが、むしろ、説話としての数であろう。芝田楽の人数からの帰納といった事情があるか、あるいは、大嘗会五節の舞姫からの連想かもしれない(巻一―四七七頁)と指摘する。また、芝田楽について、〈全注釈〉は、『耀天記』によると、大宮(大比叡明神)が初めて天降り住み給うた時、この神が、叡山の八王子峰から八人の童子の姿で迎えて、田楽をして

饗応したという。こうした伝承があるのは、八王子権現には田楽法師がいたためであろうと思われる。……日吉神社の祭の時も、田楽の本座は八王子御興の御供として行なわれたという(上巻―一九八頁)と指摘する。『耀天記』「八王子宮事」に「大舍人頭成仲宿禰総官彌宣説云、此砌大宮始テ天降住御之刻、自「八王子峯」、八人童子形ヒンシラユヒテ、下臨御、田楽ラシテ奉饗応マサキノカタツラフ給。自其田楽本座へ、八王子御興御共、御祭マサキノカタツラフ時モ候也云々」(『神道大系 日吉』四九頁)とあり、また『山家要略記』「日吉芝田楽根本事」には、「神祇宣令云、昔瑞穂國ミヅノミ啓行 大國魂神イ傍注大三輪降臨之時、今八王子等、真辟葛マサキノカタツラフ為鬘ミツラ、(中略)而各作二俳優、相与歌舞、祈禱天下、称讚イノリタマヒアメシタラホメマウサシム神統」(『神道大系 天台神道下』一二三頁)とある。さらに室町期の山王神道書『嚴神鈔』にも、「此八王子権現八千ノ御子ト顕レテ、八王子山ノ猿ノ馬場ヨリ、五色雲ニ乗テ大宮ノ社壇ニ至テ止テ、田楽シテ大宮権現ヲ慰メ申サセ玉ヒケリ。是田楽ノ縁起ナリ」(『神道大系 日吉』一〇三頁)とある。〈延全注釈〉は『山家要略記』の「二宮方柴田楽始行事」に、「于レ時承暦白河院御時二年歲次戊午正月七日、於大比叡宝前行神楽、於小比叡宝前作田楽、口決云、柴田楽事、最初名止魔田楽、今俗改曰柴田楽」(『神道大系 天台神道 下』二三頁)とあるのを引く。これによれば、この事件(嘉保二年(二〇九五)以前の承暦二年(一〇七八)から、十禅師の置かれる二宮(東本宮)では田楽奉納が行なわれていたことになるが、この伝承の真偽は不明。また、『日吉祭礼新記』は「田楽法師事、成仲宿禰説云、田楽者付八王子社ニ有由來事也。依之祭礼時モ勤八王子神興之供奉也云々」(小峯和明一九九頁)とする。先の『耀天記』にもその名が見られるよう

に、祭礼の際の田楽と八王子の伝承については、祝部成仲（一〇九九—一九二）によって語り出されていたようである。八王子社で催されていた田楽が、この頃より大宮とも結びつけられ、縁起が形成されたのであろうか。また、「芝田楽」の語については、『日吉山王参社次第』に「波母山や小比叡杉独居^ハ風モ寒シ問人モナシ 御詠此時ノ事也。而十二人天人来下^{シテ}、詠^ツ神号^ヲ舞猿^ヲ也。移^{シテ}此形貌^ヲ於面^ニ。山家大師御作有^之。日吉社^ハ称^ス止魔田楽之本縁^ト」（『神道大系 天台神道下』六八三—六八四頁）と、本来は「止魔田楽」であったとする。この芝田楽も願立説話の舞台である八王子信仰に関わる伝承であったことがうかがえる。なお、〈延・長〉は、「御志切ナレドモ、撰政関白ノ御娘達、イカゞサ様ノ振舞ヲバセサセ奉ベキ」（〈延〉八三才）と、やはりこの願が受け入れがたいことを記す。〇三三八自都ノ住居ヲ捨テ、御輿ノ下殿ニ候宮籠ニ相交テ、唐崎ヨリ白砂ヲ千日運テ進セント也 都の住居を捨てて宮籠等^ニ交じって参籠する、という点については、〈四・延・長・盛・南・覚・中〉で共通する〈闘・屋〉は北の政所の参籠場面が省略されている）。また、『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王霊験記』もこれを記す。ただし、その期間や場所については微妙な異同が見られる。〈四〉は文脈から見て、北の政所が参籠・願立を行なった場所と同じ「日吉十禅師」となるうか、期間は「一期」と記される。〈延〉は最初の参籠場所が日吉か八王子か判然としないので、御願における参籠場所も判然としないが「自ラ一期ノ間、月ノ障リヲ除テ、都ノスマキヲ捨テ、宮籠ニ交テ宮仕ヒ申サム」（八二ウ）とあり、期間は一期ということになる。〈覚〉も参籠場所については〈延〉と同じであるが、期間は「一千日が間」（上—五四頁）とされる。〈長〉

も期間は一期であるが、参籠の場所は文脈からすると十禅師と見られる。〈南〉では御願のための参籠場所が「日吉十禅師」、御願では「一期ノ程参籠シテ、下殿ニ並居タル宮籠共ニ相伴テ宮仕ヘ申ス」（上—二六—二七頁）とあるので、参籠場所は十禅師、期間は一期とみられる。〈中〉は「我かたちをやつし八王子のしたどのなる、もろくのかたわう人の中にまじはりて、にはのちりをはらい、千日みやづかへんと也」（上—五六頁）と記す。〈盛〉は参籠場所は明示しないが、「御輿ノ下殿ニ候宮籠ニ相交テ」とある。「御輿ノ下殿」とは、御輿を収めた建物の下殿を言うか。場所は定かでないが、中世の日吉社の社殿の景観を伝える中京大学図書館蔵『日吉山王参社次第』の指図によると、二宮社と十禅師社の間に透渡殿があり、その一角に「御輿部屋二間」とする廊が描かれている。このような社殿近辺に位置した神輿を収める渡殿を拠点として宮籠の者たちが居住していたのだらう。下殿とは本殿床下に設けられた祭場を言う。山王七社には、これらの下殿が設けられ祭事が行われていたことが知られている（黒田龍二①、嵯峨井健）。御輿部屋に下殿が設けられたとは思えないが、中世の霊場では床下や縁下に参籠することがあったことが知られており（黒田龍二②）、ここでも宮籠たちが御輿部屋周辺の渡殿の縁下に居住していたことを意識した表現か。注目すべきは、その参籠のあり方である。〈四〉「相伴^ニ宮籠^リ、可^レシ白^ト宮仕^ニ」（卷一—四九右）、〈延〉「宮籠ニ交テ宮仕ヒ申サム」（卷一—八二ウ）、〈長〉「宮籠とあひまじはりて、宮づかへ申候べし」（上—八九頁）、〈南〉「下殿ニ並居タル宮籠共ニ相伴テ宮仕ヘ申スベシ」（上—二七頁）などのように、いずれも「宮籠」と共に宮仕をすることを誓っている。名波弘彰②が指摘

するように、願立説話には、「宮籠り、物付・宮仕・専当といった下級の社僧や神職が大きくクローズ・アップされている」（八八頁）のであり、この「宮籠」については「宮籠りも広い意味では社僧である。：日吉社の信仰集団の成員として数えられていたのである。しかも宮仕と等しくきわめて下級の僧であった」「宮籠」は、その名称からして、神社に〈籠る〉という信仰形態を専業とする僧、しかも集団化したものをいうのであろう」「京都その他の貴人を日吉への参詣・参籠に導いてくることを信仰のひとつの使命としていたのであろう」「長門本の師通願立説話の付加説話で、宮籠りが物付きとともに、死霊語りをしていることは注意されてよいであろう」（九〇～九二頁）と指摘する。〈覚〉「したどのに候もろくのかたは人にまじはッて」（上―五四頁）、〈中〉「八王子のしたどのなるもろくのかたわう人の中にまじはりて」（上―五六頁）とある「かたは人」「かたわう人」は、「片輪の人。乞食である」（全注釈）上―九六頁「不具者」（新大系）上―五四頁）の意であるが、これも「宮籠」と同様の人々を指すと思われる。『日吉山王利生記』『山王絵詞』にも「又毎月十五日旁さはる事多かるべし。いま十五日の間は、八王子の下殿に宮籠などいふあやしの乞食非人と、ひざをならべて夜昼社頭をはなれじ」（『日吉山王利生記』六七二頁。『山王絵詞』もほぼ同文）とあり、宮籠が不具者を含む「乞食非人」に近い存在であったことを示唆している。ここでも十禅師や八王子など、二宮周辺に居住していた宮籠と共に参籠するといふのであり、願立説話が二宮系の伝承であることが色濃く表れている。宮籠りに伴う奉仕の内容として、唐崎から白砂を運んで奉納すると記すのは〈盛〉のみ。丹生谷哲一は、宮籠は「下殿」大床の下とい

う特殊な舗設に籠居して、原初的な祭儀をはじめ、草むしり・塵払いなど「庭掃」に奉仕する非人集団であった」とし、〈盛〉のこの行為も「日吉社の境内をキヨメるための敷砂であったにちがいない」（二〇三頁）と指摘する。○太政大臣家ノ北政所トシテ：〈盛〉の独自本文。藤原師実は寛治二年（一〇八八）十二月に太政大臣の宣下を受け、翌年四月にこれを辞任している。太政大臣は「太政太臣ハ、訓導之礼重ク、儀刑之寄深ケレバ、地勢大トイヘ共、賢慮不足者無_レ当_レ其仁」。雖天才高、政理不明者、猶非_レ其器。非其人、黷_レベキ官ニアラザレドモ」（〈盛〉巻一―四一―四二頁）とあるように、格別の意味を持っていた（本全釈四―六頁参照）。ここでもそうした家の北の政所であることが強調されている。なお、〈延・長〉は、「此願殊ニ糸惜シ。雖然大殿ノ北政所程ノ人ヲ、宮籠ノ者ニ並奉ラム事ノ叶マジ」（〈延〉巻一―八二ウ―八三オ）と、やはりこの願が受け入れがたいことを記す。○此三ノ御願ハ、七社権現ノ外ニ人不知之。真_二争力知_レベキ_一 これらが北の政所の心中に秘められた御願であることが強調されるのは諸本共通。ただし、Aこの御願が秘められたものであることを託宣中で明かされるのは〈四・盛〉。〈四〉「此事自_レ七社権現之外ニ無_レ知人伴_レ宮籠_モ惟_レキ輩_ラ無_レ一人_モ」（巻一―四九左）。B〈延・長・覚・中〉では託宣の言葉としてではなく「又御心中ニ余ノ御立願アリ。御心ノ中ノ事ナレバ、人争カ可_キ奉知」（〈延〉巻一―八一ウ、〈長〉もほぼ同文）、〈覚〉「御心のうちの事なれば、人いかに知り奉るべき」（上―五三頁）、〈中〉「人はをしりたてまつらず。御心中に三の御願あり。いかでか人しり奉るべき」（上―五六頁）などと語られる。〈南〉は両方の記述ABをもつ。〈南〉「B御心中ニ願ヲ

立サセ給テ人ニモ仰ラズ：A此事ハ七社権現ヨリ外ハ知人侍ズ（上一二七～一二八頁）。○親子ノ昵、恩愛ノ情コソ神慮モ悲ク思食」トテ：親子の情愛の深さに託宣神が共感して「母ノ子ヲ思フ志、助バヤト思召ドモ」、所司・社司が射殺され、祢宜友実の受けた傷を思うと助命は叶わないと（此上ハイカニ祈申サセ給共、助奉ラントハエ申サジ）告げるのを受けて、あらためて延命を願って法華講を発願するというのは〈盛〉の独自の結構。ただし親子の情愛に託宣神が同情する表現を持つのは、〈四〉「親子の昵^ヒ恩愛の深^キ哀^{ナレ}」（巻一四九左）、〈長〉「まことにおや子の昵、おんあいの契なれば、さこそかなしく思給らめ」（一四九一頁）、〈南〉「誠ニ親子ノ昵、恩愛ノ間、サコソト哀ニ思食ス」（上一二二八頁）。なお、射殺された神職を〈盛〉は「所司・社司」とするが、〈四・長・南〉では「宮仕・専当」、「延・覚」は「神人、宮仕」、「中」「しやしら」とする。「社司」は鹿島社焼亡の際「社司不^ニ参会、於御体者、供僧等奉^ニ取出」（『百練抄』仁治二年二月十二日条）にあるように、「供僧」に對置される概念で僧体ではない神官をさす。また、「頃年以降社司等、偏誇神眷、不顧^ニ皇猷、恣恥^ニ賄賂、猥補^ニ神人」（保元元年閏九月廿三日「官宣旨」『平安遺文』一八五一）とあるように、神人を任命する立場であった。「所司」は寺院の例ではあるが「行事 勾当 公文（謂之^ニ所司）」（『拾芥抄』諸寺第九）とあることから、神社の場合も庶務を扱う事務官的神官を指すものと考えられる。「宮仕」は「宮仕法師」（『吾妻鏡』建久二年四月五日条、『百練抄』嘉祿元年七月二十三日条、『新抄』文永元年正月十五日条）と史料に多く見え、「薙髮シテ社ニツカフルモノナリ」（『神道名目類聚抄』五神官）とあるように、僧形の下級神官で

ある。「専当」は「専当は中綱なり、妻帯の僧なり」（『春日大宮若宮御祭礼図』下）とあるように妻帯を許された神社の供僧であり、「専当（下法師、若輩タリト云ヘドモ杖ヲツクイテ執当ノ興前行ナリ、右ハ執当ノ補任也、執当随也）」（『蹇驢嘶余』）とあるように、執当などの上級社官の随員であった。「宮仕・専当」が僧であったのに対し、神人は「近年西国諸社神人権門寄人」（『吾妻鏡』仁治二年六月十八日条）とあるように、権門の寄人と併記される存在で「前右京進大江貞資」・「筑前権介藤原則貞」（建仁二（一二〇二）年六月 日「近江日吉社大津神人等解」（『鎌倉遺文』一三〇九））とあるように官職を帯びる者までふくむ俗人で、社領の経営や財物の管理などに当たった。

○世ニ安カリシ訴詔ヲ大事ニ成 全く容易なはずであった訴訟をこのような大事にしてしまった責任の所在については、諸本で微妙にニュアンスが異なる。今回の事件を師通の非とするのは、〈四・長・南・中〉。〈長〉「もろみちの、武士に仰て、我をむまのひづめにさせ、しゅとおほくきずをかうぶり、宮仕、せんたう、いころされぬ」（一九一頁）。これに対して、〈延・覚〉は、次に見るように色々な問題を孕む。①〈延〉「今度ノ訴訟ハ、無下ニヤスカリスベキ事ヲ、御裁許無シテ、師通、頼治ニ仰テ、我ヲ馬ノ蹄ニ蹴サスルノミナラズ、神人・宮仕射殺サレ、人多ク疵ヲ蒙テ」（巻一八三オ）、②〈覚〉「但、今度の訴詔は、無下にやすかりぬべき事にてありつるを、御裁許なくして、神人宮仕射殺され、疵を蒙り」（上一五四頁）。初めに〈覚〉から考えてみよう。問題は、「御裁許なくして」だが、ここを、簡単なことであったのに、御裁許なかったとして、この記事を帝批判として読むことも可能なように思う。しかし、この後、騒動を起こした師通

批判に繋がるように、ここは〈全注釈〉が、「関白の処置によって御裁許がないばかりか」(上―一九五頁)とする解釈が良いのではなからうか。一方、近似本文ではあるものの、〈延〉の場合は、〈寛〉と同様には読めない。それは、先に次のような一連の記述が見られるからである。一つは、願立話の冒頭部分。A〈延〉「師通後二条関白殿、中宮大夫師忠ガ依申状、御侍大和源氏中務丞頼治ヲ召テ、『口任法可当^ニ也』ト被仰ケレバ」(巻一―一八〇オ)。今一つは、江中納言匡房の言葉を引く形で見られる師忠批判。B〈延〉「江中納言匡房申サレケルハ、『師忠ガ申状、甚ダ神明ノ恥辱ニ及ブ。哀レ、亡国ノ基^ナ哉』(巻一―一八〇ウ。〈長〉傍線部を欠く)。いずれも、今回の騒動の一因は、師忠にあつたとするのである。師忠は師通の母の弟であつた。その師忠の申状によって、関白師通は今回の騒動を引き起こしたとする。同様の記事は、『日吉山王利生記』や『山王絵詞』にも見られる。またBに該当する〈盛〉には、次のようにあつた。〈盛〉「師忠悪様ニ執申サズハ、関白御憤アラシヤ。関白頼治ニ下知シ給ハズハ、神明御恥ニ及給フベシヤ」(一―一三〇頁)。このように、師忠を批難し、さらにその申状に従つた関白師通を批難する形が、願立話の古態と考えられる。ところが、〈長〉は、Aの記事を欠き、Bの傍線部を欠くように、その批難の矛先は師通一人に絞られていったと考えられる。とすれば、〈延〉の①は、次のように読むことになる。全く簡単な事であつたはずなのに、師忠の申状や関白師通の処置によって、御裁許もなく、剩え師通は頼治に命じて言うように。〈盛〉の場合も、〈延〉と同様に、AとBの記事を持つことからすれば、〈盛〉の当該記事「世ニ安カリシ詔ヲ大事ニ成」も同様に読む可能性があろう。

○欄宜友実

ガ頼治ニ被射タリシ疵ハ、我身ニ立タル也。血出シテ見セン」トテ、肩ヲ脱タリケレバ、背ノ中ニ疵アリ。疵ノ中ヨリ血ノ出事夥シ。童神子が「祢宜友実が射られた矢傷」と称して傷を披露するというのは諸本に共通するが、示される傷の位置は〈盛〉のみ異なる。〈延〉「肩脱タルヲミレバ、左ノ脇ノ下、大ナル土器ノ口ホド穿^{ツケ}ノキタルコソ奇特ナレ」(巻一―一八三ウ)のように、左脇の下に大きな土器ほどの傷口があつたとするのは、〈四・延・長・南・寛・中〉。これに対して〈盛〉のみは背中とする。なお、『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈驗記』では、託宣場面で童神子が披露する形ではなく、師通がいまわの際に自ら祢宜の蒙つた矢傷の位置から血を流したとする(「又最後に望て仰られるこそおそろしけれ。先年血出して見せんとて、頼治射たりし欄宜がせなかの程より、血いづる事、矢をいるがごとし。御腫物は御顔のきはにてこそありけるに、忽に御せなかに穴のあきけんこと、神明の御事と申ながら、不思議なりける事也」(『日吉山王利生記』六七三頁。背中とする点は、『山王絵詞』も同、『山王靈驗記』は、「欄宜が射られたりし所の程より」。なお、『愚管抄』巻四「鳥羽」には、友実が傷を蒙つたことの祟りが師通に下された際、師通の兄弟である仁源理智房座主が祈つたところ、「ヨリマシ」がその祈りを制止し、懷から黒血を取り出して見せたので、座主も祈禱を中止したことが記される。「仁源理智房ノザストイフハ兄弟ナリ。ヨホミネナドトホリテ、世ニシルシアルモノナレバ、イノラレケルニ、「イデノヤメミセン」トテ、ヨリマシガフトフトコロヨリクロ血ヲフタノトリイダシタリケレバ、アラタナルコトニテ、ヨソレヲナシテノチハ、理智房ノザスモイノラレズナリテ、ツイニウセ給ニケルトゾ申ツタヘタル」(旧

大系二〇五頁）。○参詣ノ道俗男女御子宮司「御子」は「神子」に同じ（文明本『節用集』八八八「御子」〈或作神子〉）。八王子に参詣していた人々の身分として、一般の「道俗男女」の他に「御子・宮司」が記されていることには、密かに参詣していた北政所が「宮籠」に交じっていたこととの対比において、注意が必要だろう。○身ノ毛豎テゾ覚ケル『書言字考節用集』に「身毛豎」（言辭・二四七頁）とある。詳しくは本全釈（一一一四五頁参照）。○北政所モ忍テ御身ヲヤツシ、宮籠ノ中ニ御坐ケルガ北の政所が、一般身分である「道俗男女」や、神職である「御子宮司」とは離れて、「宮籠」に交じって参詣していたことが強調される。「宮籠」と区別の付かないような装束に身をやつしているがゆえに、「徒跣ニテ御足ノ欠損ズルヲモ顧サセ給ハズ」ということになるのであろう。○何習ハセ給タル御事ニアラネ共、責ノ御子ノ悲サニ、徒跣ニテ御足ノ欠損ズルヲモ顧サセ給ハズ、御参有ケルニ、角聞召ケン御心中被推量哀也北政所たる人が、徒歩裸足で足が傷つくことを顧みず、子供である関白師通の命を救うため、参詣する母の心中を推察したもの。近似文は、〈長・南〉に見られるが、〈盛〉に近いのは〈南〉。〈南〉「何習ハセ給タル御歩行ニハ非ネ共、御子関白殿糸惜ク思食ル、御志ノ切ナリケル故ニ、御足ノカケ損ジ給モ覚ヘサセ給ハザリケルトカヤ」（上―一二九―一三〇頁）。〈長〉は「いつならはせ給ひたる御あゆみならねども、御子のかなしさに、人目をもつゝませ給はず御下向あり。御こゝろざしのほどこそあはれなれ」（一―一九―二頁）とあり、これは、託宣を聞いた北政所が、意気消沈して帰る際の様子を記したもの。○心地観經二、「悲母恩深如大海」ト説給ヘルモこの語を引くのは〈四・長・盛・南〉。『大

乗本生心地観經」第三卷本縁部上報恩品「慈父悲母長養恩一切男女皆安樂 慈父恩高如山王 悲母恩深如大海 若我住世於二劫」説悲母恩不能尽」（大正新修大藏經第三卷）。慈父の恩に譬えられる山王とは、御橋惠言によれば、「山王は妙高即ち須弥を云ふ」（五八一頁）。『言泉集』母十徳「慈父恩高如山王 悲母恩深如大海」『安居院唱導集上』一二四頁）。○北政所ハ泣々又御心中ニ、一ノ願ヲ立サセ給ケリ先に立てた御願が納受されなかったことを知って、急遽、新たな御願を追加するというのは、〈盛〉独自の結構。より緊迫した劇的場面の創出を図ったか。他本〈四〉を除く。〈闘・屋〉は託宣場面を欠く）では、法華講奉納も最初からの御願に含まれる。願立説話が法華講の由来譚であり、その功德を強調する説話であることを考えれば、法華講奉納以外の誓願は主要ではない。したがって、『日吉山王利生記』『山王絵詞』は託宣で「御託宣云、三の願の中に、二は更々無其要」（六七二頁）と、他の二つについては退けている。〈覺〉「かみ二はさなくともありなむ」（上―一五四頁）も同様であろう。〈延〉は他の四つの誓願に対して、「是又不被請思食」「大殿ノ北政所程ノ人ヲ宮籠ノ者ニ並奉ラム事叶マジ」（卷一―八二ウ―八三オ）などとして、一つずつ取り上げて拒否している。このように複数の誓願のうち、他を拒んで法華講のみ受け入れるというのが本来の形であろう。これに対して〈盛〉は始めの三つの誓願を拒む表現はない。誓願を否定するのではなく、法華講の誓願を加えたことで始めて神が延命を許すという構成に変更したものと考えられる。○良久有テ彼童神子申ケルハ、……三年ノ命ヲ奉ル。其後ハ我ヲ恨ト思召ナ。必死決定」トテ、権現上セ給ニケリ法華講の功德として三年間の延命を述べるの

は、〈延・盛・南・覚・中〉。〈長〉は法華講の功德として「一々の願の中に、八王子八講にをきては仏事なれば我うけおぼしめす。今生にをいてはかなふまじ。後生をばたすけ奉らん。うたがひおぼしめすべからず」（一―九一頁）と、後世を保証するが、師通逝去後にこれを実現しなかったため、師通が大盤石の下で苦吟するという逸話へと展開する。『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈驗記』も同じ（後述）。なお、〈中〉のみは他の諸本と異なり、託宣に対し、北の政所が人々の中に立ち現れて自ら語る場面が設定される。「其とき北の政所、山王の御たくせんすこしもたがはず、ふしぎにたうとくおぼしめされければ、人めをもはゞからせ給はず、きせんの中にあらはれいでさせ給ひて、『たて申所の三のぐわん、いづれもくたがひさぶらはず。一日二日の命のびんだにもありがたかるべし。いはんや三とせとうけたまはれば、今度のまいりの御りしやう、これにすぎさぶらふべからず。法花もんだうかうにおいては、御うたがひあるべからず』と申させ給ひければ」（上―五八頁）。○御託宣聊モタガハセ給ハズ、御腫物イヘサセ給テ、御心地本復セサセ給ケレバ 師通が一日平癒したと記するのは、〈延・盛・南・覚・中〉。〈延〉「カ、リシ程ニ後二条関白殿、御病カルマセ給テ、元ノ如クニ成セタマフ」（巻一―八四オ）など。

○紀伊国田中庄ハ殿下ノ渡庄也ケレ共、八王子ニ御寄附アリ。依之問答講トテ、今ニ退転ナシ 〈延〉「ヤガテ殿下ノ御領紀伊国田中庄ト云所、永代寄進セラレケリ。サレバ今ノ代ニ至ルマデ、法花問答講毎日退転ナシトゾ承ル」（巻一―八四オ）など、紀伊国田中庄を法花講の料として寄進したことは〈延・長・盛・南・覚・中〉に共通（四・闘・屋）には法華講の記事がない）。また、『日吉山王利生記』『山王絵詞』

なども同様に「殿下御領紀伊国田中庄」（『日吉山王利生記』六七二頁）の寄進を記す。ただし『山王靈驗記』のみは「駿川国大岡庄」（二〇二頁。静岡県沼津市）の名を記す。名波弘彰①は、「この物語がそもそも八王子講といわれるこの法華講の由来談の性格をもった説話だった」（『集成』上―九八頁）という水原一の指摘を受けて、『永昌記』天永元年（一一一〇）三月六日条に「又於日吉御社八王子玉前、被始法花講……件供養用途、以紀伊国田中庄地利被宛之」と、この法花講に撰関家領田中庄の地利が宛てられていることから、これが撰関家の法会であること、『執政所抄』に「撰関家政所から八王子法華講に料物備進の下文」が引かれていることから、「延慶本の願立説話がもともと八王子講由来譚として語られていたことを裏付けているといえよう」（二三頁）と述べる。目崎徳衛によれば、田中庄は「紀伊国那賀郡に属し、粉河寺・根来寺両名刹の中間の紀ノ川北岸（一部は南岸にわたる）にあった」（四三頁）、『高野春秋』（永暦元年十月二十二日条分注）に、「田中・吉中者、小野宮殿（実頼）已来、殿下之所領地」とあり、陽明文庫所蔵の近衛家領目録に「京極殿領内紀伊国田中庄」がみえる。京極殿はすなわち頼通の子師実で、「その後田中庄は師実の子師通、孫忠実に伝領された」（四六―四七頁）。ただし、この田中庄を「殿下ノ渡領」とするのは〈盛〉のみである。水戸部正男は「渡領は氏長者に附属した世襲所領で、長者以外の手に相続処分されることの不可能な所領と定められていたものではないか」（二四〇頁）とし、大和国佐保殿、備前国鹿田庄、越前国方上庄、河内国楠葉牧の「四ヶ庄牧に限定して差支えない」（二四三頁）と指摘する。これを受けて義江彰夫も氏の財産を『殿下渡領』と『氏院寺領』

に大別し、『殿下渡領』とは氏長者の地位の移動とともに彼に付随して移動する所領であって、原則として氏長者が行う氏行事の費用負担にあてられる。部分的には十世紀後半にはすでに散見され、おそらく十一世紀中半には最終的に内容・伝領形式ともに固定化した形で確立する（三頁）と指摘する。さらに橋本義彦は渡領成立の時期について、『藤原氏に於ける渡領の制度の成立ないし整備に道長が深くかわっていたと想像しても左程無理ではなからう』（二五四頁）と推測している。一方「氏院寺領」は、五摂家成立以降に「家領」と完

全に分離して、摂関・氏長者の地位に附属し、各摂家の間を渡り動く「渡領」となって「御撰籙渡庄」と呼ばれるようになり（二七九頁）、鎌倉中期には「撰籙の敬称に因って「殿下渡領」と称されるに至った」（二八一頁）と指摘する。ただし、紀伊国田中庄は、本来の「殿下渡領」にも、「御撰籙渡庄」にも含まれていない。〈盛〉が、殿下渡領であるにもかかわらず、日吉八王子の法華講の料に供したと、寄進の重要性を強調するために虚構したものか。

【引用研究文献】

- *久保勇「延慶本『平家物語』の山門記事」（語文論叢（千葉大学）一九、一九九一・10）
- *黒田龍二①「日吉七社本殿の構成―床下祭場をめぐる―」（日本建築学会論文報告集三二七、一九八二・7。『中世寺社信仰の場』思文閣出版一九九二・8再録）
- 一九九二・8再録
- *黒田龍二②「床下参籠・床下祭儀」（月刊百科三〇三、一九八八・1。『中世寺社信仰の場』思文閣出版一九九二・8再録）
- *小林美和「延慶本平家物語の性格―寿祝と唱導の文芸―」（伝承文学研究二〇、一九七七・7。『平家物語生成論』三弥井書店、一九八六・5再録。
- 引用は後者による）
- *小峯和明「早大図書館蔵教本文庫翻刻（七）―山王関係資料三種―」（調査研究報告一三、一九九二・3）
- *嵯峨井健「日吉大社と山王権現」第六章 下殿とその祭祀」（人文書院一九九二・8）
- *桜井陽子「延慶本平家物語（応永書写本）の本文改編についての一考察―願立説話より―」（国語と国文学、二〇〇二・2）
- *佐藤真人「中世日吉社の巫覡について」（國學院雜誌八五・八、一九八四・8）
- *武久堅「願立」説話の展開」（日本文芸研究三四・三、一九八二・9。『平家物語成立過程考』桜風社一九八六・10再録）
- *名波弘彰①「師通願立説話と日吉神社」（寺子屋語学文化研究所論叢三、一九八四・12）
- *名波弘彰②「平家物語」に現れる日吉神社関係説話の考察―中世日吉神社における宮籠りと樹下僧―（文芸言語研究 文芸篇九、一九八四・12）
- *丹生谷哲一「検非違使 中世のけがれと権力」（平凡社一九八六・12。増補版、平凡社ライブラリー二〇〇八・8。引用は後者による）
- *橋本義彦「藤氏長者と渡領」（坂本太郎博士古希記念会編『続日本古代史論集』下、一九七二・7。『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、

一九七六・9再録。引用は後者による)

* 服部幸造「南都本平家物語(巻二)本文考」(大阪府立大学紀要「人文・社会科学」二二、一九七三・3。『語り物文学叢説―聞く語り・読む語り』三弥井書店二〇〇一・5再録。引用は後者による)

* 水戸部正男「殿下渡領の性質」(法制史研究四、一九五四)

* 御橋恵言『曾我物語注解』(御橋恵言著作集三、続群書類従完成会一九八六・3)

* 目崎徳衛「佐藤氏と紀伊国田中荘―西行伝記研究 その一―」(聖心女子大学論叢四三、一九七一・6。『西行の思想史的研究』吉川弘文館一九七八・12再録。引用は後者による)

* 山本ひろこ「中世日吉社の十禅師信仰と担い手集団―叡山・霊童・巫覡の三層構造をめぐる―」(寺子屋語学文化研究所論叢三、一九八四・12)

* 義江彰夫「撰関家領の相続研究序説」(史学雑誌七六―四、一九六七・4)

* 渡辺晴美「平家物語巻一「願立」説話の構造について」(国語国文研究六六、一九八一・7)

其後^{のち}中二年有^あテ承德二年六月廿一日ニ、関白殿本^{もと}ノ御髮際ニ又^{また}悪瘡^{いであ}出^いキサセ給^{たま}へり。兼^{かつ}テ御託宣^{ごたくせん}有^あシカバ、今ハ一筋^{ひとすぢ}ニ後世^{いとなみ}ノ御営^{ごえい}有^あケルガ、同廿八日ニ、大殿^{だいでん}ニ先立^{さきだち}給^{たま}テ薨^{こう}シ給^{たま}フ。御年^{ごとし}三十八、未盛^{いまださかり}ノ御事也^{ごじなり}。4京極ノ前^{さき}大相国師実公ノ長^{ちやう}男^{おとこ}、御母ハ右大臣師房ノ御娘也。才幹^{さいかん}拔萃^{はくすい}ニシテ、5容貌^{くわうぼう}端正^{てんせい}ニ7御坐^{ござ}シ上、時ノ関白^{かんぱく}ニ8御坐^{ござ}カバ、百官^{ひやくくわん}袂^{たもと}ヲ絞^{しり}リ、10万庶^{まんじゆ}悲^{かな}ヲ含^{くみ}メリ。マシテ父ノ大殿、北政所ノ御心中、タビ押量^{おしはかり}ベシ。此^{こゝ}御病^{ごびやう}ハ13御髮際^{ごはつがい}ニ出^いテ、14悪瘡^{いであ}ニテ大ニ腫^{はれ}サセ給^{たま}へり。御看病^{ごくわん}ニ15伺候^{きうゐ}シタル輩^{たぐひ}、17立烏帽子^{たちくわぼうし}ヲ著^きテ前後^{ぜんご}ニ侍^{さむらひ}ケルガ、18互^{たがひ}ニ19見^みヌ程^{ほど}ニ大ニ高腫^{たかくはれ}サセ給^{たま}タレバ、入棺^{ふしをがま}可^べレ奉^{ほう}ニ葬送^{さうでうし}ニ御有^{ごあり}様^{よう}ニモ非^{あらず}。父ノ大殿是^{こゝ}ヲ守^{まも}リ御覧^{ごらん}ジテ、御涙^{ごなみ}ニ咽^{むせ}バセ給^{たま}ナガラ、御行水^{ごぎやうすい}召^よレテ、春日大明神^{かすがひ}ヲ伏^{ふし}拜^{をがま}セ給^{たま}テ、「子息^{こしき}師通^{しとう}、山王^{やまわう}ノ御咎^{とが}メトテ、世^よヲ早^{はや}シ候^{こう}ヌ。イカニ春日^{かすがひ}日明^{にちめい}神^{かみ}ハ思^{おも}食^く捨^すサセ給^{たま}ケルヤラン。但^{ただ}定業^{ぢやうごふ}限^{かぎ}アラン命^{めい}、今ハ力^{ちから}及^{およ}侍^{さむらひ}ラズ。カ、ル浅間^{あさま}敷^{しき}有^あ様^{よう}ニテ、恥^{はづか}隠^{かく}ベキ様^{よう}ナシ。此^{こゝ}後^{のち}ノ氏人^{しにん}、々々タルベキナラバ、此^{こゝ}姿^{すがた}ヲ本^{もと}ノ形^{かたち}成^{なり}給^{たま}へ。最後^{さいご}ノ24孝養^{かうやう}仕^{つかまつ}ラン」ト、泣^なク口説^{くつせ}給^{たま}ケルコソ哀^{かな}ナレ。御納受^{ごのうう}有^あケルニヤ、忽^{たち}ニ御腫^{ごはれ}ノシヘサセ給^{たま}テ、入棺^{ふしをがま}事^{こと}畢^{はり}ニケリ。関白殿ハサコソ御心^{ごしん}モ猛^{たけ}、26理^{ことわり}ツヨクユ、シキ人^{しきにん}ニテ27御座^{ござ}シカ共、事^{こと}ノ急^{いそ}ニ成^{なり}ケルニハ、御命^{ごめい}ヲ惜^{おし}給^{たま}ケリ。誠^{まこと}ニ惜^{おし}ベキ御齡^{ごれい}也。未^{いまだ}四^よ十二^にダニモ成^{なり}セ給^{たま}ハズ。何事^{なにこと}モ28先世^{せんせい}ノ事^{こと}ト申^{まを}ナガラ、親^{おや}ニ先立^{さきだち}セ給^{たま}フ御怨^{ごうらみ}モ哀^{かな}也^{なり}シ御事也。サレバ昔^{むかし}モ今^{いま}モ、山門^{さんもん}ノ訴^こ詔^{しぼ}ハ恐^{おそ}シキ事也。大衆^{だうしゆ}憤^{ふん}ヲナシ、山王^{やまわう}ノ衆徒^{しゆだ}ヲ31育^{そだ}御坐^{ござ}事^{こと}難^{がた}默^{もく}止^しト申^{まを}伝^{でん}タリ。中^{なかつ}宮^{みや}大夫^{だうふ}師忠^{ししゆ}、姦邪^{かんじや}ノ詞^{ことば}ヲ出^いサズハ、カ、ル大事^{だいじ}ニヤ及^{およ}ベキ。34江中^{かうちゆう}納言^{なつごん}匡房^{かうぼう}卿^{けい}35大^{だい}二^に被^か歎^{たん}申^{まを}ケルモ思^{おも}知^しル、トゾ申^{まを}アヘリケル。

【校異】1〈近〉「御くしきいに」とし、「い」の右に「は」を傍記。〈蓬〉「御髮際に」、「静」「御髮際に」。2〈近〉「あくさう」、「蓬・静」「あしき瘡」。

3〈静〉「御託宣」。4〈静〉「京極前」。5〈蓬〉「容貌」。6〈近〉「たむせいに」、「蓬・静」「端止に」。7〈近〉「おはしまし」、「蓬」「御座」、「静」

「御座」。8〈近〉「おはしましゝかは」。〈蓬〉「座かは」とし、「座」の前に補入付あり。「御」を傍記。〈静〉「御座かは」。9〈静〉「衫を」。10〈近〉「はんそ」。〈蓬〉「万庶」。〈静〉「万庶」。11〈近〉「かなしみを」。〈蓬・静〉「かなしひを」。12〈近〉「御やまふは」。13〈近〉「御くしきはに」。〈蓬〉「御髪きはに」。〈静〉「御髪きはに」。14〈近〉「あくさうにて」。〈蓬・静〉「あく瘡にて」。15〈蓬・静〉「祇候したる」。16〈近〉「其から」。〈蓬〉「とも立」とし、「立」に見せ消ち。右に「から」を傍記。17〈近〉「たてゑほうしを」。〈蓬〉「烏帽子を」。18〈蓬・静〉「互ニ」なし。19〈近〉「見ぬ」。〈蓬・静〉「みえぬ」。20〈蓬〉「大ニ」なし。21〈近〉「はれさせ給ひたれば」。〈蓬・静〉「腫させ給へりたれば」。22〈近〉「はやうし候ぬ」。〈蓬〉「早くし給ぬ」。〈静〉「早くし候ぬ」。23〈蓬〉「かくへき」。24〈近〉「けうやう」。〈蓬・静〉「孝養」。25〈静〉「畢にけり」。26〈近〉「ことほり」。〈蓬〉「理」。〈静〉「理」。27〈近〉「おはしましゝかとも」。〈蓬〉「御座かとも」。28〈近〉「前世の」。〈蓬〉「先世の」。29〈蓬〉「御恨も」。30〈近〉「ヲ」なし。31〈近〉「はこくみおはします」。〈蓬〉「孚御座」。〈静〉「孚御座」。32〈近〉「もたしかたしと」。〈蓬・静〉「黙止かたきと」。33〈近〉「たゆふ」。〈蓬〉「大夫」。〈静〉「大夫」。34〈近〉「江のちうなごん」。〈蓬〉「江中納言」。35〈近〉「きやうはうのきやうの」。〈蓬〉「匡房卿の」。〈静〉「匡房卿の」。

【注解】○其後中二年有テ承德二年六月廿一日ニ、関白殿本ノ御髮際ニ又悪瘡出キサセ給ヘリ 平家物語諸本と、『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈驗記』の日吉関係の靈驗記との間には、師通の病と願立の時間設定に大きな違いがある。平家物語諸本では、大衆による呪詛の直後に師通が病を発し、母の願立なども空しく（あるいは延命され）、数年後に病が再発し、病死したとする。それに対して、靈驗記類では呪詛の四（三）年後に師通が発症、願立も空しく一週間後に病没したとする。つまり、強訴事件と師通の死という史実の間のどこに願立を設定するかが異なっているのである。平家物語諸本と日吉関係の靈驗記とが、それぞれの出来事をいつのこととして記しているかまとめると、次の表のようになる。

諸本	強訴	呪詛	師通発病	願立	師通死去
〈四〉	嘉応二 1170 *	不明	不明	不明	38歳 嘉保二 1099・6・28
〈闕〉	嘉保二 1095	不明	不明	不明	38歳。康和元 1099・6・28
〈延〉	嘉保元 1094・10・24	10・25	不明	不明	三年延命永長二 1097・6・27、38歳
〈長〉	嘉応元 1169 *	不明	不明	不明	承德元 1097・6・26、38歳
〈盛〉	嘉保 1095・10・24	10・25	不明	不明	三年延命承德二 1098・6・28、38歳
〈南〉	嘉保二 1095	不明	不明	不明	三年延命永長三 1098・38歳
〈屋〉	嘉保二 1095	不明	不明	不明	暫し平癒。永長二 1097・6・28、38歳
〈寛〉	嘉保二 1095・3・2	不明	不明	不明	三年延命永長一 1097・6・27、38歳

〈中〉	嘉保元 1094 冬	不明	不明	三年延命康和元 1099・6・28、38 歳
利生記	嘉保 1095・10・24	10・25	中二年承徳三 1099・6・21 の間か 6・23、28	1099・6・28、38 歳
山王靈驗記	嘉保 1095・10・24	不明	承徳二 1098・6・21	不明
			不明	1098・6・28、38 歳

* 〈四・長〉の「嘉庇」は「嘉保」の誤りと考えられる。

まず『日吉山王利生記』を軸として靈驗記類の記事を見てみる。強訴、呪詛のあった嘉保二年（一〇九五）から「中二年ありける承徳三年八月廿一日、関白殿のかみぎわにあしき瘡いでさせ給たりとて」、「御夢には、叡山の方よりかぶら箭のなりて、御身にかゝるとぞ御覧じたりける」（六六七頁）。そのため、二十三日「一擲手半薬師如来像、延命菩薩像各二百体、又等身の薬師一体」建立・供養。二十六日より千僧による仁王講、および澄禅僧都を導師とした一切経・金泥法華経供養。二十七日より中堂で千僧による薬師経転読。二十八日夜半病が重篤化、驍驢騾駟の類、金銀幣帛の類を諸社に贈り、二帝の願書を天台座主仁寛僧正へ送り、丈六の薬師七体、阿弥陀如来一体を奉納、その折北の政所の願立があったのにもかかわらず、同日師通逝去となっている。ここでは、発病が承徳三年（一〇九九）のこととされており、事件発生から「中二年」する記述とはあわない。事件発生から発病まで時間が空いた理由については、託宣の中で「此三年すぎつるも、聊存旨有つ」（六七三頁）と曖昧に記す。『山王絵詞』も同様、『山王靈驗記』も展開は同じであるが、発病を承徳二年（一〇九八）とする。これら靈驗記類では、発病から急速に悪化する師通の容体に対応して、次々に供養が行なわれるが、その甲斐もなく師通は逝去してし

まったことになる。このような展開では、北の政所による参籠・願立が入り込む時間的余裕がない。六月二十一日の発病を受け、二十三日から二十八日までの供養を語った後に、北政所の願立があったことを記すものの、師通は二十八日に逝去しているわけだから、時間的にはかなり無理があるようにも思われる。しかし、ここで重要なのは、託宣の中で「抑法華講はしかるべし。かゝればとて永劫まで、生死にしづめんとは思はぬなり」（六六七頁）と述べられていることである。つまり、法華講によって延命するなどとは言っておらず、未来永劫に生死の迷界を流転させることはないと言っているのであり、約束どおり、死後に八王子の盤石で苦しむ師通は、法華講によって救われることになるのである。筋道としては一貫していると言えよう。これと平家物語諸本とどちらが古態であるかは慎重に考えねばなるまいが、『日吉山王利生記』のような説話に対して、北政所の身を削る誓願が報われないと捉えた場合、平家物語諸本のように発病と誓願の時期を早めることで、三年延命されるという設定に改編したと捉えることも可能であろう。次に、平家物語の諸本を比較してみる。〈四・闕・延・長・盛・南・屋・覚・中〉は、いずれも噉訴・呪詛と続く展開の中で発病を記しており、その時期を明記しない。その一方で、再発については日付を明記したテキストが多く、その時期については異同がみられる。〈盛〉は、師通の再発を承徳二年（一〇九八）六月二十一日とする。同様に記す『山門日吉活套記』は〈盛〉を参照したのであろう（なお『山王靈驗記』は発病そのものを承徳二年八月二十一日とする）。〈延・覚〉は再発を永長二年（一〇九七）六月二十一日とし、〈中〉は康和元年（正徳三年、一〇九九）六月二十一日とする。また〈屋〉は「永

長二年六月廿六日、御病^ヒ病重ラセ給テ（七三頁）と記す。〈南〉は月日を記さず、再発を永長三年とするが、永長は二年（一〇九七）十一月に承徳と改元しているので、この元号は不審。一方、法華講の功德による一旦の平癒・三年間の延命を記さない〈四・闕・長〉は次のようになる。〈四〉は発病・逝去の日付を記さない。〈闕〉は発病の日付を記さず、逝去を康和元年（一〇九九）六月二十八日とする。〈長〉は、発病の日付を記さず、逝去を承徳元年（一〇九七）六月二十六日とする。なお、〈延・盛・覚・中〉については、年代は異なるものの、再発の日付については六月二十一日で一致することが〈延全注釈〉で指摘される（巻一四八二頁）。『長秋記』目録康和元年（承徳三年、一〇九九）六月二十二日条に「闕白殿二禁」とあり、同六月二十五日条「闕白殿上表事」、「中右記」目録康和元年六月二十五日条「闕白殿依病御上表〈使俊忠、被留表〉」ともあるので、実際に承徳三年（康永元年）六月二十日前後に発病、その後急速に悪化し、二十五日には辞表を提出せざるを得ない状態に至ったと考えられる。この点、〈延全注釈〉は「三年の延命を描く〈延・覚・中・南・盛〉」の年代をめぐって、「三年」は、物語で時の経過として頻用される表現であり、史実への配慮と同時に、そうした慣用的表現を用いたという面もある」（巻一四八一頁）と指摘する。なお師通の病気を、顔にできた悪瘡とするのは〈延・長・盛・覚〉。〈延〉「山王ノ御トガメトテ、御グシノキハニアシキ御瘡^{カサ}出来サセ給テ」（巻一八四オ）、〈覚〉「御ぐしのきはに悪御瘡出でさせ給て」（上―五五頁）、これに対して〈長〉は「ひだりの御かはさきに、御かぶれ出て」（一―八九頁）とする。ただし〈長〉は、入棺に際して大殿が春日明神に祈願した結果「たちまちに御はら、は

れしえさせ給ひて」（一―九三頁）と、膨れあがっていたのは腹部としており、前の記述と食い違いを見せている。〈四〉は「自^レより本腫物^ヒ。御病^ヒにて御在^レける^カ」（巻一五一右）と病が「腫物」であったとしながらも、その位置についての記載がないので、入棺に際して「忽に御腹^ヒ脹^レ消^{サセテ}」（巻一五一左）と腹部の腫が消え去った事と矛盾しない。〈闕・南・屋〉は重病であることのみで、病氣の内容については記さない。『長秋記』の「二禁」は「腫物」。また、「面炮のこと」（日国大）を意味しており、『今鏡』巻四「藤波の上」にも「御にきみのほど、人の申し侍りしは、常の事と申しながら、山の大衆のおどろおどろしく申しけるもむつかしく、世中こころよからぬつもりにやありけむとも申し侍りき」（中―一五一頁）とあるので、悪瘡が死因となったのは間違いないだろう。○兼テ御託宣有シカバ、今ハ一筋ニ後世ノ御堂有ケルガ（盛の独自本文。（再発した後は）兼ねて下された託宣に鑑みて、師通は一筋に後世の営みに努めていたとする。○同廿八日ニ、大殿ニ先立給テ薨ジ給フ。御年三十八、未盛ノ御事也 師通の父師実の死は康和三年（一一〇一）、父よりも早い死であった。師通逝去を六月二十八日とするのは〈闕・盛・屋・中〉および『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈驗記』。但し諸本によって年代が異なる。〈闕・中〉『日吉山王利生記』『山王絵詞』はこれを康和元年（承徳三年（一一〇九））とし、これが正しい。〈盛〉『山王靈驗記』は承徳二年（一一〇九八）〈屋〉は永長二年（一一〇九七）とする。また〈延・覚〉は永長二年（一一〇九七）六月二十七日とする。〈延〉の場合、「カ、リシ程ニ、後一条闕白殿、御病カルマセ給テ」（巻一八四オ）から「利物ノ方便ナレバ、御トガメ無ルベシトモ覚ズ」（巻一八四ウ）までが、〈覚〉とはば同文で、

これは〈延〉が応永書写段階で〈寛〉の本文を取り込んだためと見られることを櫻井陽子が指摘する（四七頁）。とすれば日付に關しても〈寛〉の誤りを〈延〉が引き写した結果か。〈長〉は承徳元年（一〇九七）六月二十六日とする。〈南〉は逝去の月日を記さない。〈四〉は没年を記さず、逝去した時が三十八歳としか記さないため、〈闘・長〉のように、呪詛・発病から死去までになぜ数年も経過したのかという疑問が生じにくい。師通逝去の七年後の七月七日に白河院が崩御と記す。白河院崩御は大治四年（一二二九）七月七日なので、そこから逆算すると師通の逝去は保安二年（一二二一）ということになり、史実と合わない。白河院崩御に關連づけるのは、山王の靈威を強調するためと考えられよう（〈延全注釈〉巻一 四八三頁）。師通死去を記す記録としては以下のものがある。『長秋記』目録康和元年（承徳三年（二〇九九）六月二十八日条「関白殿薨去事」、『中右記』目録康和元年六月二十八日条「午時関白薨給（卅八、有具書）」。『本朝世紀』康和元年六月二十八日条「関白從一位行内大臣藤原師通公薨」。『百練抄』康和元年六月二十八日条「関白師通薨（卅八、腫物）。なお、〈長〉は師通最後の言葉が「あなむつかしの、さるのおはさよ、く」（一一九二頁）というものであったと、山王の崇りを強調している。『愚管抄』巻四には、「サテホリカハノ院ノ御時、山ノ大衆ウタヘシテ日吉ノ御コシヲフリクダシタリケル。返くキクハイナリトテ、後二条殿サタシテ射チラシテ神興ニヤタチナドシテアリケリ。友実トイフ禰宜キズヲカフムリナンドシタリケレバ、ソノタ、リニテ後二条殿ハトクウセラレニケリ」（旧大系二〇五頁）として、この時すでに山王の崇りと師通の死が直接に結びつけられていたことが分かる。これを

遡って、『今鏡』第四「藤波の上」では、師通の死に際して、「四十にだに足らせ給はぬ、をしかるべき御よはひなり。限りある御命と申しながら、御にきみのほど、人の申し侍りしは、常の事と申しながら、山の大衆のおどろおどろしく申しけるもむつかしく、世中こころよからぬつもりにやありけむとも申し侍りき」（『今鏡全訳注』中 一五一頁）とある。この「山の大衆のおどろおどろしく申しける」が、当時の大衆が師通の死を山王の崇りであると吹聴していたことを指すのだろう。後に『日吉山王利生記』などに見られるような願立説話が生み出されていく萌芽をここに読み取れよう。○京極ノ前大相国師実公ノ長男、御母ハ右大臣師房ノ御娘也『本朝世紀』第二十三、康和元年六月二十八日条「公者。前太政大臣從一位藤原師実公一男。母從一位行右大臣源師房公女也」（国史大系三〇六頁）。○才幹拔萃ニシテ、容貌端正ニ御坐シ上、時ノ関白ニ御坐カバ、百官袂ヲ絞り、万庶悲ヲ含メリ『日吉山王利生記』『山王絵詞』の「才幹拔萃にして容貌端正也しかども。遂六月廿八日にぞ薨給にける」（『日吉山王利生記』六七二頁）と關係があらう。師通の才幹や容姿については、『本朝世紀』康和元年六月二十八日条には、「公受性豁達。好賢愛士。以仁施人。以德加物。多進文学之士。漸退世利之人。嘉保永長間。天下肅然。機務余暇。好学不倦。就權中納言大江匡房卿。受經史說。以儒宗也。又召大学頭惟宗孝言朝臣令侍且誦。凡厥百家莫不通覽。又巧篆隸。能長糸竹。就大宰帥經信卿。学琵琶。論其骨法。有藍青。又躰貌閑麗。容儀魁梧」（国史大系三〇七頁）と記される。「論其骨法。有藍青」は、「学芸の神髓を論ずるに、師を凌ぐものがあつた」の意か。「容儀魁梧」は「体格に優れて立派な

こと。『栄花物語』卷三十九「布引の瀧」に「今年ぞ大将殿十六にならせ給へど、いと大きやかに、うつくしう愛敬づき、めでたくおはします」（旧大系『栄花物語』下―五二四頁）、「大将殿は、御かたち有様、匂やかに愛敬づき、めでたき御有様なり」（同五三〇頁）と記される。『今鏡』第四「藤波の上」に、「承徳三年六月二十八日、御年三十八にてうせさせ給ひにき。大臣の位にて十七年おはしましき。この大臣、御心ばへたけく、姿も御能もすぐれてなむおはしましける。御即位などにや侍りけむ、匡房の中納言、この殿の御有様をはめたてまつりて、「あはれ、これを唐土の人に見せ侍らばや。一人のとてさし出だしたてまつりたらんに、いかにほめ聞えむ」などぞ、まのあたり申しける。玄上といふ琵琶を弾き給ひければ、おほきなる琵琶の塵ばかりにぞ見え侍りける。手などもよく書かせ給ひけり。「孫の殿などばかりはおはしまさずやあらむ、手書きにおはしましき」とぞ、定信の君は人に語られる」（『今鏡全訳注』中―一五〇頁）とあり、容姿も才能も評価が高かったことがわかる。○此御病ハ御髮際ニ出テ、悪瘡ニテ大ニ腫サセ給ヘリ 以下、師通の最後の有様と入棺に際しての春日明神の靈験を語るの「四・長・盛」および『山門日吉活套記』のみ。本来、山王の靈威を語るのが目的である「願立」説話の中に、春日明神の靈験譚が入ってくるのは不自然である。『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈験記』にも、この逸話は見えない。名波弘彰は「四部本の願立説話には他に春日明神の冥助のモチーフをもつ異質な要素が接続していて、説話全体の成立には撰関家のなんらかの介在が認められる。それゆえ本話が八王子講由来談とは截然と区別されるといふものではない」（一九頁）と、この逸話成立の背景に撰関家側の介在を指

摘する。○御看病ニ伺候シタル輩、立烏帽子ヲ著テ前後ニ侍ケルガ、互ニ見又程ニ大ニ高腫サセ給タレバ、入棺可奉送御有様ニモ非 先にあつたように、死因となった悪瘡が「延」「御グシノキハ」（卷一―八四オ）、「長」「ひだりの御かほさき」（一―八九頁）、「盛」「御髮際」（一―三三八頁）であつたとすれば、看病の人々が「互ニ見又程ニ大ニ高腫サセ給タレバ」という状況は考えにくい。「長」「たちまちに御はら、はれしえさせ給ひて」（一―九三頁）、「四」「忽ち御腹の脹消_{サセ}下」（卷一―五一左）などの入棺に際しての様子から見て、この逸話で想定されているのは大きな腹部の腫れであつたのではないか。「四」が顔とせず、「自_レ本腫物の御病_ニ」（卷一―五一右）としか記さないのは、この逸話との齟齬を避けようとしたためかと考えられる。こうした不自然さは、この逸話が、名波弘彰が指摘するように、本来は八王子八講の由来譚であつた「願立」説話とは別の背景をもって成立したものであることを示唆している。なお、腹部の腫れによって死に至つた人物としては、後白河院の例（『玉葉』建久二年閏十二月十六日条「御腹張満、始如_ニ当月妊者_一、又御脛股腫無_レ減之上、御腰猶腫給、昨日又御面小腫給」）が想起されよう。○父ノ大殿是ヲ守御覽ジテ、御涙ニ咽バセ給ナガラ、御行水召レテ、春日大明神ヲ伏拝セ給テ…大殿（師実）が沐浴をして春日明神に祈願する結構は「四・長」と共通。「四」「大殿乍_ニ咽_ニ御涙_ニ召_テ御湯沐_ニ伏_ニ拜_ニ」春日の大明神の御方「…」（卷一―五一右）、「長」「大殿、是を御らんじて、御涙にむせばせ給ひつゝ、御いかけめして、春日の大明神の御方をふしおがませ給ひて」（一―九三頁）。○子息師通、山王ノ御咎メトテ、世ヲ早シ候ヌ。…此後ノ氏人、々々タルベキナラバ、此姿ヲ本ノ形成給

へ。最後ノ孝養仕ラン 父師実の、たとえ山王の咎を受けたとしても、氏神である春日明神はどうしてお見捨てになることがあろうか、との悲痛な叫びは、〈四・長〉と共通。但し、〈四・長〉は、〈盛〉の「イカニ春日明神ハ思食捨サセ給ケルヤラン」を欠く。以下、傍線部が〈盛〉に近似する箇所。波線部は、〈四〉により近似する。〈四〉「設イ山王ノ御科目ニ師通早レ世候斯有様可レ隠恥之様不候助ト」
 定業ト限リ候命ヲ申モ難事ニ候此後氏人ノ可レ為ス氏人ト転シ此震軀ノ如シ本成賜御在セ」(卷一五二左)、〈長〉「たとひ山王大師の御とがめにて、もろみち、世をはやうし候とも、かゝるありさまにてはぢをかくすべき様も候はず。定業かぎりあり。命を申さばこそ、かたき事を申とも、おぼしめされ候はめ。此おびたゝしき姿を、もとのかたちになして給候へ。けうやう仕候はん」(一九三頁)。
 ○関白殿ハサコソ御心モ猛、理ツヨク、シキ人ニテ御座シカ共：「未四十二ダニモ成セ給ハズ」まで、〈延・屋・覚・中〉同。『今鏡』「すべらぎの中」には「後二条の大臣こそ、「おりゐの帝の門に車立つるやうやはある」など宣はせけれ」(『今鏡全訳注』上二四五頁)と、上達部たちが内裏ではなく、白河院の御所に参候することを、師通が批判したことを伝える(『増鏡』卷十「老のなみ」にも同逸話が記される)。竹鼻續も師通は「白河院や師実をも無視して専行することがあったが、これは道理をもって政治に臨んだからであり、その結果が「嘉保永長間、天下肅然タリ」(『本朝世紀』と評価されることにもなった」(二四九頁)と指摘する。また〈延全注釈』も『愚管抄』卷四「後二条殿又事ノホカニ引ハリタル人ニテ、世ノマツリコト、太上天皇ニモ大殿ニ

モ、イトモ申サデセラル、事モマジリタリケルニヤトゾ申スメル」(旧大系二〇四頁)、『後二条師通記』永長元年正月十二日条「有二非理一時、可レ申道理一也」などを引きながら、「撰関家長者としての面目を施した人物であった」(卷一四八三頁)と指摘する。○事ノ急ニ成ケルニハ、御命ヲ惜給ケリ。誠ニ惜ベキ御齡也。未四十二ダニモ成セ給ハズ 事がさし迫り今際の時になると、師通はさすがに命を惜しまれたが、それもそのはず、まだ四十歳にも至らぬ歳であったの意。『今鏡』卷四「藤波の上」に、「四十にだに足らせ給はぬ、をしかるべき御よはひなり。限りある御命と申しながら」(『今鏡全訳注』中一一五一頁)。
 ○サレバ昔モ今モ、山門ノ訴詔ハ恐シキ事也：平家物語諸本は、山門の訴訟が他とは異なり格別であることを繰り返して訴える。〈盛〉でも「山門ノ訴訟ハ昔ヨリ他ニ異也」(一一二二四頁)などとして既出。なお〈盛全釈』一一「太政大臣已下サモ可然公卿殿上人：」の項(八七頁)参照。○中宮大夫師忠、姦邪ノ詞ヲ出サズハ：以下の一節は平家物語諸本には見えないが、『日吉山王利生記』にも、「師忠姦邪の詞をのべずば、かゝる大事やはいでくべき。讒臣在中主之蠹也。姦人在国」之残也と云はことりかな。されば江納言のおほきに愁歎ありしことも、思あはせらるゝとぞ申あへりける」(六七三頁)。「山王絵詞」もほぼ同)とある(「姦」の文字は、〈盛〉『日吉山王利生記』ともに「奸」と表記)。前出の匡房の言葉「師忠悪様ニ執申サズハ、関白御憤アランヤ：讒臣乱国トイヘリ。為レ世為人、哀亡国ノ基カナ」(二三〇頁)を受ける(「師忠悪様ニ執申サズハ：」の項参照)。師忠を非難する匡房の言葉は〈延〉にも見られるが、〈盛〉の本文は『日吉山王利生記』『山王絵詞』とほぼ同文となってお

り、両者の密接な本文関係を示唆している（延・長）の詞章は〈盛〉『日吉山王利生記』とはやや異なる。○江中納言匡房卿ノ大ニ被

歎申ケルモ思知ル、トゾ申アヘリケル。『本朝世紀』康和元年八月

二十八日条には、「匡房卿僣語人云。望公威容。殆不類本朝人。」

恨不令見殊俗之人。薨時。春秋卅八。天与其才。不与寿。嗟

乎惜哉」（国史大系三〇七頁）と記される。また、『今鏡』卷四「藤波の上」にも同様に、「匡房の中納言、この殿の御有様をはめたてまつりて、「あはれ、これを唐土の人に見せ侍らばや。一人の人とてさし出だしたてまつりたらむに、いかにほめ聞えむ」などぞ、まのあたり申しける」（『今鏡全注釈』中一一五〇頁）と記される。

【引用研究文献】

*桜井陽子「延慶本平家物語（応永書写本）の本文改編についての一考察―願立説話より―」（国語と国文学、二〇〇二・二）

*名波弘彰「師通願立説話と日吉神社」（『寺子屋語学文化研究所叢』三、一九八四・12）

¹ 関白殿薨去ノ後、八王子ト三宮トノ神殿ノ² 間、磐石³ アリ、彼石ノ下ニ、雨ノ降夜ハ常ニ人ノ⁴ 愁吟スル⁵ 声聞エケリ。参詣ノ貴賤アヤシミ思ケリ。余多人ノ夢ニ見ケルハ、束帶シタル氣高上臆ノ仰ニ⁶ ハ、「我ハコレ、前関白從一位内大臣師通也。八王子権現、我魂ヲ此岩ノ下ニ籠置セ給ヘリ。サラヌダニ悲キニ、雨ノ降夜ハ石フトリテ責押ニ⁷ 依テ、其苦ミ難堪也」トテ、石ノ中ニ、御座トゾ示給タリケル。星霜ヤウノ⁸ 経程ニ、今ハ秋吟ノ音絶ニケリ。人ノ夢ニ、「我久磐石ノ下ニ被⁹ 籠置タリツレ共、長日ノ法華講經ノ功力ニ¹⁰ 依テ相助リ、都卒天宮ニ生¹¹ タリ」ト告ラレケリ。サテコソ磐石ノ重キ苦ノ¹² 御音モナカリケレ。悪様ニ申¹³ 勤マイラセタリケル中宮¹⁴ 大夫師忠モ、¹⁵ 幾程ナクシテ失ニケリ。彌宜友実ヲ射タリケル中務丞頼治自害シテ、一類モ皆亡¹⁶ ケリ。神明罰¹⁷ 愚人¹⁸ トハ此事ニヤ、申モ中々疎也。

¹⁹ 今年改元有テ、治承元年トイフ。

【校異】1 〈近〉「くはんはくどのこうきよの」、「蓬」関白殿薨去の、「静」関白殿薨去の。2 〈近〉「あひたに」、「蓬」問に、「静」問に。

3 〈蓬・静〉「アリ」なし。4 〈近〉「うれへぎんする」とし、「うれへ」の右に「しう歟」を傍記。〈蓬〉「愁吟する」、「静」「愁吟する」。5 〈蓬・静〉

「音」6 〈蓬・静〉「ハ」なし。7 〈近・蓬・静〉「よつて」。8 〈近〉「たへかたしとて」、「蓬・静」「堪かたき也とて」。9 〈近〉「おはしますとそ」、

〈蓬〉「御座とそ」、「静」「御座とそ」。10 〈近〉「こゑ」、「静」「音」。11 〈蓬・静〉「共」なし。12 〈近・蓬〉「よつて」、「静」「よりて」。13 〈近〉「と

そつてんくはんに」。14 〈近〉「御こゑも」、「蓬」「御音も」。15 〈近〉「たゆふ」、「蓬」「大夫」。16 〈蓬・静〉「いく程も」。17 〈蓬〉「愚人」。18 〈近〉

「をろか也」、「蓬・静」「疎也」。19 〈底・近・蓬・静〉「治承元年トイフ」まで一字下げ。20 〈近〉「あつて」、「蓬・静」「ありて」。

【注解】○関白殿薨去ノ後、八王子ト三宮トノ神殿ノ間、磐石アリ を記すのは〈盛〉の他には〈長〉のみ。ただし、『日吉山王利生記』『山

以下、師通の魂が薨去後に日吉の大盤石の下に幽閉されたという説話

王絵詞』『山王靈驗記』には同話が記されている。なお、『日吉山王利

生記』『山門絵詞』は〈盛〉とほぼ同文。〈盛〉を除くと、いずれも託宣において法華講の効験として三年の延命ではなく、後生の救済が語られているテキストである。『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈驗記』では、死後に八王子権現によって大盤石の下に閉じ込められた師通の魂が、法華講の功德によって救済されたことが、人々の夢によって明かされる。これは託宣の言葉「三の願の中に、二は更々無其要。頼治に仰て我に恥をあたへし事、争わするべきなれば、命をば召とるべし。此三年すぎつるも、聊存旨有つ。於今はたゆむ心なし。抑法華講はしかるべし。かゝればとて永劫まで生死にしづめんとは思はぬなり」(『日吉山王利生記』六七二頁)に呼応している。『日吉山王利生記』『山王絵詞』の場合、呪咀を受け止めるのも、託宣するのも八王子権現で一貫している。また、八王子権現が北の政所の思いに同情する場面・言葉はなく、怒れる神、祟る神としての姿で一貫している。一方、〈長〉の場合、北の政所の願立に対して、一々にこれに共感しつつも(「此願まことにありがたし」(1190頁)、「是まことにしゆ勝の事におもふらん」(「まことに此願の事、申につけてあはれなり」)、「此事又おなじく、いとをししく思奉る」(1191頁)、理由を付けてこれらを退け、「衆徒のうれひ」(1191頁)が「我なげき」(1192頁)であるが故に、「いのるともかなふまじ。定業かぎりあり。我力およばず」(1192頁)としながらも、法華講についてのみは「仏事なれば我うけおぼしめす。今生に在いてはかなふまじ。後生をばたすけ奉らん」(1191頁)とする。ところが、師通が逝去したので法華経奉納の御願が実現されなかったために、八王子の憤りに触れて師通の霊が大盤石の下に閉じ込められたと語る。〈長〉の場合、前半

部の願立説話で、最初に病をもたらししたのは八王子、託宣神は山王、師通に死をもたらししたのも山王としながら、山王自身は北の政所の信条に同情的な姿を見せていた。ところが、この最後の部分で再び八王子がクローズアップされ、その憤りの理由を約束された法華講が奉納されないことにあると説明していることになる。

	〈延〉	〈南〉	〈屋〉	〈寛〉	〈中〉	〈園〉	〈四〉	〈長〉	〈利〉	〈絵〉	〈霊〉	〈盛〉
発病・快癒	目付なし	目付なし	目付なし	目付なし	目付なし	×	×	×	×	×	×	目付なし
発病(再発)	永長 2・6・21	永長 2・6・21	永長 2・6・21	永長 2・6・21	康和 1・6・21	×	×	承徳 3・6・21	承徳 3・6・21	承徳 3・6・21	承徳 3・6・21	承徳 2・6・21
逝去	永長 2・6・28	永長 3	永長 2・6・28	永長 2・6・27	康和 1・6・28	康和 1・6・28	目付なし	承徳 1・6・26	承徳 3・6・28	承徳 3・6・28	承徳 3・6・28	承徳 6・28
春日利生譚	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	○
大盤石譚	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
託宣場所	八王子	十神師	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
託宣神	山王	権現	—	—	—	—	—	山王	八王子?	八王子?	八王子?	十神師

※〈利〉は『日吉山王利生記』、〈絵〉は『山王絵詞』、〈霊〉は『山王靈驗記』

このように一覧にしてみると、水原一(九八頁)、名波弘彰①が指摘する八王子法華講由来譚には、大きくは二つのパターン、法華講の功德による三年の延命を説くもの(〈延・南・屋・寛・中〉)と、法華講の功德として後世の救済を説くもの(〈長〉『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈驗記』)があり、〈盛〉はその両方を兼ね備えていることになる。『日吉山王利生記』のような靈驗譚成立と平家物語との関係を考えるならば、説話としては後者が先行し、それが平家物語において前者のように変化したか。なお、磐石とは、八王子山の上、八王子と三宮の間にある、金大巖と呼ばれる磐座のこと。景山春樹が、時代の下る資料ではあるが『日吉社禰宜口伝抄』や『日吉社神道秘密記』を用いて述べているよ

うに、古来八王子山は神体山であり、金大巖を中心とする巨石崇拜の聖地であったとされる（六六―七四頁）。『山家要略記』『八王子大明神垂迹事』に「匡房宣奉勅進官神祇宣令文曰」として、「八王子〈俗形〉天神国狭槌尊、人皇第十代崇神天皇即位元年〈甲申〉近江国滋賀郡小比叡東山、金大巖、傍天降。八人皇子引率^{ヒキツレ}天降^{ツク}。故言八王子〈已上〉」（『続天台宗全書 神道1』三四―三五頁）とあり、八王子神はこの金大巖に天降ったとされていた。○彼石ノ下二、雨ノ降夜ハ常二人ノ愁吟スル声聞エケリ 名波弘彰①は、『日吉山王利生記』巻七に、勝陽房法橋真源が夢の中で早世した巖算に出会い、八王子の「奥の谷のうしろさま」へ生を遂げるまでの間とどまっている死後の別天地があった」という逸話と師通の魂の幽閉との共通と連れて行かれた際に、「そこには生前見慣れていた人びとが順次往性について、「八王子山の〈奥〉―垂直的と水平的という違いは觀念の上では無視してよいであろう―に聖域があるとする信仰が両者の基底には共通するとみてよいのではなからうか」（七頁）と指摘する。『日吉山王利生記』巻七「六道輪廻の業つきざりしかば、殆悪道に入ぬべかりしを、わが権現方便をめぐらし給て、忝なくも当社の辺に召おきて、さまざまに扶持し給なり。すべて山門に跡をとめ、社壇に歩を運たぐひは、卑賤禽獸に至るまで残し給ふ事なし。いはんや社司寺官等宮仕宮籠、皆この奥の山八王子谷のほとりに召おきて、昼夜に加護して利益懈給はず、即仏果菩提までもみそなはし給なり」（六七九頁）。『山王絵詞』巻八もほぼ同文。このように六道を輪廻する死者を留め置いたとするのは、名波弘彰①も指摘するように（八頁）、『春日権現験記』巻十六に見られる、地獄に墮ちる罪人を春日野の下に置いて救

済したとするのと同様の信仰に基づくものであろう。また、死者という点からは、『日吉山王利生記』巻三に見られる、後三条天皇の前世の遺骨が日吉社の「うしろの山」より発掘される逸話も想起されよう。「二宮の御託宣に、春宮は前世奉公なり。彼旧骨うしろの山にあり。堀出して見るべしと仰ありければ、これをみるに、一尺あまりの髑髏あり。もとのごとくにうづみて神にいはひ奉る、千歳の御前とて今におはします」（六六四頁。また『山家要略記』『八王子坂廟囀事』『続天台宗全書 神道1』九三頁 参照）。日吉社周辺は古墳が多数群在しており、この古墳祭祀と金大巖の祭祀とが結びついていたと指摘されるが（景山春樹六八頁）、それは措いたとしても、八王子山が死者の救済と深く結び付けられていたことが、これらの説話群から想像できる。それが本話の主題である、法華問答講による師通の救済へと繋がってゆくのである。○余多人ノ夢ニ見ケルハ：巖の下で愁吟する声の正体は、〈盛〉や『日吉山王利生記』『山王絵詞』では、人びとの夢によって明かされる。但し、〈盛〉では、夢の中で師通が語る形だが、『日吉山王利生記』では、「関白殿の御魂を、八王子権現^巖の底にうづみをかせ給たり。其体束帯したる貴俗磐石におされたり。雨の降時は石ふとるゆへに、いよくたへがたきなりとぞしめされける」（六七三頁）とやや異なる。これに対し〈長〉では、「宮こもりにつきてたくせんせられけるは」（一―九三頁）と、霊が宮籠に憑依する事によって託宣として明らかにされる。名波弘彰①は「長門本の筋立ての特色は、「宮籠り」と「御子わらは」の死霊語りによって、この事情がわかるという結構をとっているところにある。「御子わらは」は「物付き」とも呼ばれ、巫覡の童男・童女である。…：かれらが二宮

を中心として十禪師、八王子社に依って盛んに巫術を行なっていたことがわかる。それに対して「宮籠り」は…巫術をもこととする法師巫であったと考えられる。このようにみると、長門本の筋立ては、日吉社所属の巫覡の死霊語りであったといえよう」(三〇四頁)と指摘する。○八王子権現、我魂ヲ此岩ノ下ニ籠置セ給ヘリ… ここでは祟りが八王子権現によってもたらされたものであることが明示される。願立場面では、託宣神をめぐって諸本で異同があり、〈四・盛〉では十禪師、〈延・長・覺〉では山王とされていた。この問題について、名波弘彰①は「願立説話を中世の日吉山王信仰の側からみれば、その基層にあると考える十禪師の託宣、八王子の祟りという神威の分掌性がやはり大きな課題として残ることになる…八王子も十禪師も、中世の伝承ではともに小比叡神(二宮)の御子神であって、本質的にいて、霊能の点で区別がないはずであるのに、十禪師には託宣説話が多く見られ、八王子には本説話と類似する祟り譚が見られるのである」(二〇頁)としながらも、「崇答霊的神威が八王子権現に独自の属性かといえ、そうとはいえないのであって、師通願立説話の所伝の中に、これを十禪師権現の祟りとするかたちで伝わっているものがあることで知られよう。とすれば、崇答霊的神威―祟り神の跳梁―は、中世における日吉神社の神威のあり方として考えざるをえない」(二二頁)と指摘する。○星霜ヤウノ経程二 この〈盛〉の表現や、『日吉山王利生記』の「星霜かさなるほどに」(六七三頁)という表現は、かなりの日月の経過を思わせる。これに対して〈長〉では、「日別に供料をあけて、八講をつとめさす。七日と申けるに、関白殿、大ばんじやくの下をのがれさせ給ひて、紫雲にのり、西をさしておはすると

て」(一九四・九五頁)と、法華講を開始して七日で大盤石の下から解放され、往生を遂げたとされる。一方『日吉山王利生記』で先ず注目されるのは、託宣に見られる神の怒りの激しさである。「頼治に仰て我に恥をあたへし事、争わするべきなれば、命をば召とるべし」(六七三頁)。さらに神はその怒りの激しさを見せつけるため、頼治に射られた禰宜の背中の傷口だとして、師通には顔に腫れ物があったが、忽ちに師通の背中に穴があいたとする。神の怒りが尋常ではないことを示そう。なお、願立としては「長日不退法華講」が掲げられており、託宣においても先に見たように八王子神は鎮まらぬ憤りを示しながらも、「抑法華講はしかるべし。かゝればとて永劫まで生死にしづめんとは思はぬなり」(六七三頁)としていた(この点は〈長〉も同様)。したがって、『日吉山王利生記』では、神の激しい怒りと長期にわたる法華講の功德としての救済が語られることに矛盾はない。〈長〉の場合は、約束した法華講が実現されなかったことに対する冥罰としての大盤石下への幽閉であった。したがって、約束の法華講が開始されて程なく救済がもたらされたと読める。ところが〈盛〉の場合は、そもそも法華講の功德として保証されていたのは北の政所の心情を哀れんでの三年の延命であった。したがって、延命期間が終わって冥罰としての死がもたらされた以上、そこで祟りは終了していなければならぬ。三年の延命というモチーフをもつ他の諸本は、いずれもそこで話が結ばれている。ところが〈盛〉は『日吉山王利生記』のようなテキストによって、大盤石譚を再び取り込んだために、やや不自然な展開が生じたといったと見られる。○人ノ夢二、「我久磐石ノ下ニ被籠置タリツレ共、長日ノ法華講経ノ功力ニ依テ相助リ、都卒天宮ニ生

タリ」ト告ラレケリ。『日吉山王利生記』も同じく「人の夢」によって救済が告げられる（「ひさしく盤石の下に被召置たりつれ共、長日不退法華講功力によりて、すでにたすかりぬ」六七三頁）。ただし、往生についての記述はない。〈長〉は、師通が自ら紫雲に乗って師実の御所の上に現れて、次のように告げる。「おそれでもおそるべきは、七社権現の御風情、頼もたのむべきは、八王子権現の本じ、千手千げんの御ちかひなり。我、法花八講のくどくにて、たゞ今、極楽じやうどへまいり候。御心やすくおぼしめし候へ。遠きまぼりとなりまいらすべし」（一―九五頁）。ここでは怒り祟る存在としての七社権現と救う存在としての千手観音（本地仏）という関係が説かれ、法華講の功德による極楽往生が告げられる。〈盛〉で往生先とされる「都卒天宮」は「兜率天宮」。『日吉山王利生記』巻七第一段に「但大善の輩は、直に安養都卒にもまうで、極悪のものは、忽に泥梨無間にも墮さんほどのことは、子細におよばず。御はからひあるべき分済、爰にして調機善巧し給ふなり」（六七九頁）とあり、大善の輩はすぐに兜率天往生するとある。これを踏まえれば、死後責め苦を受けた後に救済された師通も、兜率天往生したと考えるのが適当か。これが古い形とすれば、〈長〉は法華経の功德による極楽往生譚に改変してしまったということになるうか。○悪様ニ申勸マイラセタリケル中宮大夫師忠モ、幾程ナクシテ失ニケリ 〈盛〉の他に師忠の死について語るのは〈延〉（「師忠モ程無ク失ニケリ」（巻一―八四ウ））および『日吉山王利生記』『山王絵詞』（「師忠卿、頼治もほどなくてうせにけり」『日吉山王利生記』六七三頁。『山王絵詞』も同）。〈延全注釈〉は、師忠の死は永久二年（一一一四）九月二十九日の出来事で（六十一歳）、

師通薨後十五年を経過している。その死を山王と関連させて描くのは、義綱死亡記事と同一の意図（山王の神威を強調するため）に基づくものであろう（巻一―四八四頁）と指摘する。『日吉山王利生記』では、関白師通がA「中宮太夫師忠卿の申状につきて」（六七二頁）山門に対する対応を決定したこと、権中納言匡房がB「師忠卿あしざまに申なすは、神明の恥辱に及べしや。あはれ^(C)国の基かな」（六七二頁）と批判したとする点、さらにC「師忠姦邪の詞をのべずば、かゝる大事やはいでくべき。讒臣在中主之蠹也。姦人在国^(D)之残也と云はことほりかな」（六七三頁。『山王絵詞』も同）と今回の事件に師忠が大きく関わった事件であることを強調する。師忠の最後を記すのも、そうした構想に基づくものであろう。なお、〈延〉もこの内AとBの記事を持つことから明らかなように、〈盛〉は、こうした記事を〈延〉の本文から引き継ぎ、さらに『日吉山王利生記』のような資料から本文Cを取り込んだと考えられる。こうしたABCの本文を総て欠く〈四・閼・長・南・屋・覚・中〉は、山王の怒りを師通一人に集約させるために削ぎ落としたと考えられる。○禰宜友実ヲ射タリケル中務丞頼治自害シテ、一類モ皆亡ケリ 頼治の自害・一族滅亡を記すのは〈盛〉のみ。〈延〉「彼義綱モ程ナク自害シテ、一類皆滅ケリ」（巻一―八四ウ）。『日吉山王利生記』『義綱も無程自害して、一類皆はるびにける』（六七三頁。『山王絵詞』もほぼ同じ）の義綱を頼治に置き換えたものか。源義綱は、『保元物語』（半井本。新大系二二頁）に記されるように、源氏一族の内紛の結果、源為義の追討を受け、子息達は自害、義綱は降参して配流、長承元年（一一三二）に再び追討を受け自害している。源頼治は、この事件への関与が問責されて康和元年（一〇九九）

『ソ申伝タル』(卷一―八四ウ)、「長」(されば、昔も今も、山門のせうは、おそろしき事とぞ申伝へたる)(1―九五頁)、「中」(されば山門のせうは、をそろしき事也とぞ申つたへたる)(上―五九頁)。

師通譚は、物語の現在において行なわれている神興振について、山門による訴訟を格別のものとしてその恐ろしさを伝えるための先例話であった。〈四・闘・延・長・中〉の叙述は、師通譚のそうした性格を確認するものである。これに対し〈盛〉の叙述は、『日吉山王利生記』の「神明の御事申もおろかなり」(六七三頁)、『山王絵詞』も同)と同じく、日吉明神の靈威を強調するものとなっている。○今年改元有テ、治承元年トイフ。治承と改元されたのは安元三年(一一七七)八月四日。『玉葉』安元三年八月四日条「此日改元也」。この改元記事によつて、物語の時間は、山門の訴訟の先例話(師通譚)から再び物語の現在、すなわち白山事件に端を発した神興振事件の時間を回復する。

*佐藤真人「再び山王七社の成立について」(大倉山論集三、一九八八・三)

*名波弘彰②『『平家物語』に現れる日吉神社関係説話の考察―中世日吉神社における宮籠りと樹下僧―』(文芸言語研究 文芸篇九、一九八四・12)

*水原一「新潮日本古典集成『平家物語（上）』（新潮社一九七九・四）

1
山門御輿振

² 治承元年四月十三日辰刻ニ、³ 山門大衆^{さんもんのだうしゆ}、⁴ 奉^{かざり}、根本中堂へ⁵ 振上奉^{ふりあがらふ}。⁶ 先八王子^{せんはちおうし}、⁷ 客人権現^{きやくじんけんげん}・十禪師^{じゆぜんし}、三社ノ神輿下洛アリ。
⁸ 白山早松ノ神輿^{しやうはくそうそうのしんぐり}、⁹ 同^{おなひ}振下奉^{ふりくだらふ}。¹⁰ 大岳^{だいだけ}水呑^{みづのみ}、不動堂^{ふどうだう}、西坂本^{さいさかほん}、下松^{かまつ}、¹¹ 伐堤^{はきだち}、梅忠^{うめただ}、法城寺ニ成ケレバ、祇園^{ぎゐん}、¹² 三社^{さんしや}、北野^{きたの}、京極寺^{きやうごくじ}、¹³ 三^{さん}、¹⁴ 末^{まつ}

社ナレバ、¹³賀茂川原ニ待受テ、カヲ合テ振タリケリ。¹⁴東北院ノ¹⁵辺ヨリ¹⁶神人¹⁷宮仕多来副テ、手ヲ扣¹⁸音ヲ¹⁹調テヲメキ叫。貴賤上下走集テ、之ヲ²¹拝シ奉ル。²²法施ノ²³声声響²⁴天。財施ノ²⁵散米地ヲ²⁶埋タリ。一条ヲ西ヘゾ入セ給ケル。マダ朝ノ事ナレバ、²⁷神宝²⁸日ニ²⁹耀テ、日月地ニ落給ヘルカト覺タリ。源平ノ軍兵依勅命、四方ノ陣ヲ警固ス。³⁰神輿³¹堀川猪熊ヲ過サセ給テ、北ノ陣ヨリ達智門ヲ志テゾ、フリ寄タテマツル。³²源兵庫頭頼政ハ、³³赤地錦³⁴直垂ニ、品皮威ノ鍔着テ、五枚甲ニ滋藤ノ弓、廿四指タル大中黒ノ³⁵箭負テ、³⁶宿緒白毛馬ニ³⁷白伏輪ノ³⁸鞍置テ乗、三十余騎ニテ固タ³⁹コ⁴⁰三リ。神輿既ニ門前近入セ給ケレバ、頼政急下馬ス。甲ヲ脱弓ヲ平メ、左右ノ⁴¹膝ヲ地ニ突、⁴²頭ヲ⁴³傾⁴⁴奉⁴⁵拜。大將軍角シケル上ハ、家子モ郎等モ、各下馬シテ⁴⁶拜ケリ。大衆見⁴⁷之、子細⁴⁸有ラントテ、⁴⁹暫⁵⁰神輿ヲユラヘタリ。⁵¹頼政ハ丁七唱ト云者ヲ招テ、子細ヲ含テ、大衆ノ中ヘ⁵²使者ニ立。

【校異】 1〈近〉卷冒頭標題「さんもんみこしふり」。〈蓬〉卷冒頭標題「山門輿振」。〈静〉卷冒頭標題「山門輿振」。2〈近〉合点あり。行の冒頭に「山門輿振」と傍書。3〈近〉「ひよし七しやのしんよを」。〈蓬〉「日吉七社神輿を」。〈静〉「日吉七社神輿を」。4〈近〉「かさりたてまつり」。〈蓬・静〉「かさり奉て」。5〈近〉「ふりあけたてまつり」。〈蓬〉「振上奉る」。〈静〉「振上たてまつる」。6〈近〉「先」なし。〈蓬〉「先」。7〈近〉「きやくじんごんけん」。〈蓬・静〉「客人」。8〈近〉「じんよ」。9〈近〉「ふりくたしたてまつり」。〈蓬〉「ふり下し奉る」。〈静〉「ふり下し奉る」。10〈近〉「大だけ水のみふどう／みむめた／ほうじやうじになりければ／だうにしさかもとさがりまつきつ」とする「／」は改行箇所。後の二三行が順序誤り。11〈近〉前項に示すとおり行の切れ目であるが「きりつゝみ」。〈蓬・静〉「伐堤」。12〈近〉割書にせず。なお、「三じや」。13〈近〉「かもかはらに」。〈蓬〉「賀茂河原に」。14〈近〉「とうぼくゐんの」。15〈近〉「へんより」。〈蓬・静〉「辺より」。16〈近〉「じんにん」。〈蓬〉「神人」。17〈近〉「みやじ」。〈蓬〉「宮仕」。〈静〉「宮仕」。18〈近〉「こゑを」。〈蓬〉「声を」。19〈近〉「とゝのへて」。〈蓬〉「調て」。〈静〉「調て」。20〈近〉「さけふ」。〈蓬〉「叫」。〈静〉「叫」。21〈蓬〉「拝み奉る」。〈静〉「拜奉る」。22〈近〉「ほうせの」。〈蓬〉「法施の」。〈静〉「法施の」。23〈蓬・静〉「うづめり」。24〈近〉「しんぼう」。25〈近〉「日に」とし、「に」に縦線か。26〈近〉「かくやきて」とし、「く」を二重線で消す。右に「か」を傍記。27〈近〉「神輿」。28〈蓬・静〉「堀河」。29〈近〉「げんひやうごのかみ」。〈蓬〉「源兵庫頭」。〈静〉「源兵庫頭」。30〈近〉「あかちのしきの」。〈蓬〉「赤地にしきの」。〈静〉「赤地にしきの」。31〈近・静〉「矢」。〈蓬〉「矢」。32〈近〉「さひつきげの」。〈蓬〉「宿緒白毛の」。〈静〉「宿緒白毛の」。33〈近〉「ひぢを」。34〈近〉「かしらを」。〈蓬〉「かうへを」。〈静〉「頭を」。35〈近〉「かたふけ」。〈蓬・静〉「かたふけて」。36〈近〉「あらんとて」。〈蓬・静〉「あるらんとて」。37〈蓬〉「頼政は」。38〈蓬〉「使者を」。

【注解】 ○治承元年四月十三日辰刻ニ「後朱雀院御宇、長暦年中ニ……」節より続いていた山門強訴の例が終わり、話は安元三年（治承元年）へと戻る。先に、安元三年三月九日に、院宣が山門に下されたが大衆はこれを拒否、十四日に山門は白山大衆を迎え入れ、師高の流罪、師経の禁獄を要求したものの、裁許されることはなかった。これを受けて四月十三日、大衆が神輿を奉じて入洛するところから本段は

始まる。その間の経緯を『玉葉』『愚昧記』『百練抄』などに沿って確認しておく。

*三月二十一日 大衆下京の噂あり。

・人伝云、山上大衆已欲下京云々。是去年之訴也。加賀守師高、可被配流之由云々。件目代、焼払彼国白山領云々。子細委不聞。

『玉葉』

・天台大衆可參陣頭之由、風聞之間、内大臣已下参内。可差遣武士之由被仰下。其根元、加賀守師高目代焼払白山之間、彼山大衆相具神興、向天台訴訟故也。『百練抄』

*三月二十三日

・大衆事、其後無音云々。『玉葉』

*三月二十八日 師経配流に処せらる。

・院武者所藤原師経（加賀国目代、国司縁者也）配流備後国。依天台訴也。『百練抄』。『玉葉』四月二日条に、「去晦日」のこととして、同記事あり。

しかし師高への処分はなく、大衆の訴えは収まらない。

*四月一日

・去夕、内大臣示送云、山大衆一定可下洛云々。『愚昧記』

以後関連記事は見られず、十三日に衆徒がいよいよ参洛することになる。以上の経緯は平家物語には記されず、話は一気に衆徒の入洛に至ることになる。

*四月十三日

・自去夜半台山衆徒参洛、集云祇陀林寺。即欲参陣口之間、為官兵被射散、東西分散。神興等棄置路次云々。件神興射

立矢云々。古来雖有衆徒騒動、未無其矢中神興之例。尤可懼々々。『玉葉』

・卯刻許叡岳衆徒発向、着祇陀林寺云々。叫呼声驚耳者也。初四五百人許云々。徐下加三千余人。自二条西行参内裏云々。

而武士等雖相禦、凡不拘制法、先神興闖入。或以瓦礫打軍兵。或以逆毛木（マ）（近）日毎辻在之。世人称兵革之想、今已相叶歟、差突之。兵士等漸退去之間、自町辻及西洞院。已以禁門前也。仍不堪其責、射払衆徒之間、其矢中（日吉）神興云々。

大（三）蒙疵、官司法師一人忽死去。官司俗官一人同蒙疵。神人（奉）昇神興之輩又如此云々。大衆等各々分散帰山了。神興棄置二条町辺（陣口也）。京中雜人群集、低頭合掌、事趣可恐可歎。

雖末代未有如此事歟。『愚昧記』

・振神興八基、山大衆群参。是為訴申加賀国司師隆云々。其故焼払白山神領在家、兼押取大津神人貯物二千石云々。仍神人等訴申本山。随大衆陣参之处、付武士等陣頭被射払了。神興二基中矢（十）禪師・京極寺云々。伊藤左門忠景為將軍云々。此事日來沙汰也。依院宣射之。神興棄二条大路、大衆帰山歟。『顯広王記』

・壬午。山僧参陣、為官兵被射逃帰、白山料日吉神興中矢、以有追裁許、賀茂茂国司師隆流罪、射衆徒之輩可被禁獄云々、仍衆徒重騒動留了云々。（内閣文庫本『仲資王記』）

・依白山訴日吉三社御興参陣、而依神人等狼藉御興并大衆等被射散了、其後加賀守師高尾張国配流、射神興下手人六人禁獄、猶不叶神慮。『年号次第』。牧野和夫五五五六頁）

御輿振の詳細については、右の他、『皇代曆（歴代皇紀）』『高倉紀』『続左承抄』安元三年日吉神輿入洛事（国史大系二七一・一六七頁）、『日吉山王記』第二十三「四月御祭并臨時祭延引例」（『続天台宗全書 神道1』二八六頁）、『天台座主記』『五十五世明雲』等々の資料に詳しい（佐々木紀一①②）。これらによると、下洛した衆徒は祇陀林寺に参集している。祇陀林寺は、天台座主良源の弟子仁康によって創建された天台宗の寺院。『百練抄』治承三年（一一七九）三月二十六日条に「祇陀林寺并初齋院卜定所（中御門南、京極西、焼亡）」とあり、〈平凡社地名・京都市〉（五五二頁）によれば、「寺町御門より南東の松蔭町・新烏丸町の西の地域」とされる。その後衆徒は、武士等の阻止を振り切って二条を西に進み、西洞院の禁門の前に至ったところで、矢を射かけられて死傷者を出し、二条大路に神輿を振り捨てて比叡山に撤収したとされる。そして、振り捨てられた神輿は、翌十四日に神輿は祇園社へと移され、二十日に師高・師経の処分が決定することとなる。諸本の該当箇所の記述を見ると、〈四〉「同四月十三日有^{マツリ}日吉の御祭」大衆打留^{マツリ}同日辰^{マツリ}剋^{マツリ}計^{マツリ}」（卷一一五二左、闕）「治承元年（丁酉）四月可^{マツリ}有日吉御祭大衆打留之^{マツリ}同十三日辰剋^{マツリ}」（一上―一三二ウ）、〈延〉「治承元年（丁酉）四月十四日、御祭ニテ有ベカリケルヲ大衆打留テ、同十三日辰剋ニ」（卷一一九三ウ。〈長〉もほぼ同文だが、「四月十日は、日吉の御まつりにてあるべかりけるを」（一―九六頁）と祭礼の日を十日とする）、〈南・屋・中〉「同四月十三日卯剋ニ、山門ノ大衆、日吉ノ御祭り打止テ、大宮ノ楼門ノ前三塔会合シテゾ僉儀シケル。国司師高被^レ流罪ニ、目代師経可^レ被禁獄之由奏聞ノタメニ」（〈屋〉七三―七四頁）、〈覺〉「日吉の祭礼をうちとめて、安元

三年四月十三日辰の一点に（上―五六頁）。諸本は日付（四月十三日）・時刻（〈南・屋〉「卯」、〈四・闕・延・長・盛〉「辰」、〈覺・中〉「辰の一点」ともほぼ一致している。『愚昧記』の「卯刻許叡岳衆徒発向」によれば、卯の刻に叡山を発向したかのように読めるが、『玉葉』同日条によれば、衆徒は前夜から参洛し、祇陀林寺に集結していたように読める（〈延全注釈〉卷一―五四一頁）。〈四・延・長・盛〉では、この後に、神宝が朝日に耀いていたとするように、大衆達は四月十三日の卯から辰の刻にかけて参洛していたのであろう。なお、〈南・屋・中〉には大衆僉議があり、師高・師経の処分を求めたことが記されているが、諸本ともすでに「山門大衆奏状ヲ捧テ、国司師高ヲ被^レ流罪」、目代師経ヲ可^レ被禁獄之由度々奏聞ニ及ケレ共、更ニ御裁許ナカリケリ」（〈盛〉1―二三四頁）旨を記していたので、〈南・屋・中〉は改めてこの訴えを繰り返していることになる。間に長文の願立説話が挿入されたことによる措置かもしれない。なお、〈盛〉のみ、日吉祭礼を中止したことが記されない。『日吉山王記』「四月御祭并臨時祭延引」に「仍祭延引畢」（二八六頁）、『皇代紀抄』同日条に「日吉祭延引」（群書三―三七〇頁）とあるように、延引されたことは確かである。日吉祭礼がいつあったのか、〈四・南・屋〉では、四月十三日のこととして読めるのに対し、〈延〉は四月十四日、〈長〉は四月十日、いつのこととして記すのか読み取りにくいのが、〈闕・覺・中〉。日吉の祭礼は四月・十一月の申の日に行われることから、この年は四月十五日と考えられる（〈延全注釈〉卷一―五四〇頁）。○山門大衆日吉七社ノ神輿ヲ奉^レ莊、根本中堂へ振上奉^レ（〈長〉「しゅと、日吉七社の御こしをかざり奉り、中だうへふりあげたてまつりて」（一―九六―九七頁）。

その他の諸本にはなし。〈長・盛〉は七社の神輿を根本中堂まで上げ、うち三基を下洛させたことになる。次項参照。なお、〈名義抄〉「莊カザル」(僧上二一六〇)。○先八王子・客人権現・十禪師、三社ノ神輿下洛アリ 諸本も同様に三社の神輿を陣頭に立て、洛中に向かったとする。〈長〉「八王子・客人・十ぜんじ等の、三社の御こしをちん頭へふりくだし奉て」(一―九七頁)、〈寛〉「十禪師・客人・八王子、三社の神輿、貫り奉て、陣頭へ振奉る」(上―五六頁)など。ただし〈闕〉のみ「衆徒奉捧日吉七社御輿參向陣頭急可被行師高罪科」之由欲訴申之間(一上―三三ウ―三三オ)として日吉七社とし、〈延〉は「衆徒日吉七社ノ御輿、同八王子、客人、十禪師等ノ三社、山一社ノ神輿ヲ陣頭へ振下タリ」(巻一―九三ウ―九四オ)と日吉七社と三社を並べる誤解を生む書き方をする。傍線部の「同」は草体の近似する「内」の誤写と考えれば(四評釈三―八四頁)、これは本来、〈長・盛〉のように七社神輿を山上へ振り上げ、そのうち三社を振り下ろしたと読むことになろう。あるいは、佐々木紀一②は、この後に引く『続左承抄』によれば、下洛した神輿は、日吉三社、祇園三社、京極一社の七社であったと考えられることから、〈闕・延〉が日吉七社とするのは、日吉の三社と末社の祇園・京極寺の四社の七社の参陣を誤読した可能性をも考えるべきかとする(三二―三三頁)。また、〈四〉が「奉振下日吉の神輿并八王子・客人・宮・十禪師の三宮の神輿」(巻一―五二左)として「三宮」を加えるのは「三社」を誤解したことによるのだろう。また、傍線部の「并」は、佐々木紀一②の考えを援用すれば(三二頁)、「ナラビニ」ではなく、「アハセテ」と読むことが可能か。とすれば、「日吉の神輿并せて八王子・客人・宮・十禪師の三社の

神輿を振り下し奉り」と読むことになる。前掲の古記録類では神輿の内訳まで記すものに『続左承抄』『神輿七基(十禪師・客人・八王子・祇園三基・京極寺等也)』(二六七頁)、『日吉山王記』『八王子・客人・十禪師御輿入洛、祇園社奉具』(二八六頁)、『天台座主記』『日吉(八王子・客人・十禪師)・祇園・京極寺・白山神輿等』(続群四下―六〇九―六一〇頁)とある。『百練抄』が「延暦寺衆徒相具七社神輿参内」(安元三年四月十三日条)とするのは、日吉社以外の末社の神輿も含んだものか。強訴の際、「神輿振りではまず八王子・客人・十禪師の三基の神輿が根本中堂まで動座し、残り的大宮・聖真子・二宮・三宮の神輿は、その後少し時間をおいて動座するのが通例となっていた」(下坂守一〇頁)。参洛についても、やはりこの三基を動座することが多かったようである(佐々木②の「平安鎌倉南北朝期日吉神輿参洛表」(三七頁)参照)。前回神輿が動座した嘉応元年(一一六九)十二月の強訴でも、『兵範記』嘉応元年十二月二十三日条「衆徒猶不承引、弥以騒動、待賢門大衆先立神輿六基」(日吉、十禪師・八王子・客宮、祇園三輿、已上宮司神人獅子等相従、押入門中、建礼門壇上南面奉居神輿六基)とあり、日吉社の神輿では十禪師・八王子・客人の三基が動座されていた。下つて延慶二年(一一三〇九)の強訴では、『元徳二年三月日吉社並叡山行幸記』によると、「(五月)廿六日、八王子・客人・十禪師三社の神輿をば、まづ根本中堂へ奉迎、廿七日には講堂まで御出あり。廿八日午刻に西坂本へ神幸なる」として三基が入洛した後、「十二月五日残四基の神輿を頂戴して陣参を企るところに」(『室町』ころ)三五二―三五三頁とある。○白山早松ノ神輿、同振下奉 白山早松の神輿の下洛については、諸本に見られない。

ただし〈延〉に「山一社ノ神輿」（巻一九四オ）とあり、意味するところは不明であるが、これが白山の神輿に該当するか（延全注釈）巻一―五四一頁）。諸本のうち、白山の衆徒が比叡山に向かった際、早松の神輿を動座したとしていたのは〈延・長・盛〉のみであり、中でも〈盛〉は早松社やその本社である佐羅社に関心を寄せていた（本全釈一一―四六―四七頁）。ここでもことさら早松の神輿を取り上げるのは〈盛〉の一貫した姿勢によるものだろう。古記録では佐々木紀一②が指摘するように、前掲『天台座主記』に「衆徒昇日吉（八王子・客人・十禪師）祇園・京極寺・白山神輿等」と見える他、『山王噺訴記』に「安元三年四月十三日、同神輿三基、白山・祇園・北野等入洛」（小峯和明三八二頁）とあり、白山神輿も入洛したと考えられる（三〇―三一頁）。○大岳、水呑、不動堂、西坂本、下松、伐堤、梅忠、法城寺二成ケレバ 比叡山より参洛する行程を示す。大岳は、比叡山大岳。水呑は東塔西谷、雲母坂にある。『山王絵詞』巻八第五段「西塔西谷北尾に花林坊阿闍梨良禪と云者あり。京より登山しけるが、水飲の堂に暫休息の間に眠るたりける程に、夢に西方より大なる紫雲、大岳峯に聳たり」（『続天台宗全書 神道一』四四九―四五〇頁）。不動堂は、「西坂本にあり雲母寺とも称され」た寺（武覚超三三二頁）で、雲母坂の登り口に当たる。最澄作と伝える不動明王を本尊としていた。ここまでは雲母坂を西坂本まで下ったことを示す。『太平記』巻十七「責め破つて、さしも嶮しき雲母坂、蛇池を弓手に見なして、大岳までぞ責め上りける」（新編全集二―三三八頁）。不動堂までは、〈盛〉にのみ見られる地名で、西坂本以下は諸本に類似する。下松・伐堤は巻二に既出。「追手ハ西坂本、下松、新道越ヲ打過テ、清水坂、晴尾ノ観

音寺マデ責付タリ」（一―一〇二頁。本全釈七一―三三頁参照）、「康綱等ヲ切堤へ差遣テ被守護」（一―九八頁、本全釈七一―一七頁参照）。梅忠社は正確な場所は未詳だが、以下の引用のとおり、糺と東北院（一条京極にあったとされる）の間とされるから、一条京極の北辺りであろうか。法城寺は法成寺。近衛大路北・京極大路東に位置した（『拾介抄』尊経閣善本影印叢刊一八三頁）。〈四・延・長〉はじめ諸本では、西坂本より各所で神人・宮仕が充満していたという。ただし、『玉葉』には「自去夜半台山衆徒参洛、集会祇陀林寺」（『愚昧記』には「卯刻許、叡岳衆徒発向、着祇陀林寺云々」とあり、祇陀林寺に参集したとしている。「山門大衆の（強訴の）場合、下山した後一旦祇園や祇多林寺・京極寺などに入って拠点とした」（衣川仁①二〇六頁）。京極寺は京極三条にあった天台宗の寺院。『今昔物語集』巻二十四―二「高陽親王造人形立田中語」では高陽親王の起した寺と記される。『祇園社記録』「康平七年、被寄附三条京極四町」（号「京極寺」）（続群書三下―一三三頁）。祇陀林寺も京極寺も、東北院・法成寺よりも南の、京極大路の東側、中御門から三条付近にかけて位置していた。諸本の該当箇所をあげておく。〈四〉「立住^{タラ}西坂本下^リ松切り堤賀茂河原^上」（梅田東北院法城寺の^{ホトリ}邊、神人宮人充満、調^{ソノ}声喚叫^フ」（巻一―五二左〔五三右〕、〈延〉「師高ヲ可被流罪^{ホトリ}一由訴申サントテ」と、諸本にはない師高に対する処分の要求を記した後（これより先三月末に既に師經に処分が下された史実を反映するか）、「西坂本、下り松、切堤、賀茂河原、忠須、梅多田、東北院、法城寺ノ邊、神人宮仕充満シテ、声ヲ上テヲメキ叫ブ」（巻一―九四オ。〈長〉もほぼ同じだが、傍線部を「たゞすのとうほく院」とする）、〈南〉「下松・柳原・切堤・賀茂河原・多々

須・東北院ノ辺ニ、白大衆・神人・宮仕・専当充滿タリ」(上―六五ウ)、
 〈屋〉「サガリ松・柳原・キレヅ・ミ・鴨河原・タビス・ムメタキ・東
 北院ノ辺ニ、白ラ大衆・神人・宮司充滿タリ」(七四頁)、〈覺〉「さが
 り松・きれ堤・賀茂の河原・糺・梅たゞ・柳原・東福院の辺に、しら
 大衆・神人・宮仕・専当みちくゝて、いくらと云数を知らず」(上―
 五六頁)、〈中〉「にしさか・さがりまつ・たゞす、むめたゞ、やなぎ
 はら・東北ゐんのへんに、しゝつゝみのをとをびたゝしくきこえ、神
 人・みやじ・しら大衆、賀茂川原にみちくゝたり」(上―六〇頁)。〈闘
 は内裏までの行程を描かない。 ○祇園 三社、北野、京極寺、末
 社ナレバ、賀茂川原ニ待受テ、カラ合テ振タリケリ 四・闘・南・屋・
 覺・中〉は日吉社以外の末社の御輿のことには触れないが、〈延・長〉
 は次々項に引く「京・白河貴賤上下集来テ奉_レ拜_之」に続けて、〈延〉
 「就_レ其_ト、祇園ニ一社、京極ニ二社、北野ニ二社、都合十一社ノ神輿
 ヲ陣頭ヘ奉_レ振_リ」(卷一―九四オ)、〈長〉「是につゞきて、祇園、北野
 二社、つがう十一社の御こしをぢん頭へふりくだし奉る」(一―九七頁)
 とある。但し、これらの末社を加えても、〈延・長〉の記す「十一社」
 にはならない。佐々木紀一②が掲げる資料を参照し、諸資料を確認し
 てみよう。

顯広王記	神輿八基
百練抄	七社神輿
続左承抄・祇園社記	日吉(十禪師・客人・八王子)、祇園三基・京極寺
山門噺訴記	神輿三基・白山・祇園(三基)・北野
天台座主記	日吉(八王子・客人・十禪師)、祇園・京極寺・白山神輿
皇代曆高倉紀	日吉三社(八王子・客人・十禪師)、祇園三社・京極寺

このように諸資料によっても、日吉の三社以外に祇園・京極寺の神輿
 が動座したことは確かであり、北野社の神輿が動座したことについて
 も、『山門噺訴記』に確認できる。祇園社、北野社、京極寺はいずれ
 も天台宗に属し、叡山の末社・末寺であり、日吉社の神輿が動座する
 ときにはしばしば呼応して動座した(衣川仁②『天台座主記』にみ
 える閉門・閉籠表、一二〇―一二三頁。また佐々木紀一②の「平安
 鎌倉南北朝期日吉神輿参洛表」参照)。嘉応元年の強訴の際にも、先
 に「先八王子・客人権現・十禪師、三社ノ神輿下洛アリ」項で引用し
 たように、「祇園三輿」が動座していた他、「陽明門衆徒、又為_レ先北
 野二輿、同押_三入左衛門陣屋_二」(『兵範記』十二月二十三日条)とあ
 るように、北野社の神輿も動座していた。また、祇園や京極寺は、祇
 陀林寺と並んで、しばしば下山した衆徒達の集会所ともなっていたの
 であり(衣川仁①一九六―二〇一頁の「寺社の強訴」表の「集会」項
 参照)、嘉応元年の強訴では京極寺に参集している(『玉葉』同年十二
 月二十三日条、『兵範記』同日条)。ここまで見たように、この時入洛
 した神輿の数、内訳については資料により異同がある。佐々木紀一②
 が指摘するように、「恐らく当事者以外、神輿の判別は困難で、諸史
 料の相違は認定・伝聞の混乱を反映する」(三一頁)のであろう。

○東北院ノ辺ヨリ神人宮仕多来副テ、手ヲ扣音ヲ調テラメキ叫 前掲
 のとおり、〈四・延・長・南・屋・覺・中〉では、東北院・法成寺を
 はじめ各所で神人らが充滿していたとする。〈延〉「東北院、法成寺
 ノ辺、神人宮仕充滿シテ、声ヲ上テラメキ叫ブ」(卷一―九四オ)。「手
 ヲ扣音ヲ調テラメキ叫」とは、手で拍子を取り声を揃えて叫び声を上
 げている様子か。〈盛〉は賀茂河原で末社の神輿と合流した後、東北

院辺りで神人らが多数集まってきたとする。東北院は『拾芥抄』によると、「一条南、京極東」にあり、「上東門院御所、元法成寺内東北角也、後移之」（尊経閣善本影印叢刊一八五頁）とされ、法成寺のすぐ北に位置した。なお、東北院は、承安元年（一一七一）七月十一日に焼亡している。『百練抄』「東北院弘地焼亡。仏経等取出。被渡西北院」。件院、元在法成寺中」。前述のとおり、この時衆徒は祇陀林寺に参集したのであって、『愚昧記』には、「着祇陀林寺云々。叫呼声驚耳者也。初四五百人許云々。徐下加三千余人」とあるように、僧侶・神人が集まり、その叫び声が響いていたという。○貴賤上下走集テ、之ヲ拝シ奉ル（四）「京中白河上下諸人來集テ奉ル拜之を。声々相続テ震」（卷一―五三右）、〈延・長〉「京・白河貴賤上下集來テ奉ル拜之」（〈延〉卷一―九四オ）。他の諸本にはなし。○法施ノ声声響天、財施ノ散米地ヲ埋タリ（盛）の独自異文。入洛する神輿に対して、群衆が経文を唱える声が響き渡り、布施のために撒いた米が地を埋めた。強訴が民衆を巻き込んで熱狂している様を示す。

○一条ヲ西ヘゾ入セ給ケル（長・南・屋・覚・中）「神輿は、一条を西へいらせ給ふ」（〈覚〉上―五六頁）に対して、〈四〉「二条を西へ入御」（卷一―五三右）。〈闕・延〉は記述なし。『愚昧記』によれば、神輿は、二条を西に進んだ。「自二条西行参内裏云々」。ただし、〈延・長〉とも、この後神輿は二条大路を進んでいることが示される。これらの相違は後述のとおり、内裏をどこに設定しているかに関わる。○マダ朝ノ事ナレバ、神宝日ニ耀テ、日月地ニ落給ヘルカト覚タリ（四・長）「神輿、朝日のひかりにかゝやきて、日月の地におち給ふかとあやまつ」（〈長〉1―九七頁。ただし〈長〉はこの前に

内裏の様子を描く。次項参照）。〈南・屋・覚・中〉「御神宝、天にかゝやいて、日月地に落給ふかとおどろかる」（〈覚〉上―五六頁）。〈南・屋・覚・中〉は、天に耀くとするのみで、朝日の光を受けて耀いていたとはしない。自ずから光を放っていたとするのであろう。〈延〉なし。ただし〈延〉は、この後、大衆が神輿を、重盛が警護する東面の陣へ押し入る際に、「御神宝朝日ニ耀キテ、日月ノ光リ地ニ落給ヘルカト疑ハル」（卷一―九七ウ―九八オ）とほぼ同文がある。「日月地に落ちる」とは、人間の道徳が滅びてしまった形容であるが、ここでは日月が地上に落ちたかと思えるほど神輿が光り輝いて見えたということであろう。○源平ノ軍兵依勅命、四方ノ陣ヲ警固ス（次項で述べように、この時の内裏は大内裏ではなく、閑院内裏であった。『平家物語』諸本により、想定している内裏に混乱がある。なお、閑院内裏の「四方ノ陣」としては、このあと出てくる北陣以外にも、「東陣」（『玉葉』文治五年十月二十九日条）、「西陣」（『玉葉』文治二年七月九日条）が確認できる。閑院の「南陣」については記録に見えないが、『小右記』長和五年正月二十五日条や『兵範記』保延七年三月一日条には「南陣」と見え、理論的には東西南北の陣が存在しえた。○神輿堀川猪熊ヲ過サセ給テ、北ノ陣ヨリ達智門ヲ志テゾ、フリ寄タマツル（一条通は大内裏の北辺に当たり、達智門は大内裏北面の東端に位置する。つまり神輿は一条通を真っ直ぐ西へ向かい、大内裏の北辺達智門を目指していることになる。しかし、『愚昧記』四月十三日条には、衆徒が祇陀林寺に集会した後、「自二条西行参内裏云々」と二条大路を西行した後、警固の武士との攻防があり、「兵士等漸退去之間、自町辻及西洞院、已以禁門前也」すなわち、町尻小路

を経て西洞院大路に達し、禁門の前に至ったとされていることから、この時の内裏は閑院内裏であったことが分かる（早川厚一、二二―一三頁）。『日吉山王記』にも「大衆令参閑院内裏」とある。閑院は二条南・押小路北・油小路東・西洞院西に位置した。〈盛〉で、通過したとする堀河小路も猪熊小路も、油小路より西の通りであり、閑院よりも西を通り過ぎていることになる。〈盛〉がここでの御所を閑院内裏ではなく大内裏と想定していることは明らかである。諸本のうち、〈四・闕・覚・中〉は同様に大内裏を想定していると考えられる。一方で、〈延・長・南・屋〉は皇居は「閑院殿」であったと明言している。内容としては諸本、①源平の軍勢が大内裏を警固すること、②重盛の警固の様、③頼政の警固の様、④神輿の経路、を説明するが、差が大きく、〈盛〉には②③がない。まず、御所を閑院殿にあったと明示する〈延・長・南・屋〉を順に見てみる。〈延〉はまず、④「其時ノ皇居ハ里内裏閑院殿ニテ有ケルニ、既ニ神輿ニ条烏丸室町辺ニ近キ御ス」（巻一一九四オ）と、神輿が御所に近づいたことを示した後、②「其時平氏ノ大将ハ小松内大臣重盛公、俄事ナリケレバ直衣ニ柏サシハサミテ、金作リノ大刀帶テ、伊賀・伊勢両国ノ若党共、三千余騎、相具セラレタリ。東面ノ左衛門陣ヲ固メタリ」（巻一一九四オ・九四ウ）とあるように、東面の左衛門陣を固める重盛の様子を描いた後に、頼政の描写に移る。ここでは③頼政の守護する門のことは触れられないが、この後の頼政軍の説明では、「北ノ陣」（巻一一九四ウ）を守護していたとする。閑院の「北陣」については、「自京極南行、自三条西行、前駆并公卿等於町口辻下車馬歩行、御車経北陣、駐油小路面北門」（『兵範記』仁安三年八月廿三日条）とあるよう

に、京極から二条大路を西行する車が「北陣」を経由して、油小路面の北門に駐車したのだから、「北陣」とは閑院の二条大路面を含んだ領域を指す。また、「乗輿出御日華・宣陽・建春・陽明門等、自大宮南行、自大炊御門東行、自堀河南行、至二条大路、從北陣入御閑院東門」（『兵範記』嘉応元年六月廿三日条）とあるように、大内裏の陽明門を出て堀河小路を南行した輿が二条大路に出て、「北陣」を通過して閑院の西洞院面の東門から入ったという。ここでも経路から考えて、「北陣」が閑院の二条大路面を含む北方の領域であることがわかる。野口孝子は『兵範記』などの記事から、北門は「東北門や西北門、西四足門に臨時に置かれた」とする（四頁）。たしかに「典侍参陣、以西洞院面北門准北陣」（『兵範記』嘉応元年四月廿三日条）という記述を見ると、東北門に北陣が「臨時に置かれた」ように見えてしまう。しかし、これは本来の内裏に女性が参内するときに「中宮参大内給、（略）入自陽明・朔平門」（『御堂関白記』寛仁二年十月廿六日条）、「皇后入内（引用者注、乗輿）入自陽明并朔平門」（『小右記』長和二年三月廿日条）とあるように、朔平門＝縫殿陣＝北陣を使用するのが通例であったことによる。『兵範記』の記述は、閑院の場合には、本来「北陣」から参入すべき典侍が北側から参入できないので、西洞院面北門を「北陣」に准ずるものとして使用した、ということであり、「北陣」自体が「東北門や西北門に臨時に置かれた」という意味ではない。閑院にあっても「北陣」はあくまで邸宅の北方の領域である。大内裏の場合は、「北陣」に朔平門＝縫殿陣が位置していたため、「北陣」＝縫殿陣と観念されていたが、諸門の位置づけの

異なる里内裏の場合は必ずしもその觀念が適用できるとは限らない。また、野口孝子によると、承元二年に焼亡するまでの閑院内裏一町四方には、東一、西三、南一、北一の諸門が開かれていたという（四頁）。このうち「東門が正門にあたり」「本内裏の建春門に相当し左衛門陣が置かれ」（二頁）ていた。重盛は、閑院内裏の正門左衛門陣を警固していたのである。次に、〈長〉も〈延〉に近いが、「其時の皇居は、里内裏、かん院殿にてありけるに、白玉、金鏡、緑羅、紅絹をかざり奉る」と、内裏の莊嚴の様を記した後、前掲「神輿、朝日のひかりにかゝやきて、日月の地におち給ふかとあやまつ」と神輿の様子を対比して描く。その後、④①「一条を西へ入せ給ひけるが、十ぜんじの御こし、すでに二条からす丸むる町辺にちかづかせ給ひければ、源平のつはもの、四方のぢんをかためたり」（一―九七頁）とし、この後、〈延〉と同様の重盛軍の様子を描く。〈延・長〉とも傍線部にあるように、二条大路を進み、この後北陣を守護する頼政と相對することは、閑院内裏を想定することに対応している。ただし、〈長〉の場合、「一条を西へ入せたまひけるが」とあるのは不審。〈南・屋〉も前掲「一条ヲ西ヘゾ入セ給ケル」項の注解のとおり、「神輿ハ、一条ヲ西ヘ入セ給フ」（〈屋〉七四頁）としながらも、皇居を閑院殿とする点に不自然さがある。「西さかもと、さがり松、きれつゝみ、かも河原、たゞすのとうほく院、法城寺辺に、神人、宮仕、じうまんして」とするのを受けて、一条を西へ進んだとしたとも考えられるが、「すでに二条からす丸むる町辺に」（〈長〉一―九七頁）とあることからすれば、〈延〉のように二条を西に進むのが本来の姿であったと考えられる。神輿が祇陀林寺に参集していたことからしても、〈延〉の記述が史実を反映

していると言えよう。〈長・南・屋〉の場合は、大内裏を想定した諸本の叙述が混入した可能性を考える必要がある。なお〈長〉は、頼政守護の門を「北おもてのから門」（一―九八頁）とするが、「から門」未詳。さて、〈屋〉は「皇居閑院殿ニテ坐シケレバ、御輿ヲ閑院殿ヘ向奉ル」（七四頁）と神輿が御所に向かったとした後、①「源平両家ノ大将軍、臨時、勅ヲ承テ大衆ヲ防グ」（七四―七五頁）とし、②「平家ニハ小松内大臣重盛、三千余騎ニテ東西南ヲ固メラル」とした後、一方で③「源氏ニハ大内守護ノ右京大夫頼政、三百余騎ニテ二条面縫殿陣ヲ固メケル」（七五頁）とする。〈南〉も類似するが、②が「平家ニハ小松ノ内大臣重盛公、三千余騎ニテ左衛門ノ陣并東西南美福・朱雀・広嘉門ヲ堅ラル」（上―一三三―一三三頁）とするように、後掲する〈闘〉に近い点もある。〈南・屋〉とも、重盛が東西南の三面を警護したとするのは、後掲の大内裏を想定する諸本に共通する。〈南〉の「左衛門ノ陣」（「建春門」が内裏の東門であるのに対して、「美福・朱雀・広嘉門」は大内裏の南面の門であるから、閑院内裏に設定しながらも、大内裏との混乱があると言えよう。一方で頼政の警固した縫殿陣（「朔平門」は内裏北面の門であり、これを「二条面」とするのは閑院内裏となり、これも混乱があると言えよう。またこの後〈南・屋〉ともに、④「大路ハ広シ、勢ハ少シ、マバラニコソ見タリケレ。無勢タルニヨテ、大衆、縫殿ノ陣ニ御輿向奉ル」（〈南〉上―一三三頁）とし、大衆は、東門を守る重盛の三千余騎に対し、縫殿の陣を守る頼政が三百余騎とはるかに無勢であったために、こちらに向かったと理由を述べる。これも後掲〈覚・中〉に類似する。以上のような〈屋〉の特徴は、鈴木彰が指摘するとおり、語り本系の

「大内裏を舞台とする本文と、「閑院殿」・「二条面」という要素とが融合した」ことにより生じた本文と考えられるだろう(三一九頁)。次に、閑院内裏と明示せず、大内裏に設定すると思われる〈四・闘・覚・中〉を見てみる。〈四〉は、まず④〈盛〉と同じく「神輿は近付堀河猪隈^ノ辺」と閑院の西側の地点を記すので、行き先として大内裏を意識しているのは明らかである。③「源平の軍兵堅四方の陳を」、次いで①「内大臣は無程被^レた立^レ三^レ千余騎^ニ左衛門の陳・美福・朱雀・皇嘉門を彼^ニ随^ニ兵堅^ニ之^ニを」そして、②「源兵庫の頭頼政は向^ニ下^ニたりけるに二条大宮大路^ニ其^ノ勢^ニケレ^ニ過^ニ」一百余騎^ニ大路^ニ広^ニ勢^ニ小見^ニハ^ニ間荒^ニ」(卷一―五三石―五三石)。頼政は門ではなく、二条大宮大路(大内裏の東南角)にて神輿と対面したように読める。後にも競の言葉に「守護^ス此^ノ大路^ヲ」(卷一―五四右)とある。〈四〉が諸本の中で唯一、神輿が二条大路を西へ向かったと明記すること(前々項参照)と対応する。さらにこれは、前掲『愚昧記』にあったように、二条大路で大衆と武士が衝突したとする記事とも照応すると見えよう。一方で「左衛門陣」と「美福・朱雀・皇嘉門」を並べることに混乱があるのは〈南〉で述べたとおりである。つまり、〈四〉の場合は二条を西に進んだとする点では史実に合致しながらも、目的地を大内裏としているために、左衛門の陣に加えて大内裏の南側の諸門が列挙されたとみられ、〈南〉の混乱は〈四〉のようなテキストの影響を受けたためと考えられよう。また、本来左衛門陣は、内裏の建春門を指すが、大内裏南面の諸門を記しながら、ここに左衛門陣を記すのは、〈延・長〉に見る閑院内裏の建春門に相当する左衛門陣の影響を見るべきであろう。次に〈闘〉では、まず①「内大臣重盛源三位頼政以下源平両家、大將軍承^ニ臨^ニ時

勅^ニ固^ニ四方陣^ニ防^ニ之^ニ」とし、②「重盛俄^ニ雖被^ニ打立^ニ」其勢三千余騎^ニ固^ニ左衛門陣^ニ并^ニ南面^ニ美福・朱雀・皇嘉門^ニ宗盛知盛兄弟二人者固^ニ西面^ニ淡天・藻壁・殷富門^ニ閑北面^ニ安嘉・偉鑑^ニ達^ニ已上九門^ニ」、次いで③「其中^ニ源三位頼政^ニ纔^ニ以三百余騎^ニ之兵^ニ固^ニ北陣^ニ」とし、④「大衆依^ニ為^ニ便宜^ニ御輿^ニ廻^ニ繼^ニ殿陣^ニ」(一上―三三オ)とする。〈四〉に加えて大内裏の西・北の門もすべてあげる。平家によって大内裏の四方が固められ(あるいは閉門され)る中、頼政がその内の内裏の北陣(朔平門)を警固したとするのは違和感がある。また〈覚〉は、①「是によって、源平両家の大將軍、四方の陣頭をかためて、大衆ふせくべき由仰下さる」とした後、②「平家には、小松の内大臣の左大將軍重盛公、其勢三千余騎にて、大宮面の陽明・待賢・郁芳、三の門をかため給ふ。弟宗盛・具盛・重衡、伯父頼盛・教盛・経盛などは、西南の陣をかためられけり」(上―五六―五七頁)とし、ここまでの諸本では東面が内裏の左衛門陣となっていたのに対して、大内裏の三門をあげる。そして③「源氏には、大内守護の源三位頼政卿、渡辺の省・授をむねとして、其勢纔に三百余騎、北の門、縫殿の陣をかため給ふ」(上―五七頁)とするが、北の門が、大内裏の北面の門か、内裏の北門である朔平門(すなわち縫殿陣)か分かりにくい。〈中〉も〈覚〉と同様に①②③の順に述べるが、②に小異がある。「平氏には小松殿、三千よきのせいにて、東おもて、やうめい、たいけん、いうはう、三の門をかためらる、左ゑもんのかみよりもり、一千よきにて、南のぢんをかためらる、平さいしやうのりもり千よきにて、にしのもんをかためらる」(上―六〇頁)。なお、この後〈覚・中〉は〈南・屋〉と同様に、④「所はひろし、勢は少し、まばらにこそ見えたりけれ。大衆、無勢

たるによって、北の門、縫殿の陣より、神輿をいれ奉らむとす」（〈覚〉上―五七頁）とし、大衆が、頼政の手勢が少ないのを見て、北の門から神輿を入れようと向かったと理由を述べる。これが後の頼政の弁論に繋がる。以上に見られる諸本の混乱については、すでに〈全注釈〉（上二〇二―二〇四頁）に指摘がある。つまりは多くの本文が、史実としての閑院内裏の情報と、大内裏の知識との間で混乱を生じていると言える。そこには、重盛を中心とする平家が多勢でもって御所の各方面を警護した（〈延・長〉を除く）のに対して、頼政が少ない手勢で北の陣（縫殿陣）を警護した（〈四〉を除く）ということを強調しようとする意図も働いている。特に〈闘・覚・中〉は、さして重要ではないはずの南西面にまで平家の警固を当て、古記録では確認されない重盛以外の平家一門の警固があったとまでしている（この点については鈴木彰も参照。他に、「頼政歌 毫雲僉議」の注解「以外ニ狼藉出来テ、官兵矢ヲ放…」参照）。それに対して〈盛〉は、「源平ノ軍兵依「勅命」、四方ノ陣ヲ警固ス」と簡単に済ませて門名をあげることにはせず、諸本で唯一、頼政が警固したのを大内裏の北面の門である達智門としている点が注目できる。大内裏を想定しながら縫殿陣（朔平門）を警固したとしてしまっは、すでに大内裏の門を破られていることになるからである。『盛衰記』の性格からいって一つの合理的な改変らしい」（〈全注釈〉上―二〇三頁）と言えよう。ただし「北ノ陣ヨリ達智門ヲ志テゾ」の「北ノ陣ヨリ」とするのは不審である。これも改変による混乱であろうか。以上の諸本の警固の場所を列挙すると次のようになる。

	平家（重盛他）	頼政
〈四〉	重盛：左衛門陣、美福・朱雀・皇嘉門	二条大宮大路
〈闘〉	重盛：左衛門陣、美福・朱雀・皇嘉門 宗盛：知盛：談天・藻壁・殷富門	北陣（縫殿陣）
〈延〉	重盛：左衛門陣	北ノ陣（次節参照）
〈長〉	重盛：左衛門陣	北陣の唐門（次節参照）
〈盛〉	重盛：東面ノ北ノ脇陽明門（次節参照）	達智門（次節参照）
〈南〉	重盛：左衛門陣、東西南面、美福・朱雀・広嘉門	二条面縫殿陣
〈屋〉	重盛：東西南面	二条面縫殿陣
〈覚〉	重盛：陽明・待賢・郁芳門 宗盛：知盛・重衡・頼盛・教盛・経盛：西南の陣	北の門、縫殿の陣
〈中〉	重盛：陽明・待賢・郁芳門 頼盛：南陣 教盛：西門	北面の縫殿陣

○源兵庫頭頼政ハ、赤地錦直垂ニ、品皮威ノ鎧着テ、五枚甲ニ滋藤ノ弓、廿四指タル大中黒ノ箭負テ、宿緒白毛馬ニ白伏輪ノ鞍置テ乗、三十余騎ニテ固タリ 頼政の装束については、〈延・長〉「源氏ノ大将兵庫頭頼政ハ、結紋紗（〈長〉「けんもんしや」）ノ狩衣ニ、紫ノ指貫生縊テ、火威ノ鎧ニ、切符矢ニ重藤ノ弓ノ真中取テ、二尺九寸ノイカモノ作りノ大刀ハキテ（〈長〉「かもめじりにはきなし」）、烏帽子ノ縁リ引切テ押入テ着ルマ、ニ、鹿毛ナル馬ニ白伏輪ノ鞍置テ乗タリケリ」（〈延〉九四ウ。〈長〉1―九七頁）と小異あり、更に続けて、「連クノ源太、授、省、競、唱ヲ始トシテ、一人当千ノハヤリ男ノ若党三百余人相具シテ北ノ陣ヲ固メタリ（〈長〉「北ぢんのからもんをぞかためける」とする。その他諸本は頼政の装束の説明なし。頼政の出陣の際の装束については、巻二「清水寺縁起」に既出（〈盛〉巻二―一〇八頁。本全釈七―四四―四五頁参照）。そこでも頼政の装束を記したのは〈延・

長・盛」のみ。これまでに装束が記されるのはこの頼政のみであり、ここでも重盛の装束は記されない一方で、頼政の眷属である源唱の装束は合わせて記される。理想化された頼政とその周辺の武人像が現れているといえよう。赤地錦直垂は、大將がしばしば鎧の下に着用した。「維盛ハ赤地錦直垂ニ、大頸端袖ハ紺地ノ錦ニテゾタ、レタル」(《盛》卷二十三、3—4—五頁)。品皮威ノ鎧は、品皮(羊歯の葉の形を染め出した革)で札を威した鎧。《盛》では、頼政が最期の場面では着ていたとされるのが、品皮威の鎧。「源三位入道ハ、薄墨染ノ長絹直垂ニ、品革威ノ鎧ヲ着、^{しながは}紫革威トハ藍皮ニ文ニシダラゾ付タリケル」(卷十五、2—4—四三頁)。《盛》では、頼政を特色づける鎧装束と考えられよう。滋藤ノ弓は、間隔を開けずに籐を巻いた弓。大中黒は矢羽の中が黒いもので、その大きさにより大中黒、小中黒などと言う。「(足利又太郎俊綱は)大中黒ノ廿四差タル矢、頭高二負、滋藤ノ弓ノ真中取」(卷十五、2—4—四〇頁)。楮毛は鶴毛と同じで、赤みを帯びた毛色。宿楮毛は褐色を帯びた鶴毛。「備前守行家ハ、赤地錦ノ直垂ニ黒糸威ノ冑ヲ著テ、サビ鶴毛ノ馬ニ乗」(卷十三、5—7—四頁)。宿楮白毛はこれに白色も混じるか。ただし《近・蓬・静》ともに「さびつきげ」とするので、「宿楮毛」と同じとも考えられる。《盛》では他に「楮白毛」(3—1—二三頁)、「宿赫白馬」(6—1—一〇一頁)の例がある。白伏輪ノ鞍は銀で縁取りした鞍。頼政の手勢を《盛》は三十余騎とするが、他の諸本は三百余騎とする(《四》は「一百余騎」に過ぎなかったとする)。これは重盛の手勢を、諸本が三千余騎とするのに対して、《盛》のみは三万余騎(後出。1—2—四五頁)とすることに対応する。《盛》が両者の勢力の差を誇張しているのである。とこ

ろで、この時頼政が警固に参加したという記録はなく、嘉応元年強訴における頼政の動向を踏まえて作られた創作であるかと考えられている。嘉応元年時の強訴では、大衆が成親の流罪を要求して下山、京極寺に参集した後に内裏へ向かい、建礼門、建春門の壇上に神輿を据えた。『玉葉』安元三年四月十九日条から、この時建春門(左衛門)を頼政が警固したことが分かる。「晩頭定能来、談衆徒之間事、次第如「風聞、奉射神輿事、武士之不覚也。先年依成親卿事、大衆参陣之時、左衛門陣方頼政禦之、大衆不能敗軍陣、不出濫吹一事、謂其人勢不可及今度之万分之一云々」。ここでは、今回(安元三年)神輿に矢を放ったことは「武士之不覚」であり、比べて先年(嘉応元年)の成親配流を求めた強訴では、頼政が今回の「万分之一」の軍勢で防禦に当たったが狼藉に至ることはなかったという。《略解》は、この『玉葉』の記事を引いて、平家物語は嘉応元年のことを錯誤して書いたとし(一五八—一五九頁)、これを受けて《全注釈》では、錯誤ではなく平家作者の意図的な虚構とみるべきであり、重要人物である老武者頼政を大寫しにしたものとする(二〇九頁)。川合康も賛同し、『玉葉』の記事に見られたような当時の評価をもとに創作された『平家物語』の虚構であると思われる(四〇四頁)とする。両度の強訴については、高橋昌明に詳しく、また美濃部重克も「二つの御輿振りは政治的かつ経済的な背景において著しく似通っていた」(三三〇頁)とする。さらに、源頼政の家系は、大内守護を世襲する宮廷武士として父仲政の代にはすでに諸大夫層に達していた(青山幹哉三三頁)。そうした事情もまた、頼政が閑院内裏の守護役として記される理由と考えられる。なお、先の引用からも知られるように、ここでの頼政の

官位が諸本により異なる。〈四・延・長・盛〉兵庫頭、〈闕・覚・中〉源三位、〈南〉右衛門大夫、〈屋〉右京大夫。頼政の官職は長らく兵庫頭であったが、嘉応二年（一一七〇）に右京権大夫となっている。三位となったのは治承二年（一一七八）。○神興既二門前近入セ給ケ

レバ、頼政急下馬ス… 頼政が下馬して甲を脱ぎ、神興を拝すること、兵たちもこれに従うこと、諸本同じ（ただし〈四〉は頼政の郎等競が一町程進み出て、大衆等に告げる形を取るためそうした場面はない。また、〈闕〉では、下馬した頼政が神興を担いだところ、家子郎等もそれに従ったとする混乱した本文を見せる）。なお、〈盛〉は、次節でも「年来医王山ニ首ヲ傾ケ奉テ、子孫ノ神恩ヲ奉仰」とするように、山王を崇敬する頼政像を描く。○甲ヲ脱弓ヲ平メ、左右ノ膝ヲ地ニ突、頭ヲ傾奉拜 甲を脱ぎ弓を地に置き、蹲踞する様。〈四〉「木曾自馬蹴落脱甲平弓首付地流涙拜」（巻七「木曾願書」二九一右）。『平家物語絵巻』（中央公論社）には、左下に弓が伏せられ蹲踞する義仲の姿が描かれている（四一頁）。○大衆見之、子細有ラントテ、暫神興ヲユラヘタリ 〈延・長〉ほぼ同。その他諸本なし。「ユラヘタリ」は、〈延〉「昇留タテマツル」（巻一一九五オ）の意。○頼政ハ丁七唱ト云者ヲ招テ、子細ヲ含テ、大衆ノ中ヘ使者ニ立 〈闕・長・南・屋・

【引用研究文献】

- * 青山幹哉「中世武士における官職の受容―武士の適応と官職の変質―」（日本歴史一九九六・６）
- * 生駒孝臣「平安末・鎌倉初期における畿内武士の成立と展開―摂津渡辺党の成立過程から―」（古代文化六三二・二〇一一・９。『中世の畿内武士団と公武政権』戎光祥出版二〇一四・１０再録。引用頁は、同書に収載された「付録 大阪府立中之島図書館所蔵「堺禅通寺藏渡辺系図」による）

* 川合康「治承・寿永の内乱と伊勢・伊賀平氏―平氏軍政の特徴と鎌倉幕府権力の形成―」（『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房二〇〇四・１０）

覚・中〉も同様〈闕〉「渡部丁七源唱」（二三オ）、〈長〉「渡部の丁七となふ」（一一九八頁）、〈南・屋・覚〉「渡辺の長七唱」だが、〈四・延〉は、渡部競を使者に立てたとする。〈延〉「頼政が郎等渡部ノ競ノ滝口ヲ召テ、大衆ノ中ヘ使者ニ立ツ」（九五オ）。唱は頼政の郎等として活躍した渡辺党の一人。渡辺党と源氏については、本全釈七―四五頁渡辺ノ源三競ト云郎等一人相具セリ」項参照。唱は、〈尊卑〉（三一七頁）によると、頼光に仕えた綱から六代後で、教の息。『渡辺系図』（続群書五下）にも、教の息で「長七ノ頼政郎等」とある（二七〇頁）。ただし、佐々木紀一③④や生駒孝臣（二九七頁、三〇九頁）が分析した「堺禅通寺藏渡辺系図」などによると、省の子とされ「養子」と傍記されている。以仁王挙兵の際、頼政に従って治承四年（一一八〇）に討死している（『山槐記』同年五月二十八日条）。小林美和は、〈盛〉で唱の名が登場する場面八箇所を取り上げ、鶴退治説話で独自に唱を登場させていることなどから、〈盛〉では唱は「延慶本にみられるような、渡辺党というマスの一部という位置には止まって」おらず、「その存在の固有性を認めている」と指摘する（三七七―二四〇頁）。巻十四・三井寺僉議「侍ニハ渡辺党満馬允、子息省ノ幡磨次郎、其子授薩摩兵衛、列源太、与馬允、競瀧口、唱丁七、清、濯等也」（二―四〇三頁）。

* 衣川仁①「強訴考」(史林八五―五、二〇〇二・9。『中世寺院勢力論―悪僧と大衆の時代―』吉川弘文館二〇〇七・11再録。引用は後者による)

* 衣川仁②『中世寺院勢力論―悪僧と大衆の時代―』(吉川弘文館二〇〇七・11)

* 小林美和『源平盛衰記』の武勇譚―中世渡辺党異聞―(伝承文学研究四六、一九九七・1。『平家物語の成立』和泉書院二〇〇〇・3再録。引用は後者による)

* 小峯和明「早大図書館教本文庫本翻刻(五)―山王関係資料二種―」(国文学研究資料館調査研究報告一一、一九九〇・3)

* 佐々木紀一①「語られなかった歴史―『平家物語』「山門強訴」から「西光被斬」まで―」(文学三一四、二〇〇二・7)

* 佐々木紀一②『平家物語』「鶴川合戦」・「御興振」の史的問題若干(山形県立米沢女子短期大学紀要四八、二〇一二・12)

* 佐々木紀一③「渡辺党古系図と『平家物語』「鶴」説話の源流(上)」(米沢史学一八、二〇〇二・12)

* 佐々木紀一④「渡辺党古系図と『平家物語』「鶴」説話の源流(下)」(山形県立米沢女子短期大学紀要三七、二〇〇二・12)

* 下坂守『京を支配する山法師たち 中世延暦寺の富と力』(吉川弘文館二〇一一・5)

* 鈴木彰『平家物語』巻第一「御興振」の変容とその背景―屋代本より語り本の展開過程に及ぶ―(国文学研究一二三、一九九七・6。『平家物語の展開と中世社会』汲古書院二〇〇六・2再録。引用は後者による)

* 高橋昌明「嘉応・安元の延暦寺強訴について―後白河院権力・平氏および延暦寺大衆―」(『延暦寺と中世社会』法蔵館二〇〇四・6)

* 武覚超『比叡山諸堂史の研究』(法蔵館二〇〇八・3)

* 野口孝子「閑院内裏の空間領域―領域と諸門の機能―」(日本歴史六七四、二〇〇四・7)

* 早川厚二『平家物語』の成立―鹿谷事件と二条・高倉両帝の造形について―(名古屋学院大学論集(人文・自然科学篇)二四―一、一九八七・6。『平家物語を読む』和泉書院二〇〇〇・3再録。引用は後者による)

* 牧野和夫「成實堂文庫蔵『年号次第』一冊とその周辺―『平家物語』の生成の一齣―」実践国文学五六、一九九九・10。『延慶本『平家物語』の説話と学問』思文閣出版二〇〇五・10再録。引用は後者による)

* 美濃部重克『観想 平家物語』(三弥井書店、二〇二二・8)

唱ハ小桜ヲ黄ニ¹返タル鎧ニ、甲ヲ脇ニ挟ミ弓ヲ平メ、神興^{ちかく}近参寄、²敬屈シテ云、「是ハ³渡部党⁴箕田源氏綱ガ末葉ニ、丁七唱ト申者ニテ⁵侍。大衆ノ御中^{なか}ヘ可^レ申トテ、⁶源兵庫頭殿ノ御使ニ参テ⁷侍。『加賀守師高⁸狼藉ノ事ニ依テ、⁹聖断遅々之間、山王神興陣頭ニ入セ給ベキ由、其¹⁰聞^{きこ}有テ、公家殊ニ騒驚思召、門々ヲ可^レ守¹¹護¹²之旨勅定ヲ蒙テ、源平ノ官兵四方ノ陣ヲ固ル内、達智門ヲ警固仕。昔ハ源平勝劣ナカ

リキ。今ハ源氏ニオイテハ無ガ如シ。¹³頼政纔ニ其末ニ¹⁴残テ、タマ／＼繪言ヲ¹⁵蒙。勅命背キ難ケレバ、此門ヲ固ムル計也。¹⁶然モ年来¹⁷医王山ニ首ヲ¹⁸傾ケ奉テ、子孫ノ神恩ヲ奉レ仰。今更神輿ニ¹⁹向奉テ、弓ヲ引可放²⁰矢ナラネバ、門ヲ開テ下馬²¹仕、引退テ神輿ヲ可²²奉²³入。其上纔ノ小勢也、衆徒ヲ禦²⁴キ奉ルニ及バズ。此上ハ大衆ノ御計タルベシ。但三千ノ衆徒、神輿ヲ先立奉リ、²⁵頼政尪弱ノ勢ニテ固テ候門ヲ推破²⁶奉²⁷入テハ、²⁸衆徒御高名候マジ。²⁹京童部ガ弱目ノ水トカ³⁰笑申サン事ヲバ、争カ可³¹無³²御憚。³³東面ノ³⁴北ノ³⁵協陽明門ヲバ、小松内大臣重盛公、三万余騎ニテ固ラル。其ヨリ³⁶入セ御座ベクヤ候ラン。サラバ神威ノ程モ顕レ、御訴詔モ成就シ、衆徒後代ノ御高名ニテモ候ハンズレ。角申ヲ押テ³⁷入セ給ハ、頼政今日ヨリ弓箭ヲ³⁸捨テ、命ヲバ君ニ奉、³⁹骸ヲ山王ノ⁴⁰御前ニテ曝⁴¹ベシト申セ」ト候」トテ、⁴²太刀ノツカ碎⁴³ヨト握⁴⁴ラヘテ立タリ。大衆聞⁴⁵之、若衆徒ハ「何条是非ニヤ及ベキ。⁴⁶唯⁴⁷押破テ陣頭ヘ奉⁴⁸入」ト云ケルヲ、物ニ心得タル大衆老僧ハ、「サレバコソ、子細有⁴⁹ラント思ツルニ」トテ、⁵⁰奉⁵¹抑⁵²神輿、暫僉議シケリ。

【校異】 1〈近〉「かへいたる」。2〈近〉「きやうくつして」。〈蓬・静〉「敬屈して」。3〈蓬〉「渡辺党」。4〈近〉「みたのげんし」。〈蓬・静〉「箕田源氏」。5〈近〉「さふらふ」。〈蓬・静〉「侍り」。6〈近〉「けん」。〈蓬〉「源」。7〈近〉「さふらふ」。〈蓬・静〉「侍り」。8〈蓬〉「狼籍の」。9〈近〉「さんわうのしんよ」。〈蓬〉「山王神輿」。10〈蓬〉「聞え」。11〈近〉「あて」。〈蓬〉「ありて」。12〈近〉「くはんへい」。〈蓬〉「官兵」。13〈蓬〉「頼政は」。14〈近〉「のこて」。〈蓬・静〉「残りて」。15〈近〉「かうふり」。16〈近〉「しかも」。〈蓬〉「しかれとも」。〈静〉「しかれ共」。17〈近〉「いわうさんわうに」。〈蓬〉「医王山王に」。〈静〉「伊王山王に」。18〈近〉「かたふけたてまつて」。〈蓬〉「かたふけ奉りて」。〈静〉「かたふけ奉て」。19〈近〉「むかひたてまつて」。〈蓬・静〉「むかひ奉て」。20〈近〉「つかまつり」。〈蓬〉「仕る」。〈静〉「仕る」。21〈近〉「ひきしりそいて」。〈蓬〉「引退て」。22〈近〉「よりまさかわうじやくの」。〈蓬〉「頼政か尪弱の」。〈静〉「頼政か尪弱の」。23〈近〉「しゅと御かうみやう」。〈蓬〉「衆徒の御高名」。〈静〉「衆徒の御高名」。24〈近〉「京わらんへか」。〈蓬〉「京童部か」。〈静〉「京童部か」。25〈蓬〉「笑申事は」。〈静〉「笑申事は」。26〈近〉「ひんがしおもての」。〈蓬〉「東面の」。27〈近〉「北ノ」なし。28〈近〉「いらせおはしますへくや」。〈蓬〉「いらせ御座すへくや」。29〈近〉「たうたいの」。30〈蓬・静〉「入セ給ハ」の前に「なを」あり。〈蓬〉「なをいらせ給は」。〈静〉「なをいらせ給は」。31〈近〉「すて」。〈蓬・静〉「すて」。32〈近〉「かはねをは」。〈蓬〉「骸を」。〈静〉「骸を」。33〈近〉「御まへにて」。〈蓬〉「御前にて」。34〈蓬〉「大刀の」。35〈近〉「らへて」。か。「」は難読。〈蓬・静〉「にきらへて」。36〈近〉「これをき」。〈蓬〉「是をき」。〈静〉「これをき」。37〈蓬〉「只」。〈静〉「只」。38〈近〉「をしやふつて」。〈蓬〉「をし破て」。39〈近〉「あらんと」。〈蓬・静〉「あるらむと」。40〈近〉「しんよををさへたてまつり」。〈蓬〉「神輿をさへ奉りて」。〈静〉「神輿をおさへ奉りて」。

【注解】 ○唱ハ小桜ヲ黄ニ返タル鑑ニ、甲ヲ脇ニ挟ミ弓ヲ平メ、神輿 突、頭ヲ傾奉^レ拜」としていたように、主従共に神輿に礼を尽くす姿近参寄、敬屈シテ云 先に頼政も「甲ヲ脱弓ヲ平メ、左右ノ膝ヲ地ニ を描きつつ、唱の装束を説明する。〈延〉「競ハ生年三十四、長七尺バ

カリナル男ノ、白ク清ゲナルガ、褐衣ノ鎧直垂ニ、大荒目ノ鎧ノ小桜ヲ黄ニ反シタル、裾金物打タルニ、豹皮ノ尻鞆ノ大刀帶テ、黒ツ羽ノ征矢ノ角筈入タル廿四指タル頭高ニ負成テ、塗籠藤ノ弓ノニギリ太ナルニ、大長刀歩行走ニ持セテ、弓手ノ脇ニ相具タリ。鹿毛ナル馬ノ太ク遅キニ黒鞍置テゾ乗タリケル。神輿近付セ給ケレバ、馬ヨリ飛下テ、甲ヲヌギ左肩ニカケ、弓取り直シ、御輿ノ前ニ跪テ申ケルハ(九五オ)、
 〈寛〉「唱、其日は、きちんの直垂に、小桜を黄にかへいたる鎧着て、赤銅づくりの太刀をはき、廿四さいたる白羽の箭負ひ、重藤の弓脇にはさみ、甲をばぬぎたかひもにかけ、神輿の御前に畏て申けるは」(上一五七頁)。この他、諸本の装束の説明については繁簡の差があるが、〈長〉を除いて「小桜ヲ黄ニ返タル鎧」は共通する。〈四〉「競^{キライ}滝口小桜を返^レたる黄鎧に負^レ矢を用^レ弓を」(五三左)、〈闊〉「唱之其日装束ニ重目結直垂著小桜ヲ返黄鎧ヲ負黒羽ノ矢」(三三オ)、〈南〉「唱ガ其日装束ニ、キチンノ直垂ニ小桜ヲ黄ニ返シタル鎧着テ」(上一三三頁)。その中で〈盛〉の記述はかなり簡略である。「小桜を黄に返す」とは「白地に藍で小桜を染めた革を、さらに黄に染める。したがって、地は黄に、小桜の紋は緑になる」(日国大)。この革で威した鎧を言う。〈盛〉は、卷十六「三位入道芸等」における鶴退治の場面でも、唱の装束を細かく描く。「郎等ニ丁七唱、遠江国住人早太ト云者二人ヲ相具タリ。唱ハ小桜ヲ黄ニカヘシタル腹巻ヲ著セ、十六指タル大中黒ノ矢ノ表ニ」(二五一三―五二四頁)とし、ここにも「小桜ヲ黄ニカヘシタル」とある。この他に「行家ハ赤地ノ錦ノ直垂ニ、小桜ヲ黄ニ返シタル冑著テ」(四一―四四頁)など散見する。○是ハ渡部党箕田源氏綱ガ末葉ニ、丁七唱ト申者ニテ侍。大

衆ノ御中ヘ可申トテ、源兵庫頭殿ノ御使ニ参テ侍。ここで唱が自身の名乗りをするのは〈盛〉のみ。諸本は、〈四〉「源兵庫の頭頼政の申^セ候^{コト}」(五三左)、〈延〉「此北ノ陣ヲバ、源ノ兵庫頭頼政ノ固メテ候ガ、大衆ノ御中ヘ申セト候ハ」(卷一九五ウ)。「長」も〈延〉に同じだが、「北おもてのから門」(一九八頁)とする。前節の注解で触れたように、〈延・長〉はここで頼政の警固する門を示す、〈寛〉「衆徒の御中へ源三位殿の申せと候」(上一五七頁)などとするのみ。ただし〈延〉は、頼政の伝言を伝えた後に、競の名乗りがある。「御使ハ渡部党ニ箕田ノ源七綱ガ末葉、競ノ滝口ト申者ニテ候トテ」(九六ウ)。また、〈四〉は、競の紹介記事で、「頼政郎等渡辺党^{ワタノヘ}に綱^{キライ}末葉競ノ滝口」(五三左)と記す。渡辺綱は「尊卑」や「堺禅通寺蔵渡辺系図」(生駒孝臣①)によれば、唱の六代祖で(「尊卑」)「綱久―安―伝―重―教―唱」(三一四―一七頁)、「堺禅通寺蔵渡辺系図」(「綱久―安―伝―満(重)の弟」)「省―唱」(二九〇―二九七頁)、綱の父(「尊卑」)乃至は祖父(「堺禅通寺蔵渡辺系図」)の宛が、武蔵国箕田に住し、箕田源氏(源次)を称した。『今昔物語集』卷二十五第三話に「今昔、東国ニ源充・平良文ト云二人ノ兵有ケリ。充ガ字ヲバ田ノ源ト云、良文ガ字ヲバ村岳ノ五郎トゾ云ケル」(新大系四一九五頁)とあるが、充が当該の「宛」に相当し、□に「箕」が入るとされる。〈尊卑〉(三一―四頁)の綱の傍記には「但仁明天皇四代孫源次敦、為子養育云々」と仁明源氏の敦の養子とし、『渡辺系図』では、綱の父を敦として注記に「号箕田源次」(続群書五下―二六四頁)とする。しかし、綱に至るまでの家系は確認できず、〈尊卑〉とはほぼ同時代に編纂されたと思われる東京大学史料編纂所蔵「古系図集」に「曩祖不分明源氏」として撰

津の箕田源氏（渡辺党）の系図が載せられているように、源氏とは認められても、何天皇の子孫であるか曖昧であり、正系は未勘とすべきであろう（青山幹哉二三頁）。但し、堺禪通寺藏渡辺系図を紹介した佐々木紀一は、同本によれば、源姓渡辺氏の出自が仁明源氏である可能性が高いとする（一五頁）。また、高橋昌明は、「箕田源氏は早く衰退したようで、それに目を付けた渡辺氏が系図上つなげた公算が強い」（二二七頁）とし、源綱についても、綱の実在を証明する確かな史料は皆無で、史料ばかりか、平安期説話文学にも名前が見当たらず、創作された架空の人物である可能性があるとする。また、渡辺党の摂津源氏への臣従が確認できるようになるのは、頼政の代まで待たねばならず、十一世紀半ばの初めなどは源齊頼の郎従であった（二二五頁）。また、〈尊卑〉の綱の注記には「渡部」の表記はなく、『渡辺系図』では綱の四代後、伝の注記に「（前略）其後渡辺ニ住ス。箕田家ノ総官ハ伝ヲ始トス云々」（二六四頁）とあり、河音能平は、「源姓渡辺党が摂津国渡辺津に居住し、摂津大江御厨渡辺惣官となつて、「渡辺一文字之輩」と称されるようになるのは、十一世紀末の白河院政期以来のこと、最初の摂津大江御厨惣官は源伝であった」（二三四頁）とする。『平家物語』は、頼政と渡辺党との主従関係の濫觴として、源頼光と渡辺綱との主従関係を捉えようとするのだから、生駒孝臣②によれば、頼政と父仲政は、摂津源氏の庶流に過ぎず、頼光以来の譜代の郎等を継承したとは考えられない。渡辺党という武士団が明確に現れるのは白河院政期のこと、それ以前の摂津国渡辺の地は、のちに渡辺氏と共に渡辺党を構成する遠藤氏が摂津国の在庁官人として同地を活動拠点としていた。渡辺氏初代の伝は、渡辺の地の支配権を遠藤氏から継

承して、京都と結ばれた淀川水系の重要なターミナルである渡辺津、そして渡辺惣官職に就き、以後同職は承久の乱に至るまで渡辺氏の一族内部で世襲されていた（二七―二八頁）。なお、〈盛〉では、巻十四・三位入道入寺でも、「渡辺党ニ箕田源氏綱ガ末葉、昇ノ瀧口子息ニ競瀧口ト云者アリ」（二―三六五頁）としている。○加賀守師高狼藉ノ事ニ依テ、聖断遅々之間、山王神輿陣頭ニ入セ給ベキ由、其間有テ、公家殊ニ騷驚思召…以下、頼政から山門大衆への言葉が伝えられる。内容としては、①頼政が勅定により警固に当たっていること、②源氏の衰退、次いで、③勅命故に警固しているが、年来の山王信仰を訴え、神輿に矢は向けられないとする。そこで、神輿を迎え入れようとするのである。ところが、④手勢の少ない頼政の固める門を押し入ったとなれば、山門衆徒は京童の笑いものになるだろう、それよりも重盛が大勢で警固する門より入った方が後代に名を残すことになるであろう、と論理を展開する。そしてそれでもこの頼政の門より押し入れば、⑤頼政は弓を捨て、⑥神輿の御前にて死体を曝すつもりだという。これに対して諸本を見てみる。〈四〉は、②④⑥と簡略。〈延〉は、②①③に続けて⑦「又今度山門ノ御訴訟理運之条、勿論ニ候、御聖断遅々コソ余所ニテモ遺恨ニ候ヘ」（九五ウ）と、今回の一件について山門の訴えに理解のあることを明確に示し、神輿を迎え入れることで、⑤「但於自今以後ニ者、永ク弓矢ノ道コソ離レハテ候ハンズレ」（九六オ）と弓を捨てるとし、そして⑧「神威ニ怖奉テ御輿ヲ入奉リ候ハミ、繪言ヲ軽ズル過アリ。宣旨ヲ重ジテ神輿ヲ防奉ラバ、冥ノ照覽難シ測リ。進退惟谷レリ」（九六オ）と、宣旨と神威の間で板挟みになり苦悩する様子を、〈盛〉に比して明確にアピールし、最後を④⑥と締め括

る。〈闘〉は、まず〈延〉と同文の⑦を置き、⑧山王への畏れと勅命の狭間で「難治/次第」(三三ウ)であるとし、④重盛の守護する「南陣」を勧める(ただし最後には「左衛門陣/御興ヲ可被廻」候寛(三三ウ)と、東面の「左衛門陣」とする)。〈長〉は〈延〉に似るが、⑤⑥を末尾に述べる点(②①③⑦⑧④⑤⑥)が〈盛〉に同じである。「後代の名がおしく候へば、爾今以後にをいては、六そんわうよりつたへて候弓矢の手をこそはなち候はんづらめ。命を山王大師に奉り、かばねを御こしの前にてさらすべし」(〈長〉1—九九頁)。(南・屋・覚・中)は⑦④とし、④の中で⑤⑧も述べられる。すなわち、まず〈延〉⑦に類似する「今度山門の御訴詔、理運の条、勿論に候。御成敗遅々こそ、よそにても遺恨に覚候へ。さては神興入奉らむ事、子細に及候はず」(〈覚〉上—五七頁)と述べ、その後④へと続き、重盛が警固する東の陣より入ることを勧める中で、⑤⑧にも及ぶ。「神興を入奉らば、宣旨を背に似たり。又ふせき奉らば、年来医王山王に首をかたづけ奉て候身が、けふより後、ながく弓箭の道にわかれ候なむず。かれといひ是といひ、かたぐ難治の様に候」(〈覚〉上—五七—五八頁)。○源平ノ官兵四方ノ陣ヲ固ル内、達智門ヲ警固仕〈盛〉では前節で、大衆が「北ノ陣ヨリ達智門ヲ志テゾ」とあった。達智門は大内裏の北東の門。○昔ハ源平勝劣ナカリキ。今ハ源氏ニオイテハ無ガ如シ〈盛〉巻二「清盛息女」末に、「昔ヨリ源平両氏、朝家ニ被召仕テヨリ以来、皇化ニ随ズ朝憲ヲ輕ズル者ヲバ、互ニ誠ヲ加シカバ、世ノ乱ハナカリキ。保元ニ為義キラレ、平治ニ義朝討レシ後ハ、末々ノ源氏、此彼ニ有シカ共、或ハ流サレ或討レテ、今ハ平家ノ一類ノミ、独リ武威ヲ奪テ、自政ヲ恣ニセシカバ、頭サシ出者

ナシ」(1—七七頁)とあるように、源氏の凋落は、保元の乱や平治の乱で多くの源氏が流されたり討たれたりしたためであった。大衆等に告げた頼政のこうした思いは、彼の息子仲綱の言葉を介しても次のように記される。〈盛〉巻十四「木下馬」に、「当家ハ清和帝ノ御末、多田満仲ノ後胤トシテ、入道殿マデ九代間近御事也。但源平両氏朝家前後ノ將軍ナレバ、必シモ申乙有マジキ事ナレ共、一旦ノ果報ニ依テ、当時暫ク官途ニ浅深アルニコソ、其ニ宗盛ガ詞ノニクカリシカバ、木下ヲバ惜遂ント存ゼシヲ、御命ニ背キガタサニ馬ヲバ遣シ候ヌ」(2—三五九—三六〇頁)。仲綱のこうした言葉を聞いた父頼政が、「コレヲ聞テハ、サコソ遺恨ニ思ケメ」(三六〇頁)、挙兵を決意したとするように、源氏凋落故に起きた事件であると、頼政も考えていたことが分かる。本全釈五の注解「昔ヨリ源平両氏、朝家ニ被召仕テヨリ以来…」(四七頁)参照。○年来医王山ニ首ヲ傾ケ奉テ、子孫ノ神恩ヲ奉仰校異18「医王山」は、〈近・蓬・静〉の「医王山王」がよい。医王は薬師如来の異称で、延暦寺根本中堂の本尊。山王はその垂迹とされた。〈延〉「元ヨリ神明ニ首ヲ傾ケ奉タル身ニテ候ヘバ」(九六オ)、〈闘・長・南・屋・覚・中〉「年来医王山王に首をかたづけ奉て候身が」(〈覚〉五七—五八頁)、〈四〉なし。頼政に山王信仰があったのかどうかは不明。『頼政集』からは窺えない。○今更神興ニ向奉テ、弓ヲ引可放矢ナラネバ頼政が神興に向かって矢を放つことを忌避した理由としては、彼が年来の山王信仰の徒でもあったとすることが降るためだが、今一つは、神興入洛を防ぎ矢を放てば、身に良からぬことが降り掛かることを恐れる気持ちがあるための物言いでもあろう。〈延〉「宣旨ヲ重ジテ神興ヲ防奉ラバ、冥ノ照覧難シ測リ」

（巻一一九六オ）ともある。また、『八幡愚童訓乙』には、「弘安の神輿入洛の時、あしく奉行したりし武士は其夜の内に俄に死し、矢を放ちふせぎ奉し者は、不慮に所帯を失ひて在にかいなく成にけり」（日本思想大系『寺社縁起』二四四頁）ともある。こうした言説が世に喧伝されていたと考えられる。なお、衣川仁は、そもそも十二世紀以前の強訴における大衆の行動について、「本来自発的に戦闘を回避するものであり、基本的には神輿や音声などの視覚・聴覚的效果によって威力を増し、武力には依存せずに訴訟を遂行していた」（二〇三頁）と指摘、一方「武士側も攻撃動員ではなかったことが史料上確認可能である」として、その例として、元永元年（一一一八）五月の強訴の場合、「朝廷は武士・検非違使・下人等を河原に派遣するという対応をとったが、白河院は同時に大衆への射撃の禁止と、制止に従わない「乱入輩」の捕捉を指示した」ことを挙げる（二〇二頁）。○其上纔ノ小勢也 諸本はいずれも〈中〉〈こぜい〉（上―六一頁）、〈闕・南・屋・覚〉「無勢」（闕）巻一上―三三ウ）、〈延・長〉「僅ナル無勢」（延）九六オとする。但し、先には、諸本は、頼政の勢を、〈盛〉「三十余騎」（二四二頁）、〈四〉「不^レ過^二二百余騎^一」（五三左）、〈闕・南・屋・覚・中〉「三百余騎」（闕）巻一上―三三オ）、〈延・長〉「三百余人」（延）九四ウとしていた。「小勢」「無勢」に最も合致するのは〈盛〉であるが、それは、一方では三万、或いは三千余騎ともされる重盛勢との比較の上での物言いであろう。〈盛〉が「三十余騎」とするのは、この「小勢」を字義どおりの意味に取ったための改変と考えられる。○此上ハ大衆ノ御計タルベシ そこからは大衆の皆さんの考え次第です、の意。〈盛〉の独自異文。○頼政庭弱ノ勢ニテ固テ候門ヲ推破奉入テハ

(七〇)

〈四・延・長〉ほぼ同、〈闕〉「開門^ヲ候徒^ニ此陣^ニ入給者」（三三ウ）、〈南・屋・覚・中〉「あけて入奉る陣よりいらせ給て候はば」（〈覚〉上―五七頁）。〈闕・南・屋・覚・中〉は、初めから開かれた無抵抗な門より神輿を入御なさったならばの意。○京童部ガ弱目ノ水ト力笑申サン事 〈四〉「京童部の子細^ヲ申^シ覺候」（五四右）とするのみだが、他は「弱目ノ水」に対して、〈闕〉「目垂離」（七〇頁）、〈延・長・中〉「目ダリ印治」（〈延〉九六オ）、〈南〉「目ダリカウ」（上―一三四頁）、〈屋・覚〉「目だりがは」（〈覚〉五七頁）とする。「目垂顔」は「卑怯なふるまいをするときの顔つき。弱みにつけこんだつけあがった顔つき。また、卑怯なさま」（日国大）で、「目垂印地」は「石合戦で、ことさらに相手の手薄な所をねらって石を投げることから、人の弱みにつけこむことをいう」（時代別・室町）。〈盛〉の「弱目の水」は、「弱っているところへ水を注ぐように、弱みにつけ込んでほしいままにふるまう」（角古大）だろう。弱点を攻めることで、卑怯な振る舞いを意味するか。○東面ノ北ノ脇陽明門ヲバ、小松内大臣重盛公、三万余騎ニテ固ラル 〈盛〉はここではじめて重盛の警固する場所を示す。「越前国気比神人群参陽明門前、訴^テ中国司為家朝臣非法云々」（『中右記』長治元年六月十九日条）、「日吉神人参陽明門」猶訴申、戊剋許祇園神人御輿等^ヲ相共^ニ山大衆参陽明門訴申、」（『殿曆』長治二年十月三十日条）などあるように、正規の内裏において大衆が訴える場所^ニは陽明門であり、「大衆可^ニ乱入^一由相企、依宣旨^ニ不可^レ入陽明門内^一由、検非違使等并武勇士相禦^テ間、」（『中右記』同日条）とあるように、検非違使や武士はまず陽明門を防禦線として守護した。〈盛〉は舞台を大内裏に設定しているために陽明門としていたのであり、前

掲の表のとおり、平家が警固した場所は諸本によって異なる。〈延〉「東面ノ左衛門ノ陣ハ、小松内大臣三千余騎ニテ固メテ候」(九六ウ)。〈延〉はここでも閑院内裏の「左衛門ノ陣」とするため、内裏の「陽明門」の門名はあげない。〈闘〉「南陣・重盛卿固」(三三ウ)。これは前節の説明とは齟齬するが、頼政から見て「南の陣」というのであろう。

〈南・屋・覚〉「東の陣は小松殿、大勢でかためられて候」(〈覚〉上―五八頁)。〈覚〉は先には「大宮面の陽明・待賢・郁芳、三の門をかため給ふ」(上―五七頁)としていた。〈中〉「東のぢんをば、小松のたいふ、三千よきにてかためさせられて候」(上―六一頁)。〈四・長〉はなし。但し、〈長〉ではこの後に、「御こしをば、左多もんのぢんへまはしまいらせらるべくや候らん」(1―九九頁)と大衆に勧めたとする。それぞれ、前節の説明と対応する(前段「源平ノ軍兵依勅命、四方ノ陣ヲ警固ス」項参照)。○神威ノ程モ顕レ、御訴詔モ成就シ、衆徒後代ノ御高名ニテモ候ハンスレ 〈闘・延・長・中〉に近似本文あり。その中でも、〈延・長〉がより近似する。〈延〉「弥ヨ神威ノ程モ顕レテ、大衆ノ御威モ今一氣味ニテ候ヌベケレバ」(九六ウ)、〈長〉「弥山王の御威光もめでたくまし／＼、衆徒の御訴詔もじやうじゆしましさん事、今一氣味にて候ぬべければ」(1―九九頁)。傍線部は、〈盛〉に特に近似する本文。○角申ヲ押テ入セ給ハ、頼政今日ヨリ弓箭ヲ捨テ、命ヲバ君ニ奉、駭ヲ山王ノ御前ニテ曝ベシ 前述のとおり、神輿が頼政の警固する陣より入った場合、⑤頼政は弓を捨て(武士の身を捨て)、⑥日吉山王の神輿の御前にて死体を曝すつもりだという。〈四・闘〉は⑤を欠き、〈盛〉のように⑤⑥と続けるのは〈長〉。〈延〉は、「頼政元ヨリ神明ニ首ヲ傾ケ奉タル身ニテ候ヘバ、ワザト此

門ヨリコソ入レ奉ルベウ候間、門ヲコソ開テ候ヘ。但於自今以後ニ者、永ク弓矢ノ道コソ離レハテ候ハンスレ」(卷一―九五ウ―九六オ)と、大衆達を無抵抗にこの門より入れる以上、私は今後武士の身を捨てることになりましようの意。或いは、〈南・屋・覚・中〉は、「又ふせき奉らば、年来医王山王に首をかたづけ奉て候身が、けふより後、ながく弓箭の道にわかれ候なむず」(〈覚〉上―五七―五八頁)と、神仏に見捨てられた我身は武士の身を捨てることになりましようの意。⑥の威し文句とも言える内容を記すのは〈四・延・長・盛〉だが、〈長・盛〉は、⑤を〈延・南・屋・覚・中〉に見る形から後に移し、⑤⑥と続けることにより、頼政の必死の覚悟の程を描こうとしたのであろう。○太刀ノツカ碎ヨト握ラヘテ立タリ 唱の様子。太刀の柄を碎けよとばかりに握りしめて立っていた、の意。〈近〉は「たちのつかくだけよと、らへてたちたり」の用例未見。「住まふ」語らふ同様、「握る」動作を継続することか。〈延・長〉「射向ノ袖引ツクロヒテ畏テゾ候ケル」(〈延〉卷一―九六ウ)、〈四・闘・南・屋・覚・中〉なし。ただし〈南・屋・覚・中〉は「神人・宮仕しばらくゆらへたり」(〈覚〉上―五八頁)と大衆側の様子を描く。○大衆聞之、若衆徒ハ「何条是非ニヤ及ベキ。唯押破テ陣頭ヘ奉入」ト云ケルヲ、物ニ心得タル大衆老僧ハ、「サレバコソ、子細有ラント思ツルニ」トテ、奉抑神輿、暫僉議シケリ 〈四〉はこの僉議を描かない。〈延・長〉は特に若衆・老僧の区別をしない。〈延〉「大衆是ヲ聞テ「何条別ノ子細ニヤ及ベキ、只破レ」ト云者モアリ。又「暫ク僉議セラレヨヤ」ト云者モアリ」(卷一―九六ウ―九七オ)。〈長〉は、傍線部を欠く。〈闘・南・屋・覚・中〉は若大衆が「何条其儀あるべき。たゞ此門より神輿を入奉れ」(〈覚〉上―五八頁)と

聞く耳を持たなかったとする。さらに〈寛〉は続く豪雲を「老僧のなかに、三塔一の僉議者と聞えし」とし、老僧の一人としている。また

若衆徒と老僧を対立させ、そこで豪雲を登場させる形式の方が、演出を加えたものと言える。

〈闘〉は、続けて「南陣廻御興申族」(卷一上—三三ウ)と記す。

【引用研究文献】

* 青山幹哉「〈顕わす系図〉としての氏系図—坂東平氏系図を中心に—」(伝承文学研究五四、二〇〇四・12)

* 生駒孝臣①「付録 大阪府立中之島図書館所蔵『堺禅通寺蔵渡辺系図』」(『中世の畿内武士団と公武政権』戎光祥出版二〇一四・10)

* 生駒孝臣②「源頼政と以仁王—摂津源氏一門の宿命」(中世の人物 京・鎌倉の時代編第二卷『治承—文治の内乱と鎌倉幕府の成立』清文堂出版二〇一四・6)

版二〇一四・6)

* 河音能平『大阪の中世前期』(清文堂二〇〇二・4)

* 衣川仁「強訴考」(史林八五—五、二〇〇二・9。『中世寺院勢力論—悪僧と大衆の時代—』吉川弘文館二〇〇七・11再録。引用は後者による)

* 佐々木紀一「渡辺党古系図と『平家物語』「鶴」説話の源流(上)」(米沢史学一八、二〇〇二・12)

* 高橋昌明『酒吞童子の誕生 もうひとつの日本文化』(中公文庫二〇〇五・12)

頼政歌 豪雲僉議

1 其中ニ² 西塔ノ法師ニ、³ 摂津堅者豪雲ト云者アリ。⁴ 悪僧ニシテ⁵ 学匠也。詩歌ニ達シテ⁶ 口聞也ケルガ、大音拳⁷テ僉議⁸ニシケルハ、「大内ノ⁹ 四方門々端多シ。強ニ¹⁰ 北ノ陣ヨリ非¹¹可¹²奉¹³入¹⁴。就中彼¹⁵頼政ハ、六孫王ヨリ以来、¹⁶ 弓箭ノ芸ニ携テ、代々不覺ノ名ヲトラズ。是ハ其家ナレバイカセシ、和漢ノ¹⁷才人¹⁸風月ノ達者、カタク¹⁹優²⁰ノ仁²¹ニテ有ナル者ヲ。

14 実ヤ、一トセ近衛院御位ノ時、¹⁵ 当座ノ御会ニ、¹⁶ 深山見¹⁷花¹⁸ト云題ヲ¹⁹給テ、

19 深山木ノ其梢共ミエザリシ²⁰ 桜ハ花ニアラハレケリ

ト秀歌²¹仕タリケルヤサ男、サル情深キ²²名仁²³ゾヤ。首ヲ山王ニ²⁴傾テ年久、掌ヲ衆徒ニ²⁵合テ降ヲ乞²⁶。嗷々無情²⁷門々端多シ。²⁸ 頼政ガ申状ニ

26 随ハルベキ歟哉²⁹ト匈ケレバ、大衆³⁰尤々³¹ト同ジテ、³² 三社ノ神興ヲ昇返シ、³³ 東面ノ北ノ³⁴端³⁵、陽明門ヲ破ケル。此門ヲバ重盛ノ軍兵

34 放³⁵。其矢十禪師ノ御興ニ立³⁶。神人一人宮仕一人射殺サル。蒙³⁷疵³⁸者モ多カリケリ。神興ニ矢立³⁹神民殺害ノ上ハ、衆徒音ヲ揚テヲメキ叫

事彰シ。見聞ノ貴賤モ身毛⁴⁰立バカリ也。大衆ハ神興ヲ陣頭ニ奉⁴¹振捨、ナク⁴²本山ニ帰ノボリヌ。

【校異】 1 〈近〉合点あり。行の冒頭に「かううんせんき」と傍書。 2 〈蓬〉「西塔法師に」へ「静」。「西塔法師に」。 3 〈近〉「つのくにのりつしや」

「蓬」^{モツツハカリ}「撰津堅者」^{モツツハカリ}「静」^{ヨタツ}「撰津立者」^{モツツハカリ}。4 「蓬」^{モツツハカリ}「悪僧にて」^{モツツハカリ}「静」^{ヨタツ}「悪僧にて」^{モツツハカリ}。5 「蓬・静」^{モツツハカリ}「学生也」^{モツツハカリ}。6 「近」^{モツツハカリ}「くちきゝなりけるに」^{モツツハカリ}。7 「近」^{モツツハカリ}「四はうもんく」^{モツツハカリ}「蓬」^{モツツハカリ}「四方の門々」^{モツツハカリ}。8 「近」^{モツツハカリ}「きくの」^{モツツハカリ}。9 「蓬」^{モツツハカリ}「頼政は」^{モツツハカリ}。10 「近」^{モツツハカリ}「きうせんの」^{モツツハカリ}「蓬」^{モツツハカリ}「弓箭の」^{モツツハカリ}。11 「蓬」^{モツツハカリ}「才人」^{モツツハカリ}。12 「近」^{モツツハカリ}「ぶけつの」^{モツツハカリ}。13 「蓬」^{モツツハカリ}「テ」なし。14 「近」^{モツツハカリ}「合点あり。行の冒頭に「頼政歌」と傍書。15 「蓬」^{モツツハカリ}「当座御会に」^{モツツハカリ}「静」^{ヨタツ}「当時御会に」^{モツツハカリ}。16 「近」^{モツツハカリ}「しんざんの」^{モツツハカリ}「なをみると」^{モツツハカリ}「蓬」^{モツツハカリ}「深山花見と」^{モツツハカリ}「静」^{ヨタツ}「深山花見と」^{モツツハカリ}。17 「近」^{モツツハカリ}「いふことをだいに」^{モツツハカリ}「蓬」^{モツツハカリ}「いふ題を」^{モツツハカリ}「静」^{ヨタツ}「云題を」^{モツツハカリ}。18 「近」^{モツツハカリ}「たまはて」^{モツツハカリ}。19 以下「花ニアラハレニケリ」まで、「底・蓬・静」一字落とし。「近」二字落とし。なお、「近」み山木の「蓬」太山木の。20 「近・静」^{モツツハカリ}「桜ハ」より改行。21 「近」^{モツツハカリ}「つかまつたりける」^{モツツハカリ}「蓬」^{モツツハカリ}「仕たりける」^{モツツハカリ}。22 「蓬・静」^{モツツハカリ}「明仁そや」^{モツツハカリ}。23 「近」^{モツツハカリ}「ひさし」^{モツツハカリ}「蓬・静」^{モツツハカリ}「久しく」^{モツツハカリ}。24 「近」^{モツツハカリ}「いやく」^{モツツハカリ}。25 「蓬」^{モツツハカリ}「頼政か」^{モツツハカリ}。26 「近」^{モツツハカリ}「したかはるへきかと」^{モツツハカリ}「蓬」^{モツツハカリ}「したかはるへき哉と」^{モツツハカリ}「静」^{ヨタツ}「したかはるへき哉と」^{モツツハカリ}。27 「近」^{モツツハカリ}「もつともと」と。28 「近」^{モツツハカリ}「三じやの」^{モツツハカリ}。29 「近」^{モツツハカリ}「ひんかしおもての」^{モツツハカリ}「蓬」^{モツツハカリ}「東面の」^{モツツハカリ}。30 「近」^{モツツハカリ}「いたてまつらんと」^{モツツハカリ}。31 「近」^{モツツハカリ}「じんには」^{モツツハカリ}「蓬」^{モツツハカリ}「神人は」^{モツツハカリ}。32 「蓬」^{モツツハカリ}「以外」^{モツツハカリ}。33 「蓬」^{モツツハカリ}「狼籍」^{モツツハカリ}。34 「蓬」^{モツツハカリ}「官兵矢ヲ放其矢十禪師ノ御興ニ立神人」なし。35 「近」^{モツツハカリ}「じんにな」^{モツツハカリ}。36 「近」^{モツツハカリ}「きうじ」^{モツツハカリ}「蓬」^{モツツハカリ}「宮仕」^{モツツハカリ}。37 「近・蓬・静」^{モツツハカリ}「かうふる」^{モツツハカリ}。38 「近」^{モツツハカリ}「じんみん」^{モツツハカリ}。39 「近」^{モツツハカリ}「よたつはかりなり」^{モツツハカリ}「蓬」^{モツツハカリ}「堅計也」^{モツツハカリ}「静」^{ヨタツ}「堅はかり也」^{モツツハカリ}。40 「近」^{モツツハカリ}「ふりすてたてまつり」^{モツツハカリ}「蓬」^{モツツハカリ}「ふりすてたてまつりて」^{モツツハカリ}「静」^{ヨタツ}「ふりすて奉りて」^{モツツハカリ}。

【注解】○其中ニ西塔ノ法師ニ、撰津堅者豪雲ト云者アリ。悪僧ニシテ学匠也。詩歌ニ達シテ口聞也ケルガ、大音拳テ僉議シケルハ 諸本それぞれに豪雲の紹介が異なる。〈延・長〉「其中ニ西塔法師ニ、撰津堅者豪雲ト申ケル、三塔一ノ言ヒ口大悪僧ナリケルガ、萌黄ノ糸威ノ腹巻衣ノ下ニ着、大刀脇ニハサミ進出テ申ケルハ」(〈延〉卷一―九七オ)、〈南〉「西塔撰津堅者豪雲トテ三塔一ノ云口、一山ノ張本トオボシキ大衆、萌黄ノ糸威ノ腹巻ヲ衣ノ下キタルガ、大刀脇ハサミ進出、大音声ヲ上テ申ケルハ」(上―一三五頁)、〈屋〉「撰津堅者豪雲トテ三塔ノ云口一山ノ張本ト覺敷大衆、進出テ大音声ヲアゲテ申ケルハ」(七七―七八頁)、〈寛〉「老僧のなかに、三塔一の僉議者と聞えし、撰津堅者豪運、すゝみ出て申けるは」(上―一五八頁)、〈中〉「一山のちやうはん、三千のいひくちとおぼしき、つのりつしやがううん、すゝみいで、申けるは」(上―一六二頁)。他方、〈四〉は「且有老僧の声」(五四

乗円ト云学生大悪僧ノ有ケルガ、進出テ會議シケルハ」（五一オ）、『太平記』卷二十五「爰ニ妙観院ノ因幡堅者全村トテ、三塔名譽ノ悪僧アリ。：切岸ノ面ニ三王立ニ立テ名乗ケルハ」（旧大系二一〇八頁）。この節、〈盛〉と同じ逸話に加えて、〈四・闘・長・南・屋〉は、〈盛〉はじめ他の諸本が頼政の最後の場面で取り上げる鶴退治の逸話や、他の和歌説話をあげる点で大きく異なる。〈長〉を例に示せば、まず豪運が、頼政が和歌によって昇進した逸話をあげ「やさおとこ」であることを述べる、「四十ばかりなる大衆の、そけんの衣に、かしらつゝみたる」(1—100頁)が、頼政の先ほどの主張が道理であると説き、「深山木の」和歌説話を語る。さらに同人によって、諸本には語られない和歌説話、また鶴退治の説話（ここでも頼政の即妙の返歌が主題となる）が語られるなど、頼政の歌人としての「やさおとこ」の面が強調される。これらはいずれも、鶴退治後の連歌に注目し、頼政の「優男」の一面を描くものとして取り上げている。鈴木彰は、〈四〉のこの部分の記述の後次性を認めた山下宏明の指摘（七〇頁）を受けて、鶴退治説話をここに置く諸本について、〈長・闘〉は「ここに本話を含めた頼政の和歌説話を集約的に記すという整理を施している」とし、さらに〈屋〉については「基本的には頼政の武の側面を語るものとして存在している」鶴退治説話を、「頼政の和歌の才を語る話として位置づけられ」ているところに「屋代本の古態性よりも、むしろ後次的な改編作業を想定すべき」（三二〇—三三三頁）としている。○大内ノ四方門々端多シ。強ニ北ノ陣ヨリ非可奉入（四・闘）なし。〈延・長〉「今頼政が条々所立申、非無其謂。神興ヲ奉テ先立衆徒被訴訟ナラバ、善悪大手ヲ打破テコソ後代ノ名モイミジカラメ」（卷一—

九七オ。ただし、前述のとおり〈長〉の発言主体は豪運とは別人の「四十ばかりなる大衆」（二〇〇頁）、〈南・屋・覚・中〉「尤もさ言はれたり。神興をさきだてまいらせて訴訟を致さば、大勢の中をうち破てこそ、後代の聞えもあらむずれ」（〈覚〉上—五八頁）。「端多シ」は卷二に「勲功端シ多シ」として既出（本全釈七—四九—五〇頁「端シ多シ」項参照）。数が多いの意であろう。大内の四方には多くの門があるのに、何も北の陣から入る必要はないの意。○就中彼頼政ハ、六孫王ヨリ以来、弓箭ノ芸ニ携テ、代々不覚ノ名ヲトラズ。是ハ其家ナレバイカヤセン、和漢ノ才人風月ノ達者、カタク優ノ仁ニテ有ナル者ヲ 頼政が六孫王（経基）以来代々武芸の名門であるの言うまでもないことだが、和漢の才もあり風流も解ず者であることを述べる。〈四〉なし。その他は〈盛〉に同じ（ただし、前述のとおり〈闘・長〉の発言主体は豪運とは別人）。このように、頼政の歌道が称揚されるものの、変化退治の折にも、常に頼政は、まずは武芸の評価が先行して記される。櫻井陽子によれば、これは頼政の和歌が、公卿の家柄と認識されていた平家一門の者達（歌話が記される忠盛や忠度）とは異なり、頼政が武士であることを前提として描かれ、武人頼政を彩るものとして描かれるためとする（一五四—一五八頁）。なお、武門源氏の発祥を六孫王すなわち経基に求める例は軍記物語をはじめ多く見られる。「此等ハ皆六孫王ノ苗裔、多田新発満仲ガ後胤、頼義、々家が遺孫也」（〈盛〉卷十三「源氏汰」2—三〇九頁）。なお、〈南・屋・覚・中〉は、「源氏嫡々の正棟」（〈覚〉上—五八頁）とするが、嫡流にあったのは行綱で、頼政は傍流。○実ヤ、一トセ近衛院御位ノ時、当座ノ御会ニ、

「深山見花」ト云題ヲ給テ（〈延〉「一年セ、故院ノ御時、鳥羽殿ニテ

中殿御会ニ、深山ノ花ト云題ヲ簾中ヨリ被出^レタリケルヲ、当座ノ事ニテ有ケレバ、左中将有房ナド聞エシ歌人モ読煩タリシヲ、頼政召シヌカレテ則チ仕タリ」(巻一九七〇〜九七ウ)と、より状況が具体的にである。源有房が登場する点では〈四・闘・長〉も同様だが、「鳥羽殿ニテ中殿御会」を〈四〉は「和歌所^イ当座^イ御会^イ」(巻一―五四左)、「闘」当座御会」(巻一―三四オ)、「長」鳥羽殿にて当座の御会」(一―一〇〇頁)とする。〈南・屋・覚・中〉は〈盛〉に近く「近衛院御在位の時、当座の御会ありしに、深山花といふ題を出されたりけるを、人々よみわずらひたりしに」(〈覚〉上―五八頁)とする(ただし、〈中〉はこの前に「さんぬる応保の比」(上―六二頁)とある。当座はその場で題を与えられて詠む和歌。なお、櫻井陽子は、天皇即位後に清涼殿で天皇自らが催す晴儀の歌会である中殿御会が鳥羽殿で行われることはなく、近衛天皇在世時に開催されたという資料もなく、帝自身も和歌に興味を持ったという様子はないことから、鳥羽殿での当座の御会という設定を含めて、こうした歌会の設定そのものが頼政の晴れの舞台をしつらえるための虚構であろうとする(一五五頁)。同歌は『詞花集』『治承三十六人歌合』他にも見られるが(次項参照)、詠歌事情については『頼政集』に「白河にて人人花見侍りしに」とあるだけで、いずれも平家物語のような詠歌背景は描かれていない。なお『詞花集』の成立が仁平元年(一一五一)なので、頼政四十八歳以前^イの詠と見られる。このように、平家物語では、変化退治の折にも見るように、連歌や和歌を当意即妙に詠む頼政が前面に押し出されて描かれる。また、『今物語』十三話にも、頼政が頼長の求めに応じて即座に和歌を詠んで誉められたとの説話が載るように、当該話は、物語独

自の設定というよりは、頼政の即興性を評価する歴史的な視点に沿ったものと考えられる(櫻井陽子一五四頁)。歌題を諸本「深山(の)花」というとし、「深山見花」とするのは〈盛〉のみ。「深山に花を見る」と読むのであろうが、同題は「新編国歌大観」には見出せない。一方で「深山花」は多数ある(他に「尋深山花」など)。ここで「見」字を付ける必要性はなく、「深山花」とするのが自然であろう。○深山木ノ其梢共ミエザリシ桜ハ花ニアラハレニケリ〈四・長・覚・中〉同じ。〈延〉は第三句「ワカザリシニ」(巻一九七ウ)、「闘・南・屋」は第三句「ワカザリシ」。なお〈逢〉は「太山木^{ミヤマ}の」と表記する。黒本本『節用集』に「太山^{ミヤマ}」(ミ天地・一七〇)とある。深山の木々の中にあってはその木の梢だとは見分けられなかった桜だが、花が咲いてその姿が現れたことだ、の意。『詞花集』巻一・春・一七に「題不知」として源頼政「深山木のそのこずゑともみえざりしさくらは花にあらはれにけり」とある。他に『頼政集』四六は、直前四五の「白河にて人々尋見侍しに」を受けて「おなじ心を」として同歌を引く。なお、穂久邇文庫蔵本は、第三句を「見えざりしに」とする(『頼政集新注』上―八一頁)。また、『尊円序注』と同類とされる、八戸市立図書館蔵『古今和歌集見聞』には、「猛武士ノ心ヲ如宥ト云事」の注として、御輿振りの場面が取り上げられ、その中で「深山木の」歌も引かれている。当該話の冒頭から引けば次のようになる。「鳥羽院ノ御時、源三位頼政ガ四ツ足ノ門ヲカタメタリシニ、山法師貴入ラントセシ時、「頼政ガ此門ヲバ侍テ、三百余騎ニテ堅メ候。ヨナジクハ大勢ノ中ヲヤブラレタランニハ、山王ノ威徳・大衆ノ威勢目出度程^{ウケタマフツテ}半ヅレ」ト申タリ。然バ、衆徒「最モサルベシ。サテモ一年深山ノ桜ト云題ヲ給テ、

ミヤマ木ノ其梢トモミヘザリシ桜ハ花ニアラワレニケリ ト読テ、深山木ノ三位ト名ヲ得タルヤサ男也」トテ、大衆ヒキテ退ヌ。コレヲハ歌ノ徳ヲ譽タリ。当世カ、ル様多シ」（佐伯真一、六五頁。傍線部は「候ハンヅレ」と読むのであろう）。頼政の兵を三百余騎とする点は、〈闘・延・長・南・屋・覚・中〉に近いが、時代を「鳥羽院ノ御時」とする点は、『平家物語』とは異なる。あるいは、書陵部本系朗詠注の將軍「隴山雲暗」注にも、御輿振譚が見られる。それによれば、時は「何ノ時ゾヤ」あるいは「高倉院ノ御時」とされ、守護する兵も重盛ではなく清盛とされる。また、頼政の守護する門も「東門」であり、頼政の第三句も「シラザリシ（キ）」とあるように、『平家物語』とは異なる点もある。この点につき、黒田彰は、談義の場で行われた頼政譚の一部を伝える可能性の他、武久堅が想定する「高倉宮物語」の断片である可能性などを想定する（二四二―二四三頁）。なお、当該話の設定は虚構の可能性が高いが、同歌が頼政の名歌としてよく知られていたことにより説話化されたものであろう。○首ヲ山王ニ傾テ年久、掌ヲ衆徒ニ合テ降ヲ乞。嗷々無情 山王を信仰し、衆徒に手を合わせて降を乞う者を口やかましく責め立てるのは情けないことであるという。〈近〉は「嗷々」を「いや／＼」（校異24）とする。「りっばなこと、程度の激しいことなどに感じて発することば」（『日国大』）の意味合いが近い。〈延・長〉もほぼ同じ。〈南・屋・覚・中〉が「名歌仕て、御感にあづかるほどのやさ男に、時に臨でいかゞなさけなう恥辱をば与ふべき」（『覚』上―五八頁）とするのに対して、〈延・長・盛〉は、頼政の山王崇敬を再び強調している。「嗷々」は口やかましい様。〈盛〉卷十一「天下ヲ鎮迄コソナカラメ、事ニ触テ嗷々ノ体、

御意ヲエザル処ニ」（二―一九三頁）。ここでは、口やかましく騒ぎ立てるのは情けないことだ、の意か。○門々端多シ 〈盛〉のみに見られる句。この句は、豪雲の台詞で既出であり、重複の感がある。「大内ノ四方門々端多シ。強ニ北ノ陣ヨリ非可奉入」項参照。○頼政ガ申状ニ随ハルベキ歟哉」ト匍ケレバ、大衆「尤々」ト同ジテ「尤々」は賛同の意を表する時の合言葉。次節で豪雲が大衆僉議について説く逸話にも、賛同の際には「尤々」ト同ジ、反対の時には「此条無謂」と言ったとある。なお、〈四〉は単に「早ノ昇返セ」（卷一―五四左）とするが、その他は類似する。〈延〉「頼政ガ申請旨ニ任セテ、東面ノ左衛門陣へ神輿ヲ昇キ直シ進セヨヤ」ト云ケレバ、「尤々」ト一同シテ、左衛門ノ陣へ奉ノ昇」（卷一―九七ウ）、〈南・屋・覚・中〉「……此神輿かきかへし奉や」と僉議しなければ、数千人の大衆、先陣より後陣まで、皆尤々とぞ同じける」（『覚』上―五八頁）など。○三社ノ神輿ヲ昇返シ、東面ノ北ノ端、陽明門ヲ破ケル「三社」は、「山門御輿振」の冒頭記事に見るように、八王子・客人・十禪師。前々節「源平ノ軍兵依勅命、四方ノ陣ヲ警固ス……」項で述べたように、〈盛〉は舞台を大内裏に設定しているため、ここでも陽明門を攻めたとする。ただし、陽明門を「東面ノ北ノ端」とするのは不審。大内裏東面の北端の門は上東門。先に「東面ノ北ノ脇陽明門」とあったので誤解か。同じく門名をあげるのは〈覚〉「さて神輿を、先立まいらせて、東の陣頭、待賢門より入奉らむとしければ」（上―五八頁）。〈覚〉は先に重盛が「大宮面の陽明・待賢・郁芳、三の門」（上―五七頁）を固めているとしていた。あるいは、平治の乱の際に、重盛が待賢門を攻めたことを意識したものか。「此大勢、河原を上りに、近衛・中御門、

二つの大路より大宮面へをしよせてみれば、陽明・待賢・郁芳門、三の門をぞひらきける」『平治物語』新大系一八五頁。その他は、〈四〉「堅^{たる}内大臣之陳^を」(卷一―五五左―五六右)、〈闕・延・長〉「左衛門陣」〈南・屋〉「東ノ陣頭」〈中〉「ひんがしのちん」(上―六二頁)などとする。なお〈延・長〉はこの後、「閑院殿へ神輿ヲ奉振事、是始也」(〈延〉卷一―九八オ)とする。また、〈中〉は「其のちきたの、しんよをさゝげ奉りて、ひんがしのちんへまはる」(上―六二頁)と、わざわざ北野の神輿としている点が不審である。○警固ノ武士ハ、神輿ヲ入タテマツラジト支タリ。大衆神人ハ、陣頭ヲ押破ラントシケル程ニ 警固の武士と大衆との攻防を多少なりとも描くのは、他に〈闕・延・長・中〉。〈延〉「軍兵馬ノ轡ヲ並ベテ、大衆神輿ヲ先トシテ押入ムトスル間」(卷一―九八オ。・は脱文記号。〈長〉の波線部が入るのである)、〈長〉「内大臣の軍兵、我おとらじとむまのくつばみをならべて、ふせき奉りけれども、大衆、神輿をさきとして、をし入らんとするあひだ」(一〇三頁)。『愚昧記』治承元年四月十三日条によると、「而武士等雖相禦、凡不拘制法、先神輿桃入、或以瓦礫打軍兵、或以逆毛木」(近日毎^レ辻在^レ之、世人称^レ兵革之想^ヲ、今已相叶歟)差突之、兵士等漸退去之間、自町辻及西洞院、已以禁門前也」とあり、大衆は神輿を先頭に瓦礫を擲ち、逆茂木で突くなどして武士を後退させたという。『玉葉』四月十三日条によれば、大衆は陣口に入ろうとしたという(欲^レ參陣口之間)。その陣口の一つである二条町辻は、『玉葉』承安二年(一一七二)二月十六日条に見るように、本来の大内裏の陽明門に擬され「陽明門代」と称され、閑院内裏の礼門である東門(左衛門陣、建春門代)へ至る正式の陣口

であった(飯淵康一、二六八頁。野口孝子九一頁)。また前節「東面ノ北ノ脇陽明門ヲバ、小松内大臣重盛公、三万余騎ニテ固ラル」項でも述べたように、正規の内裏において大衆が訴える場所は陽明門であり、陽明門代はそれに替わる場所として認識されていただろう。その町辻を守備の武士は大衆に押し破られ、さらに二条西洞院まで後退し、門前(左衛門陣であろう)にまで及んだとする。桃崎有一郎によれば、陣口は、武装した集団・軍勢を阻止する機能をもっていなかったという(二四六頁)。そうしたこともあり、大衆に押し破られたのであろう。『愚昧記』『顕広王記』『続左承抄』に、神輿の振り捨てられたのが「二条町辻」「二条大路」「二条北西洞院東」とあることから見ても、重盛勢が始めから西洞院大路に面した左衛門の陣を守っていたとするのは不自然である。おそらくは、陽明門代から閑院内裏の北東にあたる二条西洞院にかけての空間で攻防がなされ、ここに神輿が捨てられたのだろう。○以外ニ狼藉出来テ、官兵矢ヲ放。其矢十禪師ノ御輿ニ立。神人一人宮仕一人射殺サル。蒙疵ヲ者毛多カリケリ 〈四・闕・延・長〉「心ヨリ外ノ狼藉出来テ、武士ノ放ツ矢、十禪師ノ御輿ニタツ。神人一人、宮仕一人矢ニ当^中テ死ヌ。其外疵ヲ被ル者多シ」(〈延〉卷一―九八オ)。〈南・屋・覚・中〉「狼藉忽に出来て、武士ども散々に射奉る。十禪師の御輿にも、箭どもあまた射立てたり。神人・宮仕射殺され、衆徒おほく疵を蒙る」(〈覚〉上―五九頁)。〈中〉のみ、矢を放ったのを「たいけんもんかためたるぶし六人」(上―六三頁)とする。古記録類によれば、『玉葉』治承元年四月十三日条には「為官兵被射散」、東西分散、神輿等棄置路次云々、件神輿射立矢云々とあるのみだが、『顕広王記』同日条には、「随大衆陣參之処、付武士等

於陣頭被射払了。神輿二基中矢十禪師・京極寺云々」とあり、十禪師と京極寺の神輿に矢が当たったとする。また『愚昧記』同日条では「仍不堪其責、射払衆徒之間、其矢中三吉神輿云々。大[※]□[※]兩三蒙疵、宮司法師一人忽死去、宮司俗官一人同蒙疵、神人[※]□[※]昇神輿之輩又如此云々」とし、大衆三人が傷を負い、宮司一人が死亡したとする。『続左丞抄』「安元三年日吉神輿入洛事」は「同日、以官使被[※]実[※]檢棄[※]置神輿之處^上。二条北西洞院東所在神輿七基也。其内十禪師神輿、矢一筋射立葱花下云々」とし、十禪師神輿の「葱花下」に矢が射立てられたとする。情報に混乱があるようだが、矢が十禪師神輿に当たり、死傷者が出たことは事実であり、平家物語諸本の記述も史実に沿ったものと言える。この後、藤原師高の流罪とともに、この時神輿を射た武士も禁獄に処せられることになる。〈盛〉では二十日の宣旨に「今月十三日叡山衆徒、昇日吉社、感神院等之神輿、不憚勅制乱入陣中。爰警固之輩、相禦凶党之間、其矢誤中神輿事、雖不^レ凶何不行其科、宜仰檢非違使、召平利家、同家兼、藤原通久、同成直、同光景、田使俊行等、給^中獄所者也。從五位上加賀守藤原朝臣師高解官流罪尾張国、目代師經流罪備後国、奉射神輿官兵七人禁獄事者、今日宣下訖」（一・二六四頁）として、神輿を射た者として六名の名を挙げて「奉射神輿官兵七人禁獄」とするが、〈延〉では同名をあげて「六人禁獄」とする。『玉葉』四月二十日条に引く院宣も同名で六名をあげており、六名が正しいのであろう。『愚昧記』四月二十日条には「又内府郎從六人禁獄云々」とある。ここから、神輿を射た郎等が重盛の郎等であったことが分かる（早川厚一、一・三頁）。元木泰雄①は、「嘉心の強訴では」「重盛をはじめとする

平氏一門の対応が消極的であった」のに対して、「今回は重盛が単独で防御を担当したこと、しかも彼がきわめて積極的な行動をとったこと」に注目し、重盛は「他の平氏一門の協力を必要とせず、単独でも迎撃できるだけの武力を有したので」あり、「他の平氏一門が一貫して非協力的であったことを見れば、今回の強訴の対応に関して、重盛とその他の平氏一門との間に意識の相違があった」と見る（一四六・一四七頁）。この直後「高倉天皇が法住寺殿に避難した際、本来内裏の警護を担当してきた平経盛が内侍所の警護を拒否した（『玉葉』四月十九日条）ことからわかるように、他の平氏一門はけっして後白河の命に従順ではなかった」（元木泰雄②四七頁）。重盛以外にも宗盛・知盛らも警固に出動させている（闕・覚・中）は、こういった歴史的背景から離れ、頼政一人に対して平氏一族を総動員させて描こうとしていることがわかる。○神輿二矢立神民殺害ノ上ハ、衆徒音ヲ揚テヲメキ叫事夥シ 諸本も同様に、〈延〉「カ、ル間大衆神人ノヲメキ叫ブ声、梵天マデモ及ブラムト、ヲビタ、シクゾ聞エケル」（卷一・九八オ）、〈覺〉「おめきさけぶ声、梵天までも聞え、堅牢地神も驚らむとぞおぼえける」（上・一五九頁）などとする。○見聞ノ貴賤毛身毛立バカリ也。大衆ハ神輿ヲ陣頭ニ奉振捨、ナクく本山ニ帰ノボリ又 諸本も同様。「身毛立」は、〈近・蓬・静〉の「身の毛豎つ」が良い。『玉葉』四月十三日条「東西分散、神輿等棄置路次云々」、『顯広王記』同日条「神輿棄二条大路、大衆帰山歟」、『愚昧記』同日条「大衆等各々分散帰山了。神輿棄置二条町辺」〈陣口也〉。前掲のとおり、『続左丞抄』「安元三年日吉神輿入洛事」には、「同日、以官使被[※]実[※]檢棄[※]置神輿之處^上。二条北西洞院東所在神輿七基也」と

あり、二条北西洞院東に神輿七基が捨て置いてあったという。神輿振りが入浴した場合、神輿を捨てていくのは常套手段であった。嘉応元年時の強訴でも、『玉葉』十二月二十四日条「逐電之時、奉棄社輿」

「云々」とある。振り捨てられた後の神輿の造替にかかる費用はすべて朝廷が負担することになっており、その捻出に苦慮することとなった（下坂守八「二頁」）。

【引用研究文献】

- * 飯淵康一「平安期里内裏の空間秩序について―陣口および門の用法からみた―」（日本建築学会論文報告集三四〇、一九八四・6。『平安時代貴族住宅の研究』中央公論美術出版二〇〇四・2再録。引用は後者による）
- * 黒田彰「祇園精舎覚書―法釈、唱導、説話集―」（愛知県立大学文学部論集三八、一九九〇・2。『中世説話の文学史的環境統』和泉書院一九九五・4再録。引用は後者による）
- * 佐伯真一「翻刻・紹介 八戸市立図書館本『古今和歌集見聞』（国文学研究資料館紀要一八、一九九二・3）
- * 櫻井陽子「平家物語における和歌の解釈―源頼政の和歌を中心に―」（『和歌 解釈のパラダイム』笠間書院、一九九八・11。『平家物語の形成と受容』汲古書院二〇〇一・2再録。引用は後者による）
- * 下坂守「京を支配する山法師たち」（吉川弘文館、二〇一一・5）
- * 鈴木彰「『平家物語』巻第一「御輿振」の変容とその背景―屋代本より語り本の展開過程に及ぶ」（国文学研究二二六、一九九七・6。『平家物語の展開と中世社会』汲古書院二〇〇六・2再録。引用は後者による）
- * 武久堅「『高倉宮物語』の構造」（日本文芸研究三九―四、一九八八・1。『平家物語の全体像』和泉書院一九九六・8再録）
- * 野口孝子「閑院内裏の空間構造―王家の内裏―」（平安京・京都研究叢書1『院政期の内裏・大内裏と院御所』文理閣二〇〇六・6）
- * 早川厚「『平家物語』の成立―鹿谷事件と二条・高倉両帝の造形について―」（名古屋学院大学論集（人文・自然科学篇）二四―一、一九八七・6。『平家物語を読む』和泉書院二〇〇〇・3再録。引用は後者による）
- * 元木泰雄①『平清盛と後白河院』（角川選書、二〇一一・3）
- * 元木泰雄②『治承・寿永の内乱と平氏』（吉川弘文館、二〇一三・4）
- * 桃崎有一郎「中世里内裏陣中の構造と空間的性質について―公家社会の意識と「宮中」の治安―」（史学七三―2・3、二〇〇四・12。『中世京都の空間構造と礼節体系』思文閣出版二〇一〇・2再録。引用は後者による）
- * 山下宏明『平家物語研究序説』（明治書院、一九七二・3）

抑豪雲ト云ハ、二品²中務親王³具平⁴七代ノ⁵孫、⁶民部太輔憲政ガ子也。ケリ。訴詔ノ事⁷有テ、⁸後白川法皇ノ御所ニ參ズ。折節法皇南殿ニ⁹出御有テ¹⁰御座。御座。イカナル僧ゾ」ト御尋アリ。『山僧¹¹撰津堅者豪雲ト申¹²者ニテ¹³侍¹⁴ト奏シタリ。法皇被¹⁵仰下¹⁶ケルハ、¹⁷「実ヤ、和僧ハ山門ノ僉議者ト聞召¹⁸。己ガ山門ノ講堂ノ庭ニテ¹⁹僉議スルラン様ニ、只今申セ。訴詔アラバ、直ニ可²⁰被²¹裁許²²」ト。豪雲²³蒙²⁴勅定²⁵、頭ヲ地ニ傾²⁶畏テ奏ケルハ、山門ノ僉議ト申事ハ、異ナル様ニ侍。歌詠ズル音ニモアラズ、經論ヲ説音ニモ非、又指向言談スル体ヲモハナレタリ。先王ノ²⁷舞ヲ舞ナルニハ、面摸ノ下ニテ鼻ヲニガムル事ニ侍也。三塔ノ僉議ト申事ハ、大講堂ノ庭ニ三千人ノ衆徒会合シテ、破タル袈裟ニテ²⁸頭ヲ裏ミ、入堂杖トテ三尺計ナル杖ヲ面タニ²⁹突、道³⁰之ノ露打³¹、少石一ツ、³²持、其石ニ尻懸居並ルニ、弟子ニモ同宿ニモ聞シラレヌ様ニモテナシ、鼻ヲ押ヘ声ヲ替テ、『満山ノ大衆立廻ラレヨヤ』ト申テ、³³訴訟ノ趣ヲ僉議仕ニ、可³⁴然ヲバ『尤々』ト同ズ。不³⁵可³⁶然ヲバ『此条無謂』ト申。假令勅定ナレバトテ、³⁷ヒタ頭直面ニテハ、争カ僉議仕ベキ』ト申上ケレバ、法皇先興ニ入セ給、³⁸「早々罷歸テ、山門ニテ僉議スルラン様ニ³⁹出立テ、⁴⁰急ギ⁴¹參テ僉議仕レ」ト被⁴²仰下⁴³。豪雲宿坊ニ歸テ、同宿共ニハ袈裟ニテ裏⁴⁴頭、童部ニハ直垂ノ袖ニテ頭裏セテ、三十余人引具シテ、御前ノ⁴⁵雨打ノ石ニ尻係テ並居タリ。豪雲己ガ⁴⁶鼻ヲ押ヘテ、⁴⁷「大衆立廻⁴⁸ラレヨヤ」ト云テ、我⁴⁹訴訟ノ趣⁵⁰ヲ、⁵¹事ノ始ヨリ終マデ一時ガ程コソ申タレ。同宿共兼テ存知ノ事ナレバ、⁵²「尤々」ト、⁵³「訴訟其謂アリ。道理顯然也。早可⁵⁴被⁵⁵裁許⁵⁶奏聞」。聖代明時之政化、争カ無⁵⁷御裁許⁵⁸哉』ト申タリケレバ、法皇御興有テ、則被⁵⁹仰付⁶⁰タリケルトカヤ。係者也ケレバ、サシモノ⁶¹乱ノ折節ニ僉議シテ、⁶²頼政難ヲ遁タリ。

【校異】1以下「頼政難ヲ遁タリ」まで「底・蓬・静」一字落とし。〈近〉は二字落とし。なお、〈近〉は行冒頭に「或説ニかううんせんき」。2〈近〉「なかつかさのしんわう」、〈蓬〉「中務親王」、〈静〉「中務親王」。3〈蓬・静〉「具平」。4〈近〉「まこ」、〈蓬〉「孫」、〈静〉「孫」。5〈近〉「みんなのたゆふ」、〈蓬〉「民部卿大輔」、〈静〉「民部卿大輔」。6〈蓬・静〉「ケリ」なし。7〈近〉「あて」、〈蓬・静〉「ありて」。8〈静〉「後白河法皇の」。9〈近〉「しゆつきよあつておはします」、〈蓬〉「出て御座す」、〈静〉「出て御座ス」。10〈近〉「山僧」、〈蓬〉「山僧」、〈静〉「山僧」。11〈近〉「つこのくにの」、〈蓬〉「撰津」、〈静〉「撰津」。12〈蓬〉「者にてにて」。頁替わりによる書き誤りか。13〈近〉「さふらふと」、〈蓬〉「侍りと」、〈静〉「侍ると」。14〈近〉「まことや」、〈蓬〉「誠や」、〈静〉「誠や」。15〈近・蓬〉「をのか」、〈静〉「已か」。〈底〉「已カ」を改める。16〈蓬〉「僉議すらん」。17〈近〉「たゝちに」、〈蓬〉「直に」。18〈近〉「かうへを」、〈蓬〉「頭を」。19〈近〉「かしこまで」、〈蓬〉「畏て」、〈静〉「畏て」。20〈近・蓬〉「ことなる」、〈静〉「異なる」。21〈近〉「さふらふ」、〈蓬・静〉「侍り」。22〈近〉「うたゑいする」、〈蓬〉「うたひ詠する」、〈静〉「うたひ詠する」。23〈近〉「こゑにも」、〈蓬〉「声にも」、〈静〉「声にも」。24〈静〉「先」字右に「マツ」、左に「セン」を傍記。25〈蓬〉「舜を」。26〈近〉「もんもの」、〈蓬〉「面摸の」、〈静〉「面摸の」。27〈近〉「かしうを」。28〈近〉「三足はかりなる」。29〈近〉「つき」、〈蓬・静〉「つきて」。30〈近〉「こいし」、〈蓬〉「こいしを」、〈静〉「小石を」。31〈近〉「もち」、〈蓬・静〉「もちて」。32〈近・蓬〉「かけ」、〈静〉「かけて」。33〈蓬〉「立めくれよと」、〈静〉「立め

くらよやと」とし、「ら」の後に補入符あり。右に「れ」を傍記。34〈蓬・静〉「訴詔」の。35〈静〉「申候」。36〈近〉「けりやう」、〈蓬・静〉「假令」なし。37〈近〉「たゝかしら」、〈蓬・静〉「直頭」。38〈近〉「たゝおもてにては」、〈蓬・静〉「直面にては」。39〈蓬・静〉「申上たりければ」。40〈近〉「給ひ」、〈蓬・静〉「給て」。41〈近〉「はやく」、〈蓬〉「とくく」、〈静〉「早々」。42〈近〉「いてたち」。43〈蓬・静〉「急ぎ」なし。44〈近〉「まいて」、〈蓬・静〉「まいり」。45〈近〉「かしら」、〈蓬・静〉「かしらを」。46〈近〉「御まへの」、〈蓬〉「御前の」。47〈近〉「あまうちの」、〈蓬・静〉「雨打の」。48〈近・蓬〉「をのか」、〈静〉「己」。49〈蓬〉「鼻をを」。最初の「を」が行末に位置することによる書写の誤り。50〈蓬・静〉「訴詔」。51〈蓬〉「ヲ」なし。52〈静〉「事始より」。53〈近〉「せせう」、〈蓬〉「訴詔」、〈静〉「訴詔」。〈底〉「詔訴」を改める。54〈静〉「申たれば」。55〈近〉「らんの」とし、右に「みたれイ」と異本注記。〈蓬〉「乱の」、〈静〉「乱の」。56〈蓬〉「頼政」。

【注解】○抑豪雲ト云ハ、二品中務親王〈具平〉七代ノ孫、民部太輔憲政ガ子也ケリ 以下、本節は豪運が後白河法皇に大衆僉議の作法を語る逸話。〈延・長〉にも同話あり。〈延〉は「豪雲」とする。なお、

豪雲の出自を述べるのは〈盛〉のみ。〈尊卑〉によると村上源氏の流は、二品中務卿具平親王より、師房―顕房―雅俊―憲俊―憲雅に至り、憲雅の子に豪雲の名が見える(三一五―四頁)、『赤松系図』同(統群書五下―四一九頁)。これに対して『村上源氏那波系図』では、顕房―季房―忠房―憲房―憲政―豪運マユとなっており(統群書五下―四〇二頁)、豪雲が具平親王の「七代の孫」ということになる。また水原一は『村上源氏那波系図』で豪運の子に昌運(傍記「山徒養子、実小野房子也」とし、豪運の弟任房(傍記「号小野房…」)の子を養子にしたとする)、さらに孫に昌明(傍記「山徒大悪僧号常陸房」)があることに注目し、「この常陸房昌明とは、源平合戦終熄後、十郎藏人行家を探索して和泉国八木で尋ね当て、散々に格闘の末ようやく逮捕したという悪僧」(一〇三頁)であり、豪雲・昌明の悪僧二人が系図上に結ばれることを指摘する。ただし水原も指摘するように、この系図には年齢が合わず不審な点もある。そこで渡辺達郎は、これらの

また渡辺は、『僧綱補任殘闕』に基づき、〈尊卑〉が豪雲の兄としてあげる性憲が永治元年(一一四二)生、弟道俊が久寿元年(一一五四)生であることから、豪雲の生年が類推できる。とすれば、安元三年当時豪雲は三十歳前後となり、老僧とは言い難いことになるとする。

○訴詔ノ事有テ、後白川法皇ノ御所ニ参ズ。折節法皇南殿ニ出御有テ御座 〈延・長〉 ほぼ同じ。何の訴訟であったかは示されない。この後に、後白河法皇の前で演ぜられた僉議の場面でも、「我訴訟ノ趣ヲ、事ノ始ヨリ終マデ一時ガ程コソ申タレ」と、具体的には記されない。この逸話自体が虚構の可能性も高い。 ○和僧ハ山門ノ僉議者 僉議者とは、僉議の司会役(安田次男三八頁)とも、僉議の代表者(松尾恒一、八頁)ともされるが、延年の僉議を検討した松尾恒一によれば、僉議者は腹巻等武装こそしていないが、五条袈裟の裏頭姿で、重衣を着していたとし、『管絃講并延年日記』によれば、履物は大衆が裏無であるのに対して、僉議者は紫緒の塗足駄で、檜扇を手にしていたとする(五―六頁)。 ○山門ノ僉議ト申事ハ異ナル様ニ侍… 以下、

豪雲が法皇に請われて、山門の僉議の様子を語り、さらに実演することになり、法皇を喜ばせる。〈延・長〉もほとんど同じだが、僉議の発声が特殊であることを殊更に強調する「歌詠ズル音ニモアらず、経論ヲ説音ニモ非、又指向言談スル体ヲモハナレタリ」は〈延・長〉に該当する本文なし。僉議の発声は、歌を詠む声でもなく、経論を説く声でもなく、向かい合って言談する体とも異なるとするのだが、その理由として、この後に、「鼻ヲ押へ声ヲ替テ」と記される。僉議は、そうした作法に則った儀礼化されたものであった。本話は特に豪雲の悪僧ぶりを強調する逸話とは言えず、むしろ悪僧豪雲に興味を持ち、山門の僉議を実演させ、興に入る法皇が注目される。小峯和明は、豪雲の語りと所作は「ほとんど芸能化しており、ことごとく後白河院という時の権力に回収される、そういう仕組みが物語の結構をささえていたので」あり、「巷にゆきかう様々な声、一般には聞こえない声をも聞きとることのできるのが王であり、それが権力や権威のあかし」であったとする（五二九頁）。○先王ノ舞ヲ舞ナルニハ、面摸ノ下ニテ鼻ヲニガムル事ニ侍也「先王」に、〈蓬〉は振り仮名に「センノウ」、〈静〉は「先」字右傍に「マツ」、左傍に「セン」あるが（校異24参照）、ここでは、「王の舞」の説明がなされているので「まづ」と読むべきだろう。王の舞については橋本裕之①②の研究に詳しく、社寺の祭礼において芸能の一環として演じられ、田楽・獅子舞などに先だって、行列を先導する機能を担っていたと考えられている。また演じるには天狗のような赤い鼻高面を着け鉾を持つという特徴があり（①三二—三三頁）、天孫降臨を先導した猿田彦との関わりも指摘されている（②二二八—二二九頁）。その起源については不明な部分も多

いが、『年中行事絵巻』にはその様子が描かれ、また中世にはこの王の舞の面がすぐれて呪力を持つものと認識されていたことが知られる（丹生谷哲一、四六—四八頁）。橋本裕之が報告するように、現在も若狭地域をはじめ各地の祭礼で演じられている。〈盛〉の一文は、大衆僉議に先立って王の舞が舞われたことを示すものとして注目されてきたが、小峯和明が指摘するように、「ここは山門の僉議が通常と異なるものとして、その特異な発声法をいう一連の例証に含まれるものであろう。…王の舞の折りに仮面の下で鼻をしかめる時の状態だといふもので、これはあくまで発声の特異性をいう例にみるべきではないか」、「裏頭の状態で鼻をおさえて声を変えて発声するさまを、王の舞の仮面下の発声になぞらえたもの」（五二七頁）と捉える方が自然であろう。また、〈延・長〉の場合も、〈延全注釈〉が指摘するように、「鼻ヲシカムル事ノ候ナル定ニ、三塔ノ僉議様ハ」（〈延〉九八ウ）も、「定ニ」に見るように、「王の舞と僉議を対比する文脈と読める」（巻一—五六五頁）ことから、そのように読んで良からう。いずれにせよ、王の舞の際に特異な発声を行っていたことが知られる。「面摸」は〈近〉「もんも」、〈静〉は振り仮名に「メンウツシ」とする（〈蓬〉は振り仮名に「メンウツシ」とするが「メンウツシ」であろう）。〈延〉は「面摸」の「摸」に振り仮名「カタ」とし、「ヲモテガタ」と読むか。〈長〉「おもてがた」（上—一〇四頁）。すなわち王の舞で顔に着ける面のことであるが、「めんうつし」の用例は未見。「鎌倉遺文」「若王舞面形敷」（六八九〇、薩摩新田神社文書）。「鼻ヲニガムル」も〈延〉「鼻ヲシカムル」と同意であろう。○三塔ノ僉議ト申事ハ、大講堂ノ庭ニ三千人ノ衆徒会合シテ…ここで語られるような大衆の僉議の様子

については、『法然上人絵伝』卷三十一、『天狗草紙』延暦寺卷・園城寺巻に描かれていることが知られている。『法然上人絵伝』は比叡山の大衆僉議を描くが、袈裟で裏頭をした衆徒が円陣になり、中心の衆徒は腰を下ろして、周囲には長刀を持つ者も描かれる(続日本の絵巻2—1—14頁)。松尾恒一は、「中央で足駄を履き、腰を下ろしている三人程の僧」で、長刀も刀も手にしていず、腹巻もつけていないように見えるが扇を持つ僧が、僉議の代表者であり、延年の儀式での僉議者に照応するとしているが(七〇—八頁)、そこまでの区別がされているか疑問である。衆徒が裏頭をする点について、小峯和明は「発信者が誰かわからないようにするため、ある意味で民主的な議決手段である」が、「ほとんど儀礼化もしくは芸能化していたと想像される」(五三—三頁)とする。「弟子ニモ同宿ニモ聞シラヌ様ニモテナシ、鼻ヲ押ヘ声ヲ替テ」とするのも、それに照応する所作であろう。また、全員が一つずつ小石を持って、そこに腰掛けたというのも、同様に平等性を表したものと見える。また、替同の際に「尤」と応じるのは、『天狗草紙』の僉議の場面の画中詞にも多数「尤」の字が書き入れられているところにも窺える(続日本の絵巻26—二二、三九頁)。(盛)にも、「進出テ僉議シテ云、『……本堂ニ火ヲ差ヤク』ト申ケレバ、衆徒「尤々」ト一同シテ」(卷一「山僧焼清水寺」1—一〇五頁)、「則其後大講堂ノ庭ニ三塔会合シテ僉議シテ云、『……仏神威ヲ垂給ハミ、豈無裁許哉」ト云ケレバ、『尤々』ト同ジケリ」(卷二「白山神興登山」1—二二—二三頁)など数箇所に見られる。なお、「入堂杖トテ三尺計ナル杖」(〈延〉「入堂杖トテ三尺計候杖」。(長)も同)は道端の雑草の露を払ったりする時に用いるようだが、詳細は不明。『法

然上人絵伝』や『天狗草紙』の僉議の場面に、僧が杖様の物を持つ場面は見られない。○ヒタ頭直面ニテハ〈近〉「たゞかしらたゞおもてにては」(蓬・静)「直頭直面にては」(校異37・38参照)。(延)「ヒタ頭ラニテハ」(卷一—九九オ)。(長)「ひた面にては」(1—一〇四頁)。たとえ勅定であるからといって、裏頭せずに、頭と顔を表して僉議することなどできましようかの意。『紫式部日記』「たゞかう、殿上人のひたおもてにさし向かひ」(新大系二九〇頁)。○同宿共ニハ袈裟ニテ裏頭、童部ニハ直垂ノ袖ニテ頭裏セテ〈延・長〉「同宿十余人ニ頭ラ裏セテ、下部ノ者共ニハ直垂・小袴ナドヲ以テゾ頭ヲバ裏セケル」(〈延〉卷一—九九オ)。(長)、「傍線部は「ひたゝれ、小袖」。袈裟を着ない童部は直垂の袖を代用して頭を隠したという。(〈延〉の「小袴」では不自然であろう。○三十余人引具シテ、御前ノ雨打ノ石ニ尻係テ並居タリ〈延〉は「已上十三人バカリ」(二)は補記。卷一—九九オ)。(長)は「以上三十人ばかり」(1—一〇四頁)。雨打の石は、軒下の雨打際に敷かれた石。『法然上人絵伝』卷三十一で、興福寺金堂前に裏頭姿の大衆が並び座っている様子に近いだろう(続日本の絵巻2—1—二三頁)。○豪雲己ガ鼻ヲ押ヘテ、「大衆立廻ラレヨヤ」ト云テ：豪雲は、法皇の前で訴訟の僉議を実演する。(〈延・長〉では、実演前の豪雲の所作と科白「鼻ヲ押ヘテ、『大衆立廻ラレヨヤ』ト云テ」がなく、雨打ちの石に腰掛けたまま僉議を始めたように読める。やはり前項同様『法然上人絵伝』が描く興福寺での僉議の様子が想起される。(盛が法皇への僉議の説明に対応させて、加えた可能性もあろう。また〈延・長〉は、実演後の豪雲の科白「訴詔其謂アリ。道理顯然也。早可被_レ經奏聞」。聖代明時之政化、争力無御裁許哉」がない。(盛)

では僉議の実演を以て、法皇に裁許を迫っているのであって、豪雲の弁舌に長けた悪僧ぶりが〈延・長〉よりも強調されていると言えようか。〈延・長〉とも最後は「法皇興ニ入セ御シテ、当座ニ御勅裁蒙タ

リシ豪雲トゾ聞エシ」（卷一—〈延〉九九ウ）としている。○係者也ケレバ、サシモノ乱ノ折節ニ僉議シテ、頼政難ヲ遁タリ 豪雲の逸話を受けて、頼政の話題に戻す一文、〈延・長〉なし。

【引用研究文献】

- *小峯和明「声を聞くもの—唱導と大衆僉議—」（国文学研究一二三、二〇〇一・3。『中世法会文芸論』笠間書院二〇〇九・6再録。引用は後者による）
- *丹生谷哲一「鬼の呪力—「王の舞」にみる—」（朝日百科日本の歴史別冊5『歴史を読みなおす 大仏と鬼 見えるものと見えないもの』朝日新聞社一九九四・4）
- *橋本裕之①「王の舞の成立と展開」（芸能史研究一〇二、一九八八・7。『王の舞の民俗学的研究』ひつじ書房一九九七・5）
- *橋本裕之②「王の舞の解釈学」（国立歴史民俗博物館研究報告三一、一九九一・3。『王の舞の民俗学的研究』ひつじ書房一九九七・5）
- *松尾恒一「南都寺院における衆徒の延年結構—僉議の芸能化をめぐる—」（芸能史研究一〇三、一九八八・10）
- *水原一「悪僧の系譜」（『延慶本平家物語考証三』新典社一九九四・5）
- *安田次男『寺社と芸能の中世』（日本史リブレット80、山川出版社二〇〇九・4）
- *渡辺達郎「小野悪七郎・豪雲・昌明系譜考—続々 伊勢三郎義盛の前身—」（国語国文、二〇一四・2）